



男女平等条例の制定：バックラッシュとの戦い

橋本ヒロ子

2002年4月1日現在で、都道府県56市
区町が男女平等条例を制定している（内閣府男
女共同参画推進会議）。2000年3月から2年の間
にこれだけの自治体が男女平等条例を制定した
ということは、日本の自治体におけるジェンダ
ーの主流化が着々と進んでいると理解して良い
のであろうか。

確かに条例の制定は、自治体におけるジェン
ダーの主流化を推進するための根幹となるもの
である。しかし、制定された条例を分析すると
ピンからキリまである。例えば、東京都男女平
等参画条例の前文には「男女が互いの違いを
尊重する」という文言が入り不評を買ったが、
同じ表現が、今年3月に交付された大阪府の条
例の前文に入った。さらに、基本理念の4に
「社会の基盤である家庭の重要性を認識し」が
入った。しかも、東京都の場合は、雇用の分野
における男女平等について事業者に報告を求
め公表したり、助言することができると定めたの
に対して、大阪府の条例は、詳説すべき内容は
何もない。大阪府では時間をかけて内容の優れ
た条例を作ることに危機感をいたり、一部の与
党議員が八木秀次氏を講師にして懇親会を開催

して骨抜きを囲り、その成果をあげたようであ
る。

千葉県では草木知事のリーダーシップにより、
モデル的な条例制定が進められている。しかし、
公開の検討委員会で、参加者70名中約20名の
男女共同参画推進条例制定反対派が根拠のない
反対意見を次々に声高に述べたと言う。今後、
県議会議員へのロビイングが必要であろう。

このような厳しいバックラッシュの中でも、
福岡県福間町では、町の契約業者としての申し
込みの際、男女共同参画の状況について報告す
ることを義務づけ、広島市では補助金を受け取
る団体の男女平等の状況について報告を求める
というような具体的な積極的格差是正措置が条
例に盛り込まれた。また、堺市条例では性同一
性障害の人などの人権に配慮することを基本理
念で定めている。

今年4月現在の内閣府の調査では、基本計画
の策定を条例に入れていない自治体が1つある
が、これは神奈川県である。神奈川県条例は、
すでに基本法で都道府県に義務付けている基本
計画の策定には触れていないが、一定規模以上
の事業所に男女平等の状況について報告義務を

課している。報告しない事業所に対して知事は勧告することが出きるとしている。形式だけ整えて、中身のない条例を作るより、神奈川県のように特徴を持たせることもひとつである。

審議会委員の男女別割合について、岡山市では、審議会等の委員の性別割合 6 対 4 とすることを義務づけている。それに対して、埼玉県では男女均等に、鳥取県では男女比が 6 対 4 以内という数値を努力義務として挙げており、努力義務としている自治体がほとんどである。一方、国に倣って、審議会全体ではなく、男女共同審議会だけの男女比を定めている自治体もあり多く見られる。

熊本県、広島市、新潟県上越市では、表現は

多少異なるが、自治体の職員などを首長が任命する場合、男女の割合を同等とする配慮をするよう定めている。

男女平等の推進に関して、行政に対する苦情申し立てや私人間の争いの解決のため、埼玉県、石川県などでは独立した苦情処理委員会を設置している。独立した苦情処理委員会は都道府県レベルでもそれほど多くない。市区町村では水戸市や区民が条例案を検討して行政に提案した目黒区（男女平等・共同参画オングルード）である。

自治体におけるジェンダーの主流化は全体としては前進しているようであるが、バックラッシュへの適切な対応が緊急課題である。

アメリカのバックラッシュ

家庭内暴力に反対する全国連合会公共政策部長ジュリー・フルチャー (Juley Fulcher) さんに会う機会があった。彼女は、ニューヨークのジャパン・ソサイエティーからの派遣で日本のDVへの対応などの調査に来日中である。DV防止のための全国組織があること自体、日本より進んでいるが、アメリカも現政権になって大変なバックラッシュのようである。以下、その一部を紹介する。

まず、大統領府女性委員会は廃止され、全国10箇所の女性と労働事務所も廃止が決まったが、女性たちの運動で向こう1年だけ廃止が延長された。また、女性運動の高まりでやっと設置された法務省の女性に対する暴力室（VAW室）も職員全員が解雇され、室は省からはなれたところに移され、予算が切られるという措置が続いている。女性団体VAW室存続の法案制定を提案し、やっと両院通ったのに、両院で採択された法律の文案を調整する最後の段階で大統領に近い議員が委員長をしている小委員会が意図的に開催されずつぶされそうになっている。女性団体はそれに対して運動を展開しているが見通しは甘くないとのことである。

(橋本ヒロ子)

第2回世界高齢化会議出席報告

房野 桂
国際婦人年連絡会国際部担当委員

I. 会議の背景

第1回世界高齢化会議は、1982年にウイーンで開かれ、「高齢化国際行動計画」が採択された。その後世界では大きな人口学的変化が起き、国連ではこれを「高齢化革命」と呼んでいる。その中で、1999年が国際高齢者年に指定され、そのテーマは「すこやかな年齢のための社会」だった。今回の会議のテーマも、この国際高齢者年のテーマを引き継ぐものだった。

先進国では、徐々に高齢化に対応できるが、開発途上国では、高齢者が急激に増えるため、開発と人口高齢化の同時進行の課題に直面することになる。このような状況の中で、誰でも安心感と尊厳をもって老いることができ、完全な権利を持った国民として社会に参画し続けることを各国が保障しなければならないという事態となつた。この会議は、国連総会決議に基づいて、第1回会議から20年を経て、スペイン政府がホストとなり、マドリードで開かれた。中心となつた国連機関は、経済社会問題部の社会開発委員会だった。

II. NGO フォーラムと政府間会議

NGOは、4月5日から9日まで、開かれたが、①高齢化に関する公的政策、②高齢者の権利、③文化、訓練、参画、余暇、④貧困と開発、⑤健康問題、⑥環境問題の6つの領域で開かれた円卓会議とワークショップが中心だった。円卓会議とワークショップは、全部で約170開催された。

私はGray Panthersという団体の主催する「女性の健康とSocial Activism」と題する円卓会議でパネリストを務め、日本

の介護保険制度を紹介した。

これら円卓会議とワークショップから出てきた問題は、ひとつの「宣言」にまとめられて、政府間会議に提出された。

政府間会議は4月8日から12日まで開かれたが、NGOのアクセスはスペイン側のセキュリティに厳しく制限された。コンゴ(NGO連合)は、毎朝5時半から1時間ブリーフィングを開いて、国連のNGO連絡担当官を呼んで、NGOのアクセスの改善を求めるが、スペイン側のセキュリティを説得できなかつた。NGOは、結局各国政府代表が演説するホールにはアクセスできたものの、会議最終日に採択された「政治宣言」と「2002年高齢化国際行動計画」という2つの文書の折衝にはアクセスできなかつた。コンゴでは、「2002年高齢化国際行動計画」の実施を監視するラボルトゥールの任命を求めてロビー活動を展開したが、政府間会議では全く取り上げられなかつた。

日本政府代表団は、内閣府、厚生労働省、スペインの日本大使館の人たち十数人で構成されていたが、女性は通訳を含めてたつた2人。高齢化会議代表団のジェンダー・バランスを考慮するという今年3月の国連女性の地位委員会でなされたコミットメントが全く守られていなかつた。

政府間会議中は、WHO、UNFPA、ユネスコ等の主催するサイド・イベントが約40開かれた。

採択された「行動計画」は、「開発」、「健康と安寧」、「支援的環境」の3つの優先方向を定めて、様々な行動を提案している。

しかし、コンゴでは、会議を重ねる毎に、NGOが政府間折衝から遠ざけられていくことを大変懸念していた。

男女共同参画に関する苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する

論点整理に対する北京 JAC の意見

I. まとめ

主な意見は次の4点である。

1. 国の制度においてオンブズパーソン制度の確立を重要な課題として明記すべきであり、既存制度の運用の改善や積極的な活用にとどまるのでは不十分である。
2. 地方公共団体の苦情処理については、女性センターの蓄積や経験を評価し、活用することはよいが、それにとどまらず、先進的な自治体で設置したような独立した第三者機関である苦情処理機関の設置を方向づけるべきである。
3. 人権委員会を設立した機関とし、雇用の場における女性に対する差別的取り扱いも人権委員会の救済対象とすべきである。
4. 苦情処理ガイドブックの編集・作成にNGOの経験やノウハウも活用すべきである。

II. 具体的な説明

男女共同参画社会基本法17条に規定されている苦情の処理に関する論点としては、基本法制定以前から、オンブズパーソンについて検討すべきとされてきた。1996年7月30日付男女共同参画ビジョンは、「国内本部機関の新たな機能として、男女平等に関する問題解決に当たるオンブズパーソンについても検討すべきである。」と規定し、2000年12月に策定された男女共同参画基本計画においても、「必要に応じて我が国の実情に適したオンブズパーソン的機能を果たす新しい体制について調査・研究を行う。」と規定されている。しかしながら本論点整理においては、このオンブズパーソンに関する言及が全く抜け落ちており、内容的にも、以下のように具体的に指摘したとおり不十分なものとなっている。

1 施策についての苦情の処理

(1) 施策についての苦情の処理に関する論点

①苦情処理体制の枠組みの構築と関係機関の連携・協力体制の強化

「苦情処理体制の確立に当たっては、苦情を申し出した国民の権利・利益を簡易迅速かつ柔軟に救済するという観点から重要である。」としているが、個別の問題に関して、簡易、迅速、低廉に利用できる独立した苦情処理制度の確立が必要である。既存制度の運用の改善や積極的な活用にとどまるのでは不十分であり、国の制度においてオンブズパーソン制度の確立を重要な課題として明記すべきである。

その理由としては、国の苦情処理の制度である、「行政相談」は、苦情の申し立てに対するあっせんにとどまるものである。「行政相談員制度」もそもそも無償のボランティアであるから、その知識・技能の向上や活動の活性化を図ろうとしても自ずと限界が存在していることは明らかである。そして新たに平成13年に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」による政策評価、行政評価、監視の制度についても、この評価は、同法3条1項により「政策効果」に対するものであって個別的な問題に関するものではなく、その評価の観点も、必要性、効率性または有効性からの評価に過ぎないものである。また男女共同参画会議は、論点整理においても指摘されているように、「直接の当事者として苦情の具体的な件を処理することは現行法上できない。」からである。

これ以外の論点整理の指摘については、男女共同参画会議の役割に関して、苦情処理体制を充実させるべきであること、苦情内容等の情報を定期的に把握するためのシステムの構築、本来の機能を

發揮することにより役割を果たすこと、このため苦情処理・監視専門調査会における体制の整備について「検討すべきではないか」と指摘されている点については、「早急に実現する。」とすべきである。

②地方公共団体

地方公共団体に関連した部分については、地方公共団体においては、男女共同参画条例により新たに第三者的立場から一定の権限を施策についての苦情処理を行う機関を設置するなど独自の苦情処理機構を制度化したり、苦情処理機能が確保されつつあるところから今後とも取り組みの推進が重要であり、各論点についてはすべて「早急に実現する。」とすべきである。女性センターの相談機能などを評価しているが、それでは苦情処理機関としては不充分であり、専門家をメンバーとする独立した第三者機関である苦情処理機関を設置するよう市町村に働きかけるべきである。

(2) 苦情の処理に従事する者の知識・技能の向上及び活動の活性化

この点に関する各論点もすべて「早急に実現する。」とすべきである。

なお苦情処理ハンドブックの作成においては、「民間団体などの参加」について明記すべきである。

2 人格侵害における被害者の救済

すべてに提出されている人権侵害法案の内容とも関連して論点整理に関する意見を提出する。

(1) 被害者の救済に関する論点整理

①被害者の救済に関する各種機関の連携強化と地域における効果的な支援体制の構築

本論点整理の指摘についてはすべて「早急に実現する。」とすべきである。

②被害者救済に関する者の、知識・技能の向上及び活動の活性化

本論点整理の指摘についてはすべて「早急に実現する。」とすべきである。

③人権侵害における被害者救済と施策についての苦情の処理との関係

本論点整理の指摘についてはすべて「早急に実現する。」とすべきである。

(2) 人権侵害法案により設けられる人権委員会

本法案により設けられる人権委員会については、独立行政委員会としてもその独立性について問題がある。この委員会は、法務省の外局とされたが、1998年11月の国際人権（自由権）規約委員会から、「警察や入管職員による虐待を調査し、救済のため活動できる法務省などから独立した機関を迅速なく設置する」よう勧告された通り、少なくとも法務省外の内閣府の下に設置されるべきである。

また、日本の被雇用女性の待遇の悪さは国際的にも知られていることである。女性がもっとも差別にさらされている労働分野における女性差別等の人権侵害についての権限を外していることは、男女共同参画社会基本法の根柢からすれば重大な問題であり、当然に人権委員会の対象とすべきである。

そのほか独立行政機関されていない人権委員会が、メディアに対し調査を行い、取材行為の停止命令を発するなどすることは、民主主義社会において不可欠である市民の知る権利を侵害するおそれが極めて強く問題である。

(5) 苦情処理機構ならびに人権侵害に関する被害者救済の制度においては、公権力による人権侵害については、監視・虐待に限定せず、条例などの行政人権法、憲法、法律に規定される人権の侵害一般を対象とすべきであり、私人間の人権侵害については、男女共同参画に関する問題は、長年にわたる固定的性別役割分担意識の浸透等に基づくものが多く存在するという観点から取り上げられるべきである。

そして「国内機関の地位に関する原則」の1993年12月の国連総会決議（パリ原則）が規定しているように、以下の問題について、政府、議会及び機関を有する全ての機関に対して意見、勧告、提案及び報告を提出し、公表を決定することができるものとすべきである。

①人権侵害の撲滅及び保護を目的とするすべての法規定又は行政規定並びに司法機関に関する規定、
②自ら取り上げることを始めたあらゆる人権侵害の状況、③人権一般に係る国内の状況及びより具体的な問題に関する報告書の作成、国内内で人権が侵害されている地域の状況について政府の注意を促し、
そのような状況を収集するためにイニシアチブをとるよう要請し、必要な場合には政府の立場や対応について意見を表明すること。

もし極右が政権に就いたとしたら —フランス大統領選を振り返って—

石田久仁子

世界中の民主主義を擁護する人びとは、4月21日の第1回フランス大統領選挙の結果に驚愕した。有力候補といわれていた左派の現首相を押さえて、極右の人種差別主義者、性差別主義者であるルペン国民戦線党首が決戦投票に進出したからである。あってはならないこと、あろうはずがないと思われていたことが現実となってしまったのだ。

幸い決戦投票では有権者が「共和主義的基準」にしたがって投票したために、ルペン候補は敗退した。だが彼が20%近くの得票率を得たという事実は重い。下院の国民議会選挙をひかえて、国民戦線党は勢いづいてもいる。ルペン候補がフランス国民に約束した社会とはどんな社会だったのだろうか。

■フランス国民優先原則

彼の選挙公約のコアは「国民優先」という考え方である。憲法を改正してこの原則を盛り込み、それに沿ってフランス社会を再構築する、というのがルペンのフランス社会変革プロジェクトだ。

フランス社会は病んでいる。病原は移民労働者²、そして実質的に国境を消してしまったEU統合だ。だからEUを脱退し、国境のコントロールを強化して、不法就労者の侵入を防がなければならない。

ルペンは、移民労働者がフランス人から職を奪ったとして、フランス人、とくに労働者の敵に

¹決戦投票で民主的候補者と反民主的候補者が対立している場合に、共和国を守るために、たとえ前者を支持してはいないとしても、そして第一回投票では前者に対立して立候補した別の民主的候補者に投票したとしても、後者の当選を阻止するために、小選を捨て大同をとるというフランス共和国の市民にとっての伝統的な投票基準。

²一般には旧フランス植民地北アフリカからやって来た肌の色が異なるアラブ系移民を指す。

仕立て上げる。ルペンの失業対策は、「国民優先原則」を適用して、フランス人労働者に優先的に仕事を配分し直すというものだ。だが実際には移民労働者が従事する仕事はゴミ処理をはじめとする、フランス人労働者がもはや就きたがろうとはしない職種なのだから、彼の政策は非現実的でしかない。

ルペンはフランス・サッカー代表チームにも「国民優先原則」を適用して、生粋のフランス人白人選手だけからなる代表チームを再編すると主張する。けれどもフランスは、周知のように、国籍について血統主義ではなく、出生地主義を採用している。だからフランス国民の多くが、3代遡れば移民労働者だったといわれている。つまりルペンのいう「国民」は虚構でしかないのである。実際、今來日しているフランス代表チームは、世界最強の攻撃的ミッドフィルダー、ジダンをはじめ、大半のメンバーが移民の出身で、まさしく異民族を統合して発展してきたフランス国民国家を象徴している。

だがこの虚構の中でフランスの純血を夢見るルペンには、移民労働者がフランス人から職を奪うという脅威であるだけでなく、もっと大きな脅威に思えるらしい。一般に移民労働者の家族は、白人フランス人家族に比べると子沢山だからである。フランス民族の純血を守るためにには、移民労働者と白人の結婚を禁止すべきだとルペンは主張する。その上で、「生粡のフランス人カップル」が移民労働者にもまさる繁殖力をもたなければならないという。

■人種差別・性差別・出産奨励策

ルペンにとって女性の最も重要な役目は、子を産み、民族の繁栄に貢献することである。ルペンは、70年代にフランスの女性たちが闘いの末に勝ち取った中絶の権利を女性たちから奪い、性別役割分業と男女の序列を基本にした家族の秩序の復権を通して、フランス社会の再生

を図ろうとする。数年前に解禁された中絶用ピルももちろん禁止される。これはリプロダクティブ・ヘルツ/ライツの後退どころか完全な否定である。実際これまでにもルペンの仲間たちは中絶手術を行う医療機関を襲撃する事件を何度も起こしてきた。

ルペンの家族手当は出産奨励策であると同時に、女性を家庭に閉じこめるためのものもある。子ども3人以上の家族で、両親の一方が育児に専念するならば（ほとんどの場合母親）、この家族に対し子どもが18歳になるまで法定最低賃金の1.5倍の手当が毎月支給される。

しかし今日出生率は、専業主婦を増やすことではなく、むしろ経済的に自立した女性を支援することによって上昇することが、統計的に確認されている。

■男のアイデンティティの危機

ルペンは生殖に結びつくことのないホモセクシュアリティを嫌悪する。1ヶ月前に暗殺されたオランダ極右政党党首、フォルタインはルペンと同じように移民排斥を主張していた。だが自らがホモセクシュアルであると公表していた彼は、生前、同性愛者を差別するルペンと比較されることは心外だと述べていた。ルペンにとって、エイズ患者イコール同性愛者だ。だからエイズ医療施設を建設して、そこにエイズ患者すべてを隔離するという。

同性愛嫌悪はしばしば男性性の誇示のかたちである。男性工場労働者の情熱的・暴力的・男性的な価値を称揚するルペンに投票した者も多かった。歴史家ミッシェル・ペローは5月3日付けルモンド紙の記事で「国民戦線党は労働階級の危機、男のアイデンティティの危機という二重の危機を基礎にして台頭した」と分析している。

■示威行動が市民をつくる！

選挙権では若者たちの政治への無関心・政治離れが報道されていた。だが第一回投票があつた日の深夜から、選挙結果を憤り、ファシズムの再来を危惧する社会党シンバの若者を中心に、街頭での自発的な抗議行動が始まった。抗議行

動は日を追って高まり、連日、全国各地で数万人規模のデモがあつた。デモの中心になっていたのは学生やまだ選挙権のない高校生だった。授業を放棄して街頭に出た彼らの多くは、高揚した口調で「デモすることだけが、今自分たちがもっている唯一の意志表明の手段だ」「デモへの参加によって、自分が政治的に目ざめた」と語っていた。

■民主主義者は中立ではあり得ない！

さらに決戦投票を4日後にひかえたメーデーには、全国で150万人の人々がルペン阻止のデモに参加した（最近の日本での最大規模の集会は5月24日明治公園で行われた有事法制反対集会だったが、参加者は30分の1にも満たない4万人）。決戦投票までの2週間、メディアも反ルペンキャンペーンを展開していた。決戦投票では民主主義体制そのものが賭けられていたからである。

だがあきれたことに一部日本のメディアは「フランスのメディアは中立原則をかなぐり捨ててシラク候補を支持」と批判的に報道した。民主主義の危機を前に、メディアが守るべきものが「中立性」であるはずがない。そんなことがメディアの使命でないことをすでに私たちは歴史から学んだはずだ。

結果はすでに知られているように右派のシラク候補が80%以上の票を得て、大統領に再選された。だがもちろんこの選挙によって政権が決まったわけではない。政権を決定する選挙は大統領選から今月9日と16日に行われる国民議会選挙へと移行してしまったのだ。

■ルペンは東京にもいる？

数年前政治生命も終わりに近づいたかと思われていたルペンは、大統領選で左派候補の乱立にも助けられ、グローバリズムの競争から排除された人々の不安につけ込み、それを巧みに利用して不死鳥のように甦った。ルペンに劣らずおぞましい人種・性差別的発言を繰りかえす石原慎太郎。3年前メディアが無邪気に中立原則を守っていた都知事選で、私たちはすでに“ルペン”を選んでしまったのかもしれない。

第7回全国シンポジウム 分科会

(2002年5月25日現在)

下記の内容で準備をすすめています。ご覧になって、参加分科会をお考え下さい。まだ交渉中や未定の部分もあり、また、決定事項でも当日変更になる場合もありますので、ご了解ください。

分野	テーマ/サブテーマ	内 容	助言者/問題提起者等
平和	1 平和・グローバリゼーション —人間の安全保障とジェンダー—	経済のグローバル化は、世界の人々に貧困と失業、環境破壊や貧富の差の拡大をもたらし、平和をおびやかしています。そのしわよせは、女性や子どもの人権侵害を始めています。私たちが人間として尊厳のある生活を安心して暮らすために、市民の視点から平和とは何かを問い合わせ、私たち一人ひとりに向かできらか、市民社会の新たな役割を語り合います。	●問題提起者 7/20 (土) 北沢洋子、羽後静子 7/21 (日) 地域で活動している方 (調整中) ●助言者 清水澄子 ●担当者 清水澄子、横田悦子、時寶達枝
人権	2 女性と子どもへの暴力 —DVの現状とこれから—	テーマを人権の中で、今最も社会問題となり、フォローが必要なDVの問題に絞り、子どもへの影響についても考える。DVの最新報告とWHOの報告、岡山市の現状と課題、他都市の状況(久喜市・大野三枝子)の3本立てで進行し、フロアーからも発言していただく。最後に今後見直される予定のDV防止法改正の具体的な提言ができればと思っています。	●問題提起者 ゆのまえ知子、曾田佳代子、貝原巳代子、中四国管内暴力DV担当者(交渉中)、久留米市民間シェルターの方 ●担当者 ゆのまえ知子、貝原巳代子、若井たつ子、大野三枝子
環境	3 持続可能でジェンダーに公正な社会づくり —リオ+10、ヨハネスブルグ・サミットに向けて—	本年8月26日～9月4日南アフリカにて開催されるヨハネスブルグ・サミットは、1992年の地球サミット以降の世界各地での取組やその後新たに生じた課題等を踏まえ、再開発、再構築、再資源化等の課題を総合的に検討する会議です。このヨハネスブルグ・サミットを身近な問題として動機づけ行動を促すきっかけをつくるための学習会と地域からの提言づくりを検討します。	●問題提起者 三隅佳子 ●助言者 小宮山洋子 ●問題提起者 三隅佳子、山崎智子、姫井ゆみ子
社会	4 社会システムと女性 —「家族」から「個人」単位に—	自分らしく生きたいと思うけれど自ら人生の決定を行っていますか?103万円の壁とは?私たちの生活にどのような影響があるのだろうか。税制(配偶者控除・特別控除)、年金(第3号被保険者控除)とは?人間らしく生きる社会システムを目指して意	●問題提起者 齋藤誠、山下泰子、堀口悦子(交渉中) ●担当者 齋藤誠、下市このみ、黒崎瞳子

ス テ ム		見交換し、実現すべく提言書をともに創りあげていきたいと思います。 女性差別撲滅条例道次検定書の批准と来年に予定されている女性差別撲滅委員会における日本政府レポート審議において問題提起と意見交流。各地の男女共同参画推進条例について問題提起と意見交流を行いたいと思います。	
参 画	5 政治を身近なものにするために —女性が政治を変える—	90年代、とりわけ北京会議以降日本でも活発に展開されてきた政策決定の場への女性の進出促進運動の中で、おそらく十分には問われてこなかったように思われる問題がある。政治とは何か、政治が私たちの生活にどう係わるのか、政治参画のしくみはどうなっているのか、それは男女に公平か、といったいくつかの基本的な問いである。それらを手がかりに、女性が政治に参画することの意味を考え、女性の政治参画推進のための新たな戦略を検索したい。	<p>●問題提起者 永井よし子、菅野節子、樋口由美子、下市このみ、石田久仁子</p> <p>●担当者 石田久仁子、杉山祐充子、永井よし子、藤木潤子</p> <p>●司会 松本椎子</p>
情 報	6 ICT と女性のエンパワーメント —情報社会とわたしたち—	グローバル化社会を推し進める原動力ともなった情報革命、そのICTの進展した情報社会で、私たち女性はどのようにエンパワーできるのか、ジェンダーの視点で現在の情報社会の問題点と課題を見つけ、将来への展望を探る。 (20日) —情報社会とわたしたち— ICTの光と影 (21日) —ICTと女性のエンパワーモデル—女性のエンパワーの手段として	<p>●問題提起者 7/20 (土) 杉本慧子 7/21 (日) 稲元周子</p> <p>●助言者 7/20 (土) 小川雅史、佐々木行治 7/21 (日) 橋本ヒロ子</p> <p>●担当者 橋本ヒロ子、稻元周子、黒見節子、杉本慧子</p>
労 働	7 地域特需とワークシェアリング	地域特需の縮小から女性は正規雇用が減少し、パートや派遣など不安定雇用が増えています。同じ仕事をしているにもかかわらず、パートと正規雇用との賃金格差は大きく開いています。また、正規雇用の中にもコース別雇用による差別があります。自立した生活が保障される働き方をするには同一賃金労働・同一賃金が必要です。 男女とも全ての人が、仕事と家庭の両立ができる働き方をするには、ワークシェアリングを導入し、家庭的責任を担っていく、オランダモデルをいっしょに学んでみませんか?	<p>●問題提起者 西村かつみ、上田 育子、北野きよみ、浜倉利子</p> <p>●助言者 中島通子</p> <p>●担当者 中島通子、正路玲子、坂根河喜子、植月満</p>

第7回全国シンポジウムについてのお知らせ

前号のマンスリーにチラシを掲載いたしました。申し込みの受けつけは始まっています。ご希望のホテルにお泊りいただくためにも、お申し込みはお早めにお願いいたします。

分科会の詳細について、今号に掲載いたしました。ご参照の上、ご参加くださる分科会についても、お申し込み時にあわせてご指定くださると好都合です。

・お問い合わせ 北京JAC事務所 03-5689-6826(FAX)
永井よし子 03-3944-6974(T) 03-3944-9647(F)
世界女性会議岡山連絡会(時賀連枝)086-943-1318(T/F)
e-mail: okacom@tyt.ne.jp

北京 JAC カレンダー

★2002年6月16日(日)

- ・定例全体会 13:30~15:30
国連子ども特別総会の参加者から
ご報告いただきます。

報告：森田明彦さん（日本ユニセフ協会
広報室長）

田中都江さん・沢野佳子さん
(政府代表の子どもたち)

会場：琴平（こんひら）会館
文京区本郷 1-5-11

參加費：500 里（金員無差）

！！！ 前号でご案内した会場の文京区男女平等センター（旧文京女性センター）は手数料ため、会場を変更いたしました。地図の載ったチラシを同時にしましたので、ご参照の上、お誘い合わせてのご参加をお待ちしています。

- ・世話人会 15:30 から引き続き、
世話人会を開催いたします。

★7月は全国シンボジウムです。

★9月の例会は9月1日(日)13時30~
内容は検討中です。次号でお知らせいた
します。

前号にて2002年度～2004年度の世話を人をご紹
介いたしましたが、役割分担などについて未確定の部分があります。最終的な決定につ
きましては、決まり次第、ご報告いたします。
なお、共同代表は、清水澄子・橋本ヒロ子・
三隅佳子の3人です。

■先日の総会でご承認いただいたように、本年度から定例全体会を隔月の日曜日に開催することになりました。しかし情報交換および世話人会開催がそれだけ間違になります。タイムリーな問題意識を持ちにくくなるおそれもあり、それを避けるために、意見交換の機会を随時設定してはどうかとの意見が出ています。日時の設定、周知の方法など、難しい問題がありますが、なんとか実現したいですね。

■総会で紹介された日中國交回復30周年行事
については事務局にお問い合わせください。

『北京JAC マンスリー 第61号』

2002年6月1日施行

編集・発行 北京 JAC 事務局
6.1号の相当地話人 永井よし子

113 東京都文京区本郷1-33-9
コーポレートビルディング 802
T/F 03-5689-6828
メールアドレス jacc@pop06.odn.ne.jp
郵便番号 00250-7-66426
北京JAC事務局

「私たちにふさわしい世界を」

～国連子ども特別総会報告～

安部芳絵

(子どもの権利条約ネットワーク事務局次長)

【国連子ども特別総会開催】

2002年5月8日から10日まで、ニューヨークの国連本部において国連子ども特別総会（以下、UNGASS）が開催された。1990年9月の「子どものための世界サミット」で採択された宣言（子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言）と行動計画の実施状況を振り返り、今後10年間にとるべき行動についてのコメントをとりつけることが目的であった。

UNGASSの特徴のひとつは、1990年をはるかに上回る、さまざまな層の参加にあった。約180ヶ国から政府代表団が派遣され、議会議員も79ヶ国から250名が参加した。日本は遠山敦子文部科学大臣を主席代表として、有馬真喜子総理個人代表、2名の子ども代表、横浜市長、NGOを含む総数45名の大規模な代表団を派遣している。

【子ども参加】

最も注目すべきことがらは、やはり子ども参加であろう。実に世界153ヶ国から404人の子どもたちが参加している（うち女子241人、男子163人、NGO代表140人、政府代表264人）。日本からは政府代表団の2名に加え、NGOからも2名が参加した。



8日、ニューヨークの国連本部で開幕した国連子供特別総会で演説するボリビアのガブリエラ・アリエッタ・ニーロイター

子どもたちはUNGASSに先立つ5日から7日まで、「チルドレンズ・フォーラム」に参加し、UNGASSへの理解を深めた。

チルドレンズ・フォーラムでは、①搾取・暴力・虐待からの保護、②環境、③戦争（子ども兵士）、④子ども参加とパートナーシップ、⑤健康、⑥HIV/AIDS、⑦貧困、⑧教育の8つのグループで話し合いを行った。①～⑧で話し合った内容は全体でシェアされ、子どもたちのメッセージとしてまとめられた。

8日からの会議においても、さまざまな会場で子どもたちの元気な姿と真摯な瞳、鋭い発言がおとなを圧倒していたことを付け加えておく。

【みんなの熱い想いを伝える】

「みんなの熱い想いを伝えることができた。」2001年12月に横浜を舞台に開催された、第2

回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（横浜会議）の子ども代表でもあり、UNGASSに政府代表団の子どもメンバーとして参加した田中郁恵（大学1年）はこう語る。彼女はUNGASS会期中に行われたサポートイングイベントにおいて、「横浜会議に集った世界の子ども・若者がつくりあげたファイナルアピールを国連文書に」と訴え、世界から集った人々の共感を呼び、ファイナルアピールの国連文書化が達成されたことは特筆すべきことである。これは子どもの権利の視点から考えても、子どもの意見表明権の国際的な行使という非常に重要な意味を持っている。

【成果文書6つの争点】

子どもたちの活躍に対し、UNGASSそのものはどうであったのだろうか。今後10年間の達成すべき目標およびとるべき行動を定めた成果文書については主に以下の6つが争点となつた。(1)子どもの権利条約の位置付け、(2)リプロダクティブ・ヘルス、(3)死刑および少年司法、(4)児童労働、(5)武力紛争・子どもの難民、(6)フォローアップと監視・検証。紙幅の都合で全てを述べることができないが、特に(2)に関して述べておきたい。

思春期の子どものリプロダクティブ・ヘルスに関わる記述はアメリカとパチカンを中心とする勢力の反対により後退した。リプロダクティブ・ヘルスのための「サービス」という文言については、中絶を含む可能性があるとして、アメリカが強行に反対、EUなどの推進派と対立を繰り返した。最終的には、リプロダクティブ・ヘルスに関わる「教育、情報およびサービス」「責任ある性行動」の促進に関わるパラグラフなどが全て削除されている。

ただし、1995年の第4回世界女性会議などへの言及は残されており、思春期の子どものリプロダクティブ・ヘルスに関わる記述が全滅したわけではない。2003年の国別行動計画策定にむけ、国内の取り組みが重要となってくる。

【子ども観の転換を】

子ども参加に関しても、課題は少なくない。400人という大規模な子ども参加は「深い議論ができなかった」というマイナス要素も生み出した。また、子ども代表を選ぶプロセスが不透明であった国が多い。その意味でも子どもの権利の視点からの検証が不可欠であり、子ども参加支援のおとの問題としても更なる実践と研究が必要であろう。

一方で、このようなコメントもあった。「多くの友達ができ、新しい出会いがあったことが嬉しかった。今も連絡をとりあっている」日本の政府代表であった澤野佳子（高2）のコメントからはUNGASSが終ってからも続く子どもたち独自の動き、そして今後への広がりが見て取れる。課題は多い。しかし、おとなだけで解決せず、子どもと共に問題に向き合って行くことが重要であろう。

子どもをパートナーとして見るヒントとして、最後に子どもたちのメッセージを紹介したい。

UNGASS初日には、史上初めて総会の場で子どもによるスピーチが行われた。チルドレンズ・フォーラムでの話し合いをもとにまとめられたこのメッセージのタイトルは「私たちにふさわしい世界を」である。「子どもたちに」ではなく「私たちに」だ。これには理由がある。「私たちは子どもとおとなを分けることはできません。子どもの行動はおとなに影響を及ぼし、おとの行動は子どもに影響を及ぼします。だから子どもだけじゃなくすべての人にふさわしい世界、という意味で『私たちにふさわしい世界を』と名づけました。」（アレグサンドル・ロス、16才、ルーマニア）そして子どもたちはそんな世界をつくるために、子どもとおとながパートナーシップで取り組んで行こうと語る。「みなさんは私たちを未来と呼びます。けれども私たちも現在でもあるのです。」

いま、私たちおとなに子ども観の転換が求められている。

「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する 中間報告についての北京JACの意見 ①

経済成長を支える仕組みとして強化された性別役割分業にもとづく制度や慣行が、その後の社会経済状況の変化および男女に平等なライフスタイルを求める声にともなって改善された部分が見られるが、同時に不適合は潜行し、見えにくくなり、複雑かつあいまいになりつつある。このような時期だからこそ、中立的なライフスタイルの確立に向けた制度的政策的必要性は増している。従って、本中間報告はこのような時代の要請に沿ったものであり、内容的にもある程度、評価できる。

しかし、今回の中間報告で、現状分析はおおむね妥当だが、バランスを取りすぎてジェンダーバイアスの指摘が弱い部分が散見される。また、施策等の方向についても表現等に弱い点が散見される。

さらに、無償労働の評価のあり方については、本中間報告は全く触れていないことを指摘したい。すでに日本でもある程度の調査研究がされているので、その成果も組み入れるべきではないだろうか。

「施策等の方向」

1. 制度・慣行の個人単位の考え方への見直しは、中立的な方向への具体的舵取りの要である。もっと明確に打ち出すべきで、中間報告において、「留保」あるいは「困難」に言及する必要はない。 ~P.19 の1の1) P.19の2の1) P.20の1) など~

2-2) P.21-22 加入の魅力の増加の項 みずからの負担が給付に結びつかないことは正は、指摘自体は正しいが、年金制度・雇用システム・賃金と労働時間・意識の面に言及した分析を加えるべきである。

2-2) ウ 第3号保険者制度の見直しは、ぜひ進めるべきだ。二つのパラグラフにおいて、任意加入時代にそのような不都合があったかの検証が必要である。もっと積極的な見直しを提言するためにも、みずからあるいは不本意に専業主婦の立場を選択したことの意味を問いかけたい。また、雇用関係のない妻に係わる保険料の事業主負担の財源については、あらたな不公平を生じない配慮が必要である。

2-2) P. 23 のエ 離別と公的年金の項 「一般的に離婚を促進するような制度は望ましくない」という考え方」に続く文章は、かっこ内の考え方を前提にして、DVなどのみ離婚が妥当というように読み取れる。逆に、「離婚によって明らかな経済的・社会的不利益を一方が蒙る制度（現行制度）は好ましくない」という考え方立たなければ、ライフスタイルの選択への中立性は実現できないのではないか。

2-2) P.23 ②健康保険、介護保険 「必要に応じて更なる検討を行う」とあるが、それはどんな場合か。すでに現状は見直しの必要が指摘されている。時間切れによる表現か、先送りなのか。

【例】「国民健康保険」、擬制世帯主については、便宜的に非世帯主を記名することが認められたが、そのような糊塗策は意味がない。国保における世帯主制は中立的でない 状況を生むもとなので、法改正を進めるべきである。

【例】さらに、国民健康保険組合の存在など、同一法内に異なる仕組みが存続することの不公平は放置されたままである。世帯主の職業によって同一法における負担と給付の違いがあることは見直しが必要である。

【例】介護保険は、給付は個人単位、保険料は部分的に世帯制が入る。見直しが必要。

3-1) p.24 賃金格差を生みだす要因に触れていない。存在することを前提に、さらりと流している。労働時間短縮を前提としたワークシェアリングは人間らしい働き方への前提であり、仕事と家庭の調和ある働き方として、女性は以前から主張してきた。

3-2) p.25 変化の兆しー市場競争激化、グローバル化による光と影の部分を指摘し、女性の二極分化が促進される懸念を鮮明に打ち出し、成果主義、能力主義要索導入に伴う評価基準の検討の必要性に触れる。日本の雇用の肯定面があるとすれば、ジェンダーの視点を入れた組換えが急務である。

3-3) p.26 ワークシェアリング

21世紀の男女の生き方、働き方にかかわるという視点、前提となる基盤整備が欧米に立ち遅れているという点、部分的に企業にとっていいとこどりで進むと、女性は底辺に再編される層が出る。

オランダ、スウェーデンおのの特徴があるが、一人でも生きられる個人単位に触れていない。企業の競争力確保のためには、一人あたりの所得は低下しても、2人ならばという世帯単位に受け取れる下記ぶりは、説明不足ではないか。均等待遇を政府が確保し、労使のルールとすべき。

3-4) p.28 良好で多様な労働形態の実現に向けて

就業意識の多様化は不安定で低賃金を生み出している。社会保障等の問題もある。働きに見合った待遇となるような環境整備を、厚生労働省主管であったとしても具体的に入るべきである。

労働市場の改革、変革のための前提条件整備を進めるべきという具体例をあげるべき。

労働時間のみならず、パートタイム労働、日本型均衡待遇ルール確立のあり方についても単なる検討でなく、「均等待遇」として内容に触れる。

北京JACの意見 ②

I 上記中間報告に対する当団体の主な意見は以下の点である。

1 税制・社会保障制度等において、専業主婦であること自体にインセンティブが与えられる制度は、男女とりわけ女性に対してその社会における活動の選択に対して影響を与える社会における制度となつてはからも全廃し、個人を単位とする制度へと見直しが必要であるとすべきである。

2 雇用システムにおいても、コース制人事制度や、家族手当制度、パートタイム労働者に対する差別的待遇などについて、女性に対する間接差別としてとらえて労働市場の環境整備を行うとすべきである。

II 意見の内容（中間報告の論評部分と引用部分は省略。意見部分を記載）

1 現状の分析について（略）

2 大学進学率と就業について（略）

3 税制・社会保障制度等について

（前略）配偶者控除・特別控除の問題は、所得課税の際の控除の問題であることを重視すべきであると思料する。つまり専業主婦である女性が働き始める際には（通常は子供が小学校に入学した後）、夫に、勤務先に配偶者の勤務先の届け出を行うこと、配偶者控除の不適用により自らの手取収入が減額することについての了解を取る必要が生じてくるのである。つまり妻が働き出して収入を得ること自体について、自らの判断だけでなく、夫の了解が必要となっていることが、妻の再就業の際の行動に影響を与えることは明らかである。さらに、家族手当制度を採用している企業が多数に昇り、またその企業において支給基準を配偶者の収入を基準とし、その基準を103万円においているということは、妻の収入がこれを超えるときは、夫における手取り収入のうちの家族手当分までも失うことになるものであるから、妻が再就業の際に、この家族手当部分までの手取り収入を失うことまでも夫の了解を得ることは極めて難しいことは容易に想像がつくことである。これらの点からも女性が再就業後、100万円の手前において自ら就業調整を行うことは当然のことなのである。

社会保障制度においても、厚生年金には企業負担部分があるので、現状のように不況が深刻な際は、130万円という年間収入を厚生年金の適用の基準とすると、企業は企業負担をおさえるために、女性パートタイム労働者の雇用者について、この基準以下に押さえようとする逆のインセンティブが働くことになり、これが女性のパートタイム労働者の収入に大きな影響を与えていることは明白である。

このように、女性の再就業において、税制や年金制度が影響を与える要因は、世帯単位の年間収入の総額とともに、制度自身の内容が、税制であれば夫の了解、年金であれば、企業の都合という、自らの判断では決められない他の要因に規定されていることがより主要な問題であるということができる。

上記の点からも、中間報告において「以上の事実には矛盾する面がある。その要因として、制度に対する誤解や制度が十分に知られていないこと、思いこみ、納税そのものを避けるためなどと様々な解釈がある。」としているは、この点に関する分析不足が原因であると思料するものである。

最終報告においては、この点についての分析を加えたものが検討されることを望むものである。

4 (前略) 日本は先進国の中でもとりわけ女性のエンパワーメント指数が低い。その背景には、このように大多数の高等教育を受けた女性が、出産・子育てで一旦はキャリアを中断させ、しかも再就業の際は、最低賃金にも満たない収入しか得られない状況を余儀なくされるという社会制度が存在することも、要因の一つと考えられるのである。

2 政策等の方向

(1) ライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムの基本的な考え方

配偶者控除・特別控除という制度が、専業主婦の存在自体に世帯主である夫の手取り収入に大幅な税額控除を認めるというインセンティブを与えている。また年金においても第3号被保険者制度は、世帯における女性が専業主婦であることにインセンティブを与えている。

○ しかもこれらの制度は、専業主婦であることにインセンティブを与えるだけでなく、女性の再就業の際には、その収入の額について、制度自身の内容が、税制であれば夫の了解、年金であれば企業の都合という、自らの判断では決められない他の要因に規定されることによって、これらの税制や年金制度が影響を与えていているのである。

このことは、男女共同参画社会基本法4条に規定されている「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」とあることに反するものであって、同法15条には、「国は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」との規定に基づきこのような制度は変更されなければならないのである。

(2) 税制・社会保障制度等改革の具体的方向

○ ①税制においては、配偶者控除・配偶者特別控除は廃止されるとすべきである。この変更が国民の負担に与える影響を調整するように配慮すべき点については、所得税法86条の基礎控除額を大幅に引き上げることで調整し、少なくとも生活扶助の金銭給付限度額程度まで引き上げることが望ましいと考える。

②社会保障制度

厚生年金の第3号被保険者制度を廃止するとすべきである。この制度の廃止に当たっては、当面パートで働く主婦についての厚生年金の適用を大幅に広げ、保険料負担をしていない専業主婦の数を減らした上で制度の見直しを行うことが望ましいと考えるものである。

なお厚生年金の適用を大幅に広げる際は、130万円未満という限度額の見直しによるものではなく（企業は1日の労働時間について、その額の限度内に制限するおそれがあるからである。）、1週の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数についての見直しの方法によることが望ましいと考える。

(3) 雇用システムの将来的方向

雇用システムにおいては、国連女性差別撤廃委員会の日本政府報告書の最終コメントにおいて「民間部門において女性が直面している昇進や賃金についての間接的な差別を取り扱うためにとった措置についても報告すべきである。」と指摘されたように、現在の労働市場において女性を結果において差別するものとなっている「総合職」「一般職」制度などのコース制人事制度や、家族手当制度、そしてパートタイム労働者に対する差別的待遇の改善などについて、女性に対する間接差別とならないための労働市場の環境整備を行うためにとるべき具体的な措置について明らかにすべきである。

==高いとはいえない学識・企業・マスコミ関係者の認識==

「配偶者等からの暴力に関する有識者アンケート調査」について

ゆのまえ知子

タイトル・目的と内容が異なる

先ごろ公表された「配偶者等からの暴力に関する有識者アンケート調査」の報告書の全体に眼を通し、表紙を見直して不思議なことに気がついた。調査の内容はもっぱら「配偶者間」の暴力や「配偶者暴力防止法」についてなのだが、報告書のタイトル及び調査目的でも「配偶者等」となっているのである。「配偶者等」というのは、配偶者やそれに準じる男女の関係等も含まれるとみるべきであろう。NGOは婚姻関係に限定されない関係においても暴力の性質は変わらないため「配偶者」限定には反対した。北京JAC法案でも「配偶者等」としているだけに、報告書のタイトル、調査目的と調査内容が異なっていることにはこだわりを感じる。

調査は4月からのDV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)の全面施行に伴い実施された。調査対象者の有識者5000人というのは、学識者、マスコミ関係者、地方自治体の首長・議会議長、企業経営者、女性有識者など9方面の関係者である。多くは各500人、最も多い750人は女性有識者である。以下に特徴のある点について一部を述べる。

学識、企業、司法、マスコミ関係者の傾向

配偶者暴力防止法の周知度に関しては、「内容を知っている」割合は、その平均値(56.

)より群を抜いて低いのは企業経営者(26.1%、以下%)と学識経験者(36.7)である。「名前も聞いたことがない」のもこの両者は高く、1位が企業経営者(15.1)2位自由業者(11.2)、3位学識経験者(10.3)である。

4個の具体的行為について暴力か否かを問う項目では司法関係者に特色がある。

「相手が嫌がっているのにポルノビデオや雑誌を見せる」を、暴力と考える平均値62.7に対し36.0だし、「相手の交友関係や電話を必要以上に監視する」も22.7、「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」とかいう、も24.0、「家に生活費をいれない」も14.5と、平均値よりはるかに下回っている。これは司法関係者が抛つて法律が身体的暴力のみを暴力と規定しているからではないかと思われる。また企業経営者も低い割合である。

根強いDV神話

マスコミ関係者にDV神話の偏見をもつ割合が高く、新聞・テレビの女性記者からしばしば聞かれるDVに対する管理職男性の意識と重なるものである。たとえば、暴力をふるう理由について、「暴力を受ける側にも落ち度がある」とするのはマスコミ関係者47.3、企業経営者47.7、各種団体役員43.4と、平均値34.6よりかなり高い。

「アルコール依存、薬物依存などの病気」の平均値51.8に対し、マスコミ関係者は最高値の60.3、各種団体役員58.3である。「何となく暴力を扱っているのであって、特に理由はない」も、マスコミ関係者のみ二桁の11.4である。

女性の被害者を念頭に置いた法律であることについて、学識経験者は法の内容を知る人が少ないにもかかわらず、「男女平等原則に反する」「女性に対する暴力に重点を置くことに多少違和感を感じる」などが、平均値より高い。また女性有識者にも、このように考える人が1割以上いる。とはいえ女性有識者は相対的に認識度が高い。全体としては政府・自治体によるいっそうの啓発、研修の必要性を示すものである。

「人間の安全保障とジェンダー」

～テーマコーカス 第1回学習会報告～

羽後静子（カナダ・ヨーク大学
国際安全保障研究センター研究員）

本年度の北京JAC総会で清水澄子共同代表より「人間の安全保障とジェンダー」のテーマコーカスの発足が提案され、承認された。テーマコーカス発足に先立って「人間の安全保障とジェンダー政策研究会（共同代表：清水澄子・三隅佳子・羽後静子）」を立ち上げ、北京JACテーマコーカスとして運営、活動することになった。筆者が留学しているカナダと日本の外交政策での共通点は、ともに「人間の安全保障」大国なのである。

第一回学習会は、外務省総合外交政策局国連行政課、主席事務官の赤松武氏を講師として、6月12日、文京区男女平等センターで行われた。「人間の安全保障」は、1994年国連開発計画（UNDP）の人間開発レポートに初めて登場して以来、カナダと日本がこれを政策化し、世界に向けて国家中心の安全保障から人間中心の安全保障への転換を呼びかけている。（現実には、いろいろ矛盾を抱えているが）日本政府による「人間の安全保障」の定義は、「人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から各個人を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために一人一人の視点を重視する取り組みを強化しようとする考え方」となっている。

UNDPの「人間の安全保障」が掲げるコンセプトの2つの柱は「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」。カナダ外交は、紛争解決を中心に活動すると言う点で「恐怖からの自由」に政策の重点を置き、日本は非軍事面での社会経済開発、つまり「欠乏からの自由」に力点を置いている。日本政府は、その実現のために国連内に「人間の安全保障基金」を設置し、2001年現在188億円を拠出している。ま

たこの基金の使い道を含めた人間の安全保障政策ガイドラインを論議するため、日本のバックアップにより国連事務総長は、国際的に独立した「人間の安全保障委員会」（緒方貞子前難民高等弁務官、アマルティア・センケンブリッジ大学教授の共同議長）を発足させ、2年間の審議を経て、報告書を提出する予定である。

学習会の質疑では、ジェンダーの視点の欠如が問題となった。「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の2つの柱は、いわば車の両輪であり、両国で総合的に取り組んでこそ政策レベルでも確立するのだが、逆に両国で対立の構図をつくりだしている。これは、政治的現実主義の国家中心外交の限界のように思える。それならば、市民社会のネットワークのなかで双方の国家外交の打開策や代替案を提案することはできないだろうか？

政策研究会のメンバーである小宮山洋子議員や大脇雅子議員らとともに、ジェンダーの視点からの「人間の安全保障」民間外交や「人間の安全保障委員会」への提言など国際的なロビー活動の可能性も含めて学習していきたい。

第2回学習会

- ・「国連における<人間の安全保障>の概念について」
 - ・日時 7月30日（火） 18:30-20:00
 - ・場所 文京区男女平等センター；
- 講師 弓削晶子 UNDPの東京事務所駐日代表
連絡先 e-mail: femiwing@tyt.ne.jp
携帯 090-1181-7561(黒見節子)

千葉県の場合

出納 いずみ

先日の「マンスリー61号」で橋本ヒロ子さんが紹介されていたように千葉県でも12月に議会議上程予定の「男女共同参画」に関する県条例へのバックラッシュの風は、かなり強いものがあります。2002年5月、「男女共同参画推進県条例案が健全な内容を逸脱しないことを求める千葉県地方議員有志の会」から「要望書」と「条例案」が提出されました。

10項目の要望をならべた「要望書」では、「男女混合名簿を拙速に導入したことは、性差の認識が女性差別の遠因になっているという社会観念に立ち、女性差別撤廃のためには日本人の文化意識から性差の認識すらも消し去る必要があると堂々主張するフェミニズムに譲歩したものだと言わざるを得ません。」と「男女混合名簿の導入を推奨しないこと」さらに、堂本知事が力を入れている「女性が性について自主決定権をもつことを基本理念として盛り込む」ことに対して、「女性が妻という立場にあるにもかかわらず性の自主決定権をもつことは憲法違反です」とまでのべています。

大澤真理さん、金城清子さん、鹿嶋敬さんなどがメンバーである「条例専門部会」の傍聴では、「夫婦別姓」に反対の運動をしている「美しい日本を守る女性の会」などの方たちの参加もあるようで、ヤジがとびかったり、騒然とすることもあります。千葉市内では、「日本時事評論」(山口市で発行)という冊子やビラが配られたり、「いきすぎたジェンダーフリーに反対する」ある女性団体からFAXで勧誘されたという人も出ています。女性団体の方は、「女らしさ」「男らしさ」を否定しないこと、男性・女性それぞれの

特性を否定するような内容を含まないこと」など、その主張の根幹はやはり「性別役割分業社会」を守ることにあると思われます。女性団体のビラが強調していることは、「被害をうけるのは子ども」という点です。また船橋市の方の情報によると、こういった団体の活動が各議員への働きかけにまで及んでいるとのことです。千葉県の各地でもこれらの運動が展開されていることは予想できます。

こういう動き以前に、私が所属する「男女平等条例を実現する会」は2001年2月に

「市民案」を提出し、「条例専門部会」でもこの「市民案」についての論議がされ、会員一同、一年間かけて悪戦苦闘でしあげたことの甲斐があったと今、つくづく感じています。

また「千葉県弁護士会」の「両性の平等に関する委員会」からも「要望書」と「試案」が2002年に提出されています。

また「日本一の条例をつくりたい」という堂本知事の言葉に賛同して、千葉県下でさまざまな女性団体、個人が参加して「千葉県平等条例ネットワーク」(略称: 平等条例ネット)をつくり、活動をはじめました。今回、「男女共同参画に関する千葉県条例の基本的骨格について—その2」が配布され、その誇るべき内容が一歩も後退したものにならないよう、千葉県下でシンポジウムなどのイベントをはじめ、要望書や議員への働きかけも必要だと考えています。各地でネットワークをつくろうとそれぞれが地元でがんばっています。

*「平等条例ネット」をFAX発信しています。千葉にお知り合いの方がいましたらご紹介ください。お送りします。

北京JAC山口 小柴久子

北京JACマンスリー61号冒頭に、橋本ヒロ子さんが「男女平等条例：バックラッシュとの戦い」を書いておられましたが、まさに宇都市の状況はひどいものです。

今年の1月末に宇都市男女共同参画審議会の答申を受けて、2002年3月議会に男女共同参画推進条例案が上程される予定でしたが、一人の議員の反対によって上程にはなりませんでした。その後、市民は条例制定を求める署名活動や大沢真理さんを講師に迎えての講演会を開催しました。

この講演会と同日同時に3倍の人を動員して「女性の会」という名称の団体が「これでいいの？男女共同参画」という講演会を企画していました。神奈川県の岡本明子さんの「男女共同参画が生まれた背景」、山口県内のエドワーズ博美さんの「フェミニズムに侵された米国事情」という講演がなされました。宇都市はこの二つの講演会の後援をしています。

市民間での論争はありました。結果的には6月議会に条例案が上程されることになりました。その内容は、審議会の答申を大幅に変更したものでした。5月24日に「良識ある男女共同参画条例を求める宇都市民の会」の【1.『男らしさ、女らしさ』の価値を認め、それぞれの特性を生かすこと。2.性差を認め、男女の違いを尊重する態度を育てること。3.女性の社会参加を自立度の高さとして評価される風潮を生み出すものであってはならない。・・・7.育児において母性の愛が重要】(内容を簡略化するために文言を私が一部変更)など7項目の要望を全面的に受け入れたものでした。それが、6月21日の文教民生委員会で審議され、賛成多数で原案が可決されました。

宇都市は中国地方で初の男女共同参画宣言都市として、さまざまな活動を勧めてきましたが、市民の編集委員による啓発誌「男女共同参画社会 *with you*」も圧力によって廃棄してしまい、非常にもろい体质を露呈しています。

この条例を作る過程にもいくつかの問題がありました。行政主導で作られ、審議会で検討がなされました。宇都市の特徴といったものも盛り込まれていません。最大の問題は、公聴会は一度も開かれず、インターネットによる意見公募があっただけでした。市民にとって自分たちの条例という自覚もなく、自分の意見が反映されたという気持ちもありません。そういう市民の気持ちを逆手にして責められると、市は市民の合意という断固とした態度で応じることができなかったのです。行政と市民の過信がこの事態を招いたのではないかでしょうか。

宇都市男女共同参画推進条例（基本理念より）

一 男女が、男らしさ女らしさを一方的に否定することなく男女の特性を認め合い、お互いにその人格と役割を認めるとともに、尊厳を重んじ合うこと、男女が性別によって法の下の平等の原則に反する取扱いを受けないこと、男女がその特性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人格的平等が尊重されるよう努めること。

四 家族を構成する男女が、家庭尊重の精神に基づいた相互の努力と協力の下に、愛情豊かな子育て、家族介護その他様々な家庭生活の営みにおいて、すべからく家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ、就業その他の社会生活における活動を行なうことができるよう配慮に努めること。ただし、それぞれの家庭における役割の重要性や子どもへの配慮を軽視することのないよう十分に注意すること。

(下線部は答申になかった部分)

第7回全国シンポジウムについてのお知らせ

マンスリー60号にチラシを同封いたしました。各地からお申し込みをいただいています。ありがとうございました。なお、申しこみの期限は過ぎましたが、まだ、ホテルに余裕はありますので、引き続き、申し込みを受けております。数日前までにお申し込み頂ければ対応したいと思いますので、ご遠慮なくご一報ください。

全国シンポジウムの成功を目指して、関係者一同、準備を進めておりますので、お誘い合わせてのご参加、よろしくお願ひいたします。

・お問い合わせ　北京JAC事務所 03-5689-6828(FAX)

　　永井よし子 03-3944-6974(T) 03-3944-9647(F)

　　世界女性会議岡山連絡会(時賀達枝)086-943-1318(T/F)

　　参加申し込みは時賀までお願ひいたします。

e-mail: okacom@tv.t.ne.jp

北京JACカレンダー

★2002年7月20日(土)・21日(日)

　　北京JAC第7回全国シンポジウム

　　岡山ロイヤルホテル

20日 12:00 受けつけ開始

　　12:45 開会行事

　　13:30 全体パネルディスカッション
　　「女性がつくる安全と平和」

　　15:15 分科会パート1
(マンスリー61号参照)

　　18:30 交流会

21日 8:30 分科会パート2

　　10:30 全体会・分科会報告

　　11:15 閉会行事

- ・20日、交流会終了後、地域コーカスと世話人の意見交換の場をもちます。
- ・21日、閉会後、合同反省会と世話人会を開きます。
- ・21日、世話人会終了後、13時15分からバックラッシュをテーマに座談会を開きます。

★2002年9月1日(日)文京区男女平等センター

　　11時30分～14時 世話人会

　　必要な方は昼食を持参のこと

　　14時30分～16時30分 定例全体会

　　テーマ①「フランス大統領選とバックラッシュ」…石田久仁子

　　テーマ②「南アのクオータ制」橋本ヒロ子

*****事務局から*****

▼全国シンポジウムの準備も最終段階です。岡山での新しい出会いと懐かしい再会が楽しみです。

▼5月の「苦情処理」、6月の「影響調査の中間報告」等、このところJACの意見書まとめが続きました。担当者は大忙しでした。二通り提出した中間報告への意見を本号に掲載しましたが、スペースの都合で、一部割愛や追いこみなどがあります。原文をご入用の方はコピーを送ります。

▼9月1日の定例全体会、定例世話人会は、6月の世話人会の話し合いで、遠方の世話人の便宜のため、前半に世話人会、後半に定例会となりました。

「北京JACカレンダー 第8号」
2002年7月1日発行
編集・発行　北京JAC事務局
03-5689-6828(永井よし子)

113-0036 東京都文京区本郷1-33-9
「アーバン緑地ビル」地下1階
TEL 03-3944-6974
FAX 03-3944-9647
郵便番号　112-0036
E-mail okacom@tv.t.ne.jp

第7回全国シンポジウム開催

岡山市で語り合う

「北京+10」に向けて～地域から世界に行動を～

台風が続いた後の7月20、21日、天候の回復した岡山市で、第7回全国シンポジウムが開かれ、全国から300名近い参加者が会場の岡山ロイヤルホテルに集まりました。

開会行事は、清水澄子共同代表と開催地の時實達枝さんの挨拶と、来賓の内閣府男女共同参画局佐藤和寿総務課長と岡山県石井正弘知事からご挨拶を頂きました。坂東真理子局長は急用のためご欠席となりました。

続く全体パネルディスカッションは、昨年の9・11以降、いっそう拡大したグローバリゼーションの負の側面とともに先行きの見えない武力行使のもと、貧困と環境破壊が激しくなっている状況を踏まえ、「女性がつくる安全と平和」をテーマに行われました。

国際問題評論家・日本平和学会会長の北沢洋子さん、横浜市女性協会前理事長・国連子ども特縁首脳個人代表の有馬真喜子さん、弁護士で参議院議員の大脇雅子さんをペニリストに迎え、永井よし子事務局長がコーディネーターをつとめました。限られた時間の中で問題点を絞ったご提起を頂き、中身の凝縮した90分でした。資料集をご入用の方は事務局までご連絡ください。

全体会終了後、参加者はただちに7つの分科会に分かれ、「平和・グローバリゼーション」「女性と子どもへの暴力」「持続可能でジ



エンダーに公正な社会づくり」「社会システムと女性」「政治を身近なものにするために」「ICTと女性のエンパワーメント」「均等待遇とワークシェアリング」をテーマに、翌午前にかけての話し合いに入りました。

20日の夕方から開かれた交流会多くの参加を得て、賑やかに開かれました。

21日には朝8時半開始の分科会パート2に続いて開かれた全体会では、三隅佳子共同代表の司会のもとで7つの分科会から熱心な話し合いが窺われるいきいきした報告が開陳されました。

最後に松本惟子さんの朗読による「宣言」が参加者の拍手により承認され、橋本ヒロ子共同代表の閉会の言葉によって、1年間かけて準備してきた岡山シンポジウムが無事終了いたしました。来年開催予定地の沖縄からは力強い決意の発言がありました。

(まとめ 永井よし子)

宣 言

第7回全国シンポジウムを終えるにあたり、私たちは宣言いたします。

冷戦が終わり、世界が対立構造から脱却し、世界平和に向けて歩み出すことを、私たちは、心から期待しておりました。私たちも女性の力をエンパワーすることで、平和と女性の人権の確立に努力を重ねてまいりました。しかし、経済のグローバリゼーションが、貧困と富の片寄り、地球環境の悪化を加速し、その弊害が主に女性やマイノリティに集中して及んでいます。その中で、私たちは、これからの社会構築にはジェンダーの視点が不可欠であることを指摘し、国際的・国内的連帯を進め、また、日本政府への働きかけを行ってまいりました。

しかし、昨年9月11日のアメリカにおけるテロ以来、世界は、差別と格差解消のための歩みの性格を一変してしまいました。テロに対して武力報復を唱えるアメリカの世界戦略に多くの国々が共同歩調をとり、アメリカが特定の国を指して「悪の枢軸」と名づけたことさえ放置されています。

荒廃した地球環境、旱魃と飢餓、経済制裁と特定の価値観の押しつけ、世界の4分の1の人々が1日1ドル以下で暮しているという富の偏在、武器の下で流される血と涙、暴力による凌辱と弾圧、こうしたことを放置したまま、私たちは、世界の平和が実現できるとは思いません。

私たちは、今回の全国シンポジウムにおいて、「女性がつくる安全と平和」をテーマにパネルディスカッションを行いました。すべての人々の人権の確立と人間としての尊厳を保障するための道と仕組みを探りました。そして、あらためて、武力に拠っては平和の実現はないこと、平和構築や紛争解決にジェンダーの視点が必要であることを確信いたしました。その観点から、日本政府が現国会に提案中の有事3法案は、もっとも平和実現の手立てから遠いものと言わざるを得ません。暴力の装置である基地と軍隊を国内に持ち続け、性差別の構造を基盤とする武力による安全保障の考え方は、人権の保障とは相対立するものです。

日本国憲法は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」とうたっています。いまこそ、一人一人の人権と安全を守るという国の役割の基本に立ち、平和憲法を掲げる日本として、武器に拠らない平和の道を目指すことが国際的に名譽ある行動だと私たちは確信します。

私たちは、日本政府に戦争法案を廃案とし、平和外交を積極的に進めることを強く求め、同時に、世界の貧困と抑圧をなくすために非軍事的な関与を要望いたします。

平和なくして女性の人権の確立も格差解消の道もありません。私たち自らも、安全と平和の実現に努めることをここに宣言いたします。

2002年7月21日

北京JAC 第7回全国シンポジウム参加者一同

「女性がつくる安全と平和」

パネリスト：北沢洋子さん・有馬真喜子さん・大脇雅子さん (発言順)

コーディネーター：永井よし子

(肩書きは1ページに)

永井—冷戦終了後、グローバリゼーションによって経済格差・貧困・環境破壊が世界規模で広がった。民族や宗教の対立、民族自立に関わる紛争も激しい。従来の東西緊張を前提にしてきた安全保障の考え方はすでに限界にきている。女性の人権の確立に対する反動も目立ち、特に昨年のテロ以降、武力行使がまかり通っている今、安全と平和をジェンダーの視点で構築する道を探りたい。

北沢さんには、世界経済の面からグローバリゼーションのもたらしたものについて、有馬さんには子どもと女性の観点から平和を論じて頂く。憲法調査会委員でもある大脇さんには、平和憲法を守る観点から平和的生存権に踏み込んだ発言をお願いしたい。

北沢—今、女性の前に、大企業中心のマーケットというグローバリゼーションが立ちはだかっている。6億人のGNPよりビル・ゲイツ一人のGNPが大きい。世界ランキング100位のうち企業が52を占め、との48が国家で、1企業が国家のGNPを超えている。

貧困であることであらゆるアクセスが断たれ、その大部分を女性と子どもが占めている。しかも経済の実態に見合うお金は 2.5% にすぎず、あの 97.5% は投機マネーだ。ギャンブル経済のあおりを女性と子どもが受ける構造に対して、多国籍企業の動きを制限する法体系が必要だ。そして、利潤追求型の経済を連帯型の経済に変えていかねばならない。女性銀行、フェア・トレード、地域通貨などが考えられる。テロは戦争ではなく犯罪だ。第三者機関で裁くべきものだ。

有馬一首脳の個人代表で国連子ども特縁に出席したが、小泉さんの個人的知り合いと言ふことではない。今回の子ども特縁の最大の

特徴は、400人の子どもが参加したこと、子どもが総会でスピーチしたこと、そして日本にとって特記すべきは子ども権利条約の二つの選択議定書に署名したことだ。今後は国内法との整合性に注目したい。

論議の主な対立点は「性の自己決定権をどこまで認めるか」「宗教文化の多様性と人権の普遍性」などで、これまでリプロや性的権利についてブレークをかけてきた国々にアメリカが加わって声が大きくなったのは重大な変化だ。9・11以後、世界は大きく変わったという印象を強く受けた。その中で、内閣府が積極的にアフガンの女性の支援策を打ち出したことは、安全と平和にジェンダーの視点をいれるという大きな意味をもつていて。

大脇 今国会ほど心が焦げる思いで過ごしたことではない。国会議員自身が違法行為に対する認識を欠いている。国民の保護の観点のない有事法案の審議を通じて、改憲の声も高まっている。石原都知事の「過半数で憲法を変えてしまえ」という暴言、福田官房長官の「非核三原則の見直しもありうる」という国会決議軽視、「国会をフェミニズムが跋扈している」という西尾発言もあった。最悪の状況だ。凍結意見の高まる住基法も政府は強行の構えだし、「従軍慰安婦」への立法解決法も趣旨説明だけで審議の見通しは立たない。

このような中、私は「平和的生存権保障基本法」構想を提案している。恐怖と欠乏から免れるところに基本的人権はある。そして、平和なくして人権の確立はない。テロは国際刑事裁判所で裁くべきだ。

(まとめ 永井よし子)

●この後、三人の補足発言と意見の交換がありました。この全体パネルの記録は、いずれまとめる予定です。

～人間の安全保障とジェンダー～

報告者 清水澄子

第7回全国シンポジウムはアメリカでのテロに対する武力報復戦争と経済のグローバリゼーションによる貧困や失業、人々の不安とナショナリズム的傾向の強まる中で設定された。全体パネルの「女性がつくる安全と平和」というテーマはたいへん時宜に叶ったものであった。

第1分科会はこれらの提起を受けて、さらにグローバル化と日常の生活とのつながりや、人々が安心して平和の中に生きていくために何をすべきか、女性と市民社会の役割を模索した。

まず、清水澄子から、現在の経済のグローバリゼーションが、人類史上体験したことのない市場原理主義の強まりと、巨大な多国籍企業による金融市場や貿易の独占的な支配によって貧富の格差と健康や環境の悪化がとりわけ女性と社会的に弱い立場の人々を犠牲にし抑圧していること。その収奪の対象は、すべての生きとし生けるものの命の源である水、食糧、種子に及び、いっぽう世界で4000万人が感染しているエイズ患者の治療薬は薬品メーカーの知的独占物として高い価格のため、感染者の手には届かぬシステムが放置されていること。文明や科学の進歩は、人間の幸せのためでなく企業の利潤追求が優先されていることを指摘。日本国内におけるリストラ、賃下げ、雇用と労働条件の安売り競争や農業・地域経済の衰退、女性の貧困化等々すべてその一環として矛盾を拡大している。これらの最悪の危機は、これまで国際的に積み上げてきた秩序やルールの急激な変化で多国籍企業の権力構造が地球規模に拡大し、従来の民主主義の機能を弱めていることで、従って、国の政治を軍事と男性中心主義の「安全保障」から人々が安全に安心して暮せる「人間の安全保障」に変えていく戦略が大切で、ジェンダー視点と、その担い手は女性と市民社会であることを提起した。

羽後静子さんは、このようなグローバル危機

は、冷戦後のアメリカが軍事警察情報のグローバル監視体制の強化を戦略に位置づけたことによる指摘。日本の動きもこのような文脈と連動する形で国内の法制化が進められている。

「人間の安全保障」は、1994年、国連のUNDPの人間開発レポートに初めて登場した。柱は「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」である。私たちはジェンダーの視点から、また、ローカルな視点から、人々にとって安全な暮らしとは何かをグローバルな女性運動の共通戦略として広めていきたいと提起した。

続いて、自治体の議員・職員から、地方分権は言葉のみで国による地方自治権の軽視をどのように転換させ自治を確立できるか、現状の悩みと報告が相次いた。そうした中でネパールやカンボジアの子どもへの教育支援活動や芸術文化を通してアジアの子どもたちに本を贈り日本の子どもの平和教育に取り組んでいる活動が報告された。また、「貧困をなくさないとテロはなくならない。自分のできることで世界平和に貢献したい」と、アジア諸国の女性たちや住民の生産した工芸品や洋服、食品などを販売している海外協力活動の報告があった。その活動には自由貿易に対する公正と、「連帯貿易」の視点が貫かれ、地域主権を取り戻すという明確な思想と主張を窺うことができた。

沖縄からは、戦後57年間の米軍基地による被害と普天間ヘリポートが最新基地として建設されることへの不安と怒りが報告され、基地の完全撤去がない限り女性の人権も安全もないとの発言に参加者は共感した。あわせて、戦争を体験した女性の立場から軍隊は絶対に国民を守らない。国会で審議中の有事法制案を廃案に追い込むことが、いま最も緊急な課題であると真剣な発言が続き、宣言文の修正が提起され全体会への提案が決まった。同時にこの分科会のテーマを各地の勉強会に広げていくことになった。

第2分科会 人権 ◆◆◆◆◆◆◆女性と子どもへの暴力◆◆◆◆◆◆◆

～DVの現状とこれから～

報告者 ゆのまえ知子

狭い部屋が約40人の参加者でぎゅうぎゅう詰めになり、参加者にはご迷惑をおかけした。

第1日は、若井せつ子（岡山市議）さん司会で、報告者は調査や民間シェルター開設、DV対策充実の条例策定の実践報告で、3地域から7人と人数はもとより内容的にも充実と分科会であった。

最初に、東京からゆのまえが、グローバルな新しい動きとして、WHO（世界保健機関）の「DVと女性の健康国際調査」の一環である、横浜市をフィールドに行われた日本調査結果（昨年11月マスコミ発表）を報告した。この調査はWHOの調査企画と基本調査票に基づき、筆者もメンバーである有志の研究者6名によって日本では企画実施された。訪問面接調査（無作為抽出）という、日本のDV調査では初の方法で、数々の困難を乗り越えて実施された。日頃、暴力を受けた女性に接している人なら経験的に感じていることであるが、DVが女性の健康や仕事、その子どもたちにいかに深刻な影響を与えていたかとくことが実証的に提示された調査研究である。

次に繩崎順子（北京JAC久留米）さんから、久留米市の男女1600人余の任意協力によるDVの実態調査が報告された。約7割が被害経験があり、NGOが実施した調査としては、初の男性に対する加害体験もきいていたが、これも7割強が経験ありとなっている。

またシェルターを発足させたメンバー2人から、半年経過のフレッシュな報告の中では、

自立支援のため県営住宅の特別枠を設けさせたことが注目された。調査やシェルター活動が地域啓発やメンバーのエンパワーメントにつながっていることを感じさせる、参加者も元気のもらえるもきいきした報告であった。

岡山の貝原巳代子（DVサポート防止システムをつなぐ会事務局長）さんからは、「日本女性会議'97岡山」の暴力の分科会設定から始まった活動から、シェルター研修や、電話相談実施、自治体への働きかけなど、女性議員との連携とともに、市民グループの役割が強調された。曾田佳代子さん（岡山市男女共同参画課長）からは、同市の男女共同参画条例が市民グループとの協働作業で策定されたことと、その内容が紹介されたが、他に例のないDV対策の充実した内容が改めて参加者に認識された。岡山県警からは、DV統計の紹介があった。

質疑討論は久留米の報告に関する具体的な質問や、現行DV防止法で困っていること、自立支援の施策などをはじめ、子ども買春・ポルノ防止法見直しへの働きかけ、子どもの種々の問題——低年齢出産や性教育についても活発な意見交換があった。

2日目は、前日の話し合いを受け、ロビイングに向けて、まとめの議論を行った。市町村の役割の明記などのDV防止法見直しに向けての具体的提案が多数と、自治体のDV施策の評価システムづくりや、子どももふくめ、暴力とリプロダクティブ・ヘルス/ライツと関連づける視点の重要さも指摘された。

議論分科会 環境 ◆◆持続可能でジェンダーに公正な社会づくり◆◆ ～リオ+10、ヨハネスブルグ・サミットに向けて～

報告者 三隅 佳子

今年8月26日から9月4日まで、南アフリカのヨハネスブルグで開催されるサミットは、1992年にリオで行われた地球サミットから10年。採択された「アジェンダ21」の実施状況やその後新たに生じた課題について、各国首脳等が議論し、21世紀における持続可能な開発についての国際的枠組みを提示する、重要な会議である。このサミットを身近な問題として考え、北京JACからの提言づくりをすることが、この分科会の目的である。

第1日目は基調報告「ヨハネスブルグ・サミットに向けての経緯と準備プロセス」。女性コーラスの活動とジェンダーの視点を持続可能な開発に反映させることの重要性。次に国の報告「日本の役割～京都議定書からヨハネスブルグ・サミットへ」。地球温暖化防止という国際社会共通の目的のもとに採択された議定書について。地域の報告は「岡山ユネスコ協会の取り組み」と「岡山県の環境政策と地球温暖化防止計画」について。また、フロアの発言として「NPOと行政のパートナーシップ」「農村地域の環境問題」があり、元気な高齢者を中心とした環境保全型の地域づくりや自立したまちづくりの実践発表があった。

その後、3つのグループに分かれて宿題として私たちにできることについての話し合いを行い、人権・環境・自立の観点から一人一人がアースキーパーとして「私の決意表明」を考えてくることになった。

2日目は問題提起「持続可能な開発とジェンダーに公正な社会づくりのために」の後、行動宣言づくりを昨日と同じグループで行った。柱は、人権（人間環境）、環境（自然環境）、自立（社会・経済環境）である。各グループの発表要旨はIグループ①環境問題を「自然環境」のみでなく、男女共同参画や人権といった「人間

環境」、地域経済格差を問題とする「社会経済環境」までを含め広くとらえる。②仕事と家庭の両立や女性の社会進出は環境問題と深く関わる。③「環境と人権」は切り離せなくジェンダーに公正な社会づくりができなければ環境問題も解決しない。④マイバック運動や給食の残飯の推肥化等具体的、社会的取り組みが必要。⑤人づくり教育の必要性、自らの環境への危機感、意識改革の決意。IIグループ①自らの自覚した行動力。②生活者の視点に立つ女性の参画が持続可能な社会及び環境保全に重要。③劣悪な環境状況を生み出した20世紀への反省を込めて、若い世代への環境教育を本格的に取り組む施策の実施。④地域と家庭と学校が連携してジェンダーの視点に立つリーダーを育成する。⑤環境セミナーの実施等環境に対する意識改革を行う。⑥新エネルギーを取り入れる社会へ変革の啓発。⑦温暖化、経済活動など地球環境を決定する状況であることに気づき、循環型社会を目指す。IIIグループ①<理念>環境問題は人間が生きていく上で基本的問題、世界的問題である。②<環境問題への取り組み>1) 身近な生活の中から考え、地域から地球規模へと意識を発展させる。2) 男女の固定的役割分業を見直す。3) 環境教育を幼少期から行う。4) 政策立案・方針決定の場に女性が参画する。5) 環境を守る法律を知り現状を監視モニター評価し、政策、企業の生産活動に反映させるシステムの構築。6) 環境に関する市民活動を大きな力とするためネットワーク化する。国内、アジア地域、世界をつなぐ。各グループの討議は全員参画で大変熱心であった。アンケートの感想でも、環境問題について真剣に取り組み広げていこうという姿勢や、環境とジェンダーについて考える必要性を強調するものが見られた。

報告者 齊藤誠

第1日目は、テーマに直接かかわる「社会システムと女性」として、男女共同参画会議から出された「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する中間報告の最終報告に向けて、女性のライフスタイルに影響を及ぼす配偶者控除・特別控除の税制、年金の第3号被保険者の社会保障制度、そして雇用システムなどについて、齊藤誠から報告がなされて討議を行った。50名近い参加者によって、とぎれのない活発な議論が交わされた。

現行の社会システムには、男は仕事、女は家庭という意識の下、制度自体、世帯としての収入はそれほど大きな差をもたらすものでもないのに、そのような情報について大きな認識不足があると指摘された。しかし配偶者控除制度は、夫の収入に影響するもので、夫の収入減と夫の会社に妻が働くことを通知するという点で、妻が自分自身だけで決められない問題となっている。また3号被保険者制度も、その女性を雇う企業にとって保険料の半額を負担しなければならなくなることから、これも企業にとって問題なので、働く女性自身で決められない要素だ。これらのことから、女性が結婚や出産により一旦退職した後、働き始める際に、パート労働しかも自ら賃金を100万円以下に抑えようとする行動をとるのは、決して意識や知識がないということだけの問題ではないということが全体で認識された。そこで、先の中間報告の結論を支持し、最終報告においても同様の結論を盛り込むよう要請するということで合意した。

第2日目は、女性差別撤廃条約の選択議定書の批准についての問題提起が堀口悦子氏より行われた。これまで法律的な判断を行う日本の最高裁判所が、いかなる人権条約の基準も考慮してこなかったことのなかで、条約の内容を国内で失しするには、この選択議定書の規定する個人通報制度が有効な役割を果たす。関連して、イギリスがヨーロッパ人権条約に基づいて設置された人権裁判所への直接の提訴を定めた条項

の批准後、提訴が殺到し、その結果、イギリスの制度が大幅に見直されたことなどが話された。更に、日本が未批准の人権条約は、各人権条約の選択議定書のみとなっており、この個人通報制度を日本政府に批准させるには、この通報に基づいて仮に勧告が出ても、国の政策決定にはなにも法的拘束力はないことを強調していく以外はないなどの話もなされた。

その他、今年の7月に日本政府の第5回報告書が提出され、来年の6月には、CEDAWにおいて日本の政府報告書が審議されるので、これについても取り組みを強めなければならないこと、2005年にはフィンランドで第5回の世界女性会議が開催される可能性もあるが、05年に審議される条約の実施状況について民間団体のJAWW（日本女性監視機構）が報告書作りを開始していることが報告された。

また、地方自治体において制定されている男女共同参画条例について、たとえば福岡県の福間町の条例では、事業者が町と工事請負などの契約を希望して業者登録をする場合は、男女共同参画推進状況を届けなければならないと具体的に規定した例や、はくい町のように、まちづくりの共同パートナーとして女性のエンパワーメントを目指す事業や積極的改善措置などの市民や事業者等が行う取り組みに対する積極的な支援を決めた例などが報告された。しかし反面、山口県宇部市のように、突然条例案が議会に上程され、基本理念のリプロダクティブヘルスライツの条項が専業主婦を否定することなく現実に家庭を支えている主婦を男女が互いに協力し支援するよう配慮に努めるという条項が入って採択された報告があった。市が市議の圧力を受けた市長の意向で市民の意見を聞かずに条例を制定したために、このような結果になったという。今後は、条例を拙速に作るのでなく、公聴会の開催や、審議委員に市民代表もいて、市民の意見を十分に取り入れて作っていくことが非常に重要であると確認された。

～女性が政治を考える～

報告者 石田久仁子

日本の女性が参政権を得て半世紀余り。その間、女性もさまざまなかたちで政治に参加してきたが、政策決定の場で女性に出会うことはまれだった。女性の政治家は例外的な存在で、議会や政府は実質的に男性が独占し続けていたのである。

日本で女性の政治参画促進の運動が活発に展開されるのは、90年代、とりわけ北京会議以降である。しかしそこでは女性議員を増やすことが主要な目標であったために、政治とは何か、政治が私たちの生活にどう係わるのか、政治参画の仕組みはどうなっているのか、それは男女に公平かといった基本的な問い合わせ十分には議論されてこなかった。

従って今年の政治参画分科会はテーマを「政治を身近なものにするために～女性が政治を考える～」として、上記の問い合わせを手がかりに、5つの報告と意見交換という構成をとて、参加者全員で女性が政治に参画することの意味を考え、女性の政治参画推進のための新たな戦略を模索した。

まず前区議で区長選出馬の経験もある永井よし子さんによる「政治とは何か」という基本的な、しかし最も難しい問い合わせをめぐる基調報告では、政治と日常生活との密接なつながり、狭義の政治の男性主導の限界等が確認され、さらに広義の政治における閉塞状況の打開策が市さされた。続いて政治の現場から、固有の体験に基づく三つの報告が行われた。「選挙戦と性差別」と題する報告では、95年の山形県議選を戦った会員の菅野節子さんが、公的領域に今でも性差別的な構造が根強く残っていることを明らかにした。ついで「『新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例』成立と北京JAC新潟」についての新潟の会員、樋口由美子さんの報告では、広義の政治参画の一つが紹介され、市民と議員との連携プレーが条例成立に有効に機能

したことが確認できた。三つ目は現岡山市議、下市このみさんによるもので、自立した女性市民の政治行動が「政治を身近なものにする」ことに寄与していることが報告された。最後の報告は選挙制度の公平性を問うもので、石田久仁子がジェンダーの視点から現制度を批判的に検証し、男女が平等に政治参画する条件を整えるための制度改革の必要性に言及した。

報告に続く意見交換では、まず女性の政治参画の実績という観点から、男女共同参画基本法やDV法成立における女性議員の役割や、男性と異なる体験をもつ女性の視点を政治に導入することの重要さが確認された。現職の地方議員からも具体的な政策実現の紹介があった。

選挙運動を当選するための単なるテクニックの次元でとらえるだけでなく、政策論争の場として活性化することの重要さも指摘された。女性の政治参画はもはや数だけなく、質も問われているからである。これに関連して参加者からは公開討論会や候補者への公開質問状といった各地のさまざまな取り組みが紹介された。さらに政治の質向上には当選後のサポート体制も不可欠なことが指摘された。その一方でとくに若者の間での投票率の低さも問題にされ、一般市民の政治意識を高めることが必要な課題であることも確認された。

参加者36名中、議員経験者2名、現職7名、立候補予定者5名、議員を支援しているかしようとしているひと17名。2時間余り続いた意見交換は、政治の現場を熟知する松本惟子さんの司会進行で、提起された問題点が的確に整理されて、①政治的枠組みをジェンダーと人権の視点で検証、再構築すること、②学校教育への政治教育の導入、をはじめとする女性の政治参画推進のための6つの戦略提言にまでつなげることができた。

報告者 稲元周子

経済のグローバル化の中で、それを押し進める原動力となった情報革命、そのICTの進展した情報社会で、私たち女性はどのようにエンパワーできるのか。二つのサブテーマを設け、2日間にわたって議論をし、ジェンダーの視点で現在の情報社会の問題点と課題を見つける将来への展望を探ってみる。情報の分科会ではこのような趣旨でテーマを設定。参加者20名。

○ 第1日目は「情報社会と私たち—ICTの光と影」というサブテーマで、岡山県男女共同参画審議会委員で、この分科会担当の杉山慧子さんが問題提起。IT革命は現実から遊離した印象を持つが、実社会で“デアイケイサイト”等々が問題となっている。また、書き込み（女性差別）等で問題が起きている。この問題提起を受けて、岡山市の人権同和啓発課課長補佐の小川雅史さんから、市の電子掲示板に、インターネットの匿名性を悪用した有害情報の書き込みがあり、これをきっかけに、これらを禁止する条例を制定して対応したことや、被害にあったらそのホームページや掲示板の管理者及びプロバイダ等に対して対応を要請することもできるという助言を頂いた。

○ 更に、助言者佐々木行治さんからは、岡山でIT関連事業に携わってきた傍ら、Lit-cafeを開き起業したい女性たちの育成支援を行なっている等の話があり、ITの普及は場所を選ばず、ビジネスチャンスを広げたが、ハッキング、ウイルス感染、プライバシーの侵害等の問題が生じてきている。その他会場全体で、メディアリテラシーの問題、人間としてのモラルや子どもの教育、女性グループ間のネットワーク構築についてなどが議論された。

○ 第2日目は「ICTと女性のエンパワーメント—ICTで女性をエンパワーするために」というサブテーマで、エル・パーク仙台職員の

稻元が同女性センターで行なったIT講習についての報告を基に問題提起を行なった。“就職につなげる一助となること目指し、表計算3級の資格取得のための講習・試験の実施”で、参加人数は12名。全員資格取得。

助言者のNPOセラフィック代表で総合プロデューサーの稻岡張実さんは、三重県で、「あそぶ・まなぶ・つくる」をコンセプトとして、自由な発想を、お互いのつながりで支援することで、夢が実現し、前進できるまちづくりネットワーク支援を行なっている。例えば、地域と家族とみんなで「絆」をテーマとするまちづくりICT講座を行ない、その中で出張講座は、地域と学校とNPOと行政の協働事業であった。その活動を元にICTで女性をエンパワーメントする方策を提案している。

助言者の十文字学園女子大学教授 橋本ヒロ子さんは、IT能力、英語能力がITによる格差を広げてきていることを指摘。IT間格差をどうやって埋めていくか、北京JACや稻岡さんが地域で行っていることなどがその役割を担う。女性センターには、ハード面・人材面での充実が必要である。人材面ではNPOと連携していけば可能になり、その際にNPOに適切な対価を支払う必要がある。稻岡さんのグループでやっているような地域と大学とNPOの連携も必要である。

次のような課題に合意した。①ICTにアクセスできない高齢者・子育て中の女性・専業主婦が再就職するときのために、女性センターへの環境整備の必要性を行政に要求していくこと。②児童ポルノを禁止する法律ができ、情報を規制する法律が提案されているが、法律だけでなく市民が中心となって自分達で規則をつくり、業者に要求し受け入れない業者は使わない意思表示を行なう。③男性と違う形でのITの活用の仕方を考える。

報告者 中島通子

最初に全体会のパネリストの大脇雅子さんが参加されたので、前日公表されたパートタイム労働研究会の最終報告に関しコメントしてもらった。この報告はパートの均等待遇のための法制化を先送りし、日本型均衡処遇のためのガイドラインをつくるというもの。野党議員でつくる「パートタイム労働者の均等処遇を実現する議員連盟」で今後法制化を求める取組みを行うとの報告があった。

次に中島助言者は、オランダでは均等待遇が前提になってワークシェアリングが行われているのに、日本では均等待遇ぬきの多様就業型ワークシェアリングが進められ、低賃金、不安定雇用のパートがますます増えていること、これに対し今女性の側から声をあげることの重要性を訴えた。

2日間にわたり4人の問題提起があった。西村かつみ(住友電工) 同期同学歴男女で月24万円以上の賃金格差があり裁判中。一審は、男女別コース制は、憲法14条の趣旨に反するが公序良俗違反とは言えないと敗訴。条約違反なので国連やILOに訴え、最高裁にも申入れして、現在控訴審でがんばっている。

北野きよみ(女性・地域ユニオンおかやま) 女性労働者をコストダウンの調整弁としか扱わない企業が多く、女性の相談や交渉のバックアップをしてきたが、7月初め女性ユニオンとして発足。正式の団体交渉もやっていく。

浜倉利子(内山工業) 職能給導入により男女別賃金ではなくったが、賃金差別は残った。裁判で会社は、男女の仕事の違いを主張したが、判決は仕事は違っても同価値と評価されると2億円の支払いを命じ全面勝訴。

上田育子(せんしゅうユニオン) 14年前森田電工でパート・臨時の労働組合を結成し、賃金が上がった。その後解雇に対したたかう中で、

地域全体で取り組む必要を感じ、1人でも加入できるせんしゅうユニオンを結成し、パートや有期雇用の労働条件改善に成功している。ILO175号条約批准署名40万人と72自治体の議会決議を行った。今後も継続する。

問題提起を受けた意見交換では、ユニオンということばを初めて知ったという発言が2人からあり、その運営、資金などの質問が相次いだ。各地でも女性の労働が業務委託や臨時になり、労働法が守られていないこと、公的機関に行っても解決しないことが報告され、地域ユニオンなどの重要性が確認された。

一方、男性の異常な働き過ぎや、実際過労死した男性の例が語られ、この現状を変え、男性と女性が有償労働と無償労働をシェアするワークシェアリングの必要が確認された。しかし男性の育児休業取得者が少ないと語られ、コーディネーターが参加者の若い男性に質問したところ、自分も子どもが生れたら、私立に通わせるため一生懸命働くと思うとの答えで、参加者の女性たちの多くは、ため息をついた。その他、内職などで働く女性はパート以上に差別されていることに目を向ける必要があるとの発言もあった。

コーディネーターの正路怜子さんは、「2003年は、地方選挙もあるし、国連のCEDAWの日本報告審議もある。職場の女性差別を女性たちで押し返す年にしよう」と発言し、次の内容を含むアピールを採択した。

①雇用形態の違いによる性差別・間接差別禁止の法制化、ILO100号条約「同一価値労働同一賃金」原則の実施②ILO175号パートタイム労働条約の批准③均等待遇と相互転換権を「パート労働法」に明記④男女が仕事と家庭責任を公平に両立させるワークシェアリングの導入と税・社会保障の見直し。

◆◆◆◆◆各地に広がるバックラッシュをめぐって◆◆◆◆◆

出席者 小柴久子・清水澄子・森屋裕子・傍聴発言者

司会 橋本ヒロ子

(7月21日岡山ロイヤルホテルにて)

司会：北京JACでは、61号、62号と『マンスリー』で続けてバックラッシュについて取り上げてきた。今日は全国シンポジウムで岡山に集まつたのを機会に座談会の形で条例制定におけるバックラッシュについて語り合いたい。

まず、山口県宇部市に比べて内容的にはやや救いのある大阪府の条例制定過程の動きについて、森屋さんから伺いたい。

森屋：太田知事が立候補したときの女性政策の公約の目玉が男女平等条例を作ることだった。基本法が出来た1年後の2000年7月に大阪府男女協働社会づくり審議会に条例づくりについて諮問したが、その時知事は、「大阪らしくて、いいものを拙速でなく作ろう」と挨拶した。2001年7月の審議会中間報告は比較的いいもので、私たちはホッとして、そのためパブリックコメントも34人・団体からに止まっていた。

ところが、2001年9月の大阪府議会で、高槻市選出の自民党議員が「条例では、家族の絆をどう扱うのか」「条例が今必要なのか」などと代表質問などで発言。事態は大きく推移してしまった。つまり、その質問で、担当課が、腰を引いてしまったのだ。

12月25日の審議会最終答申を見て、私たちは目を疑った。中間答申と最終答申との落差がひどすぎたからだ。審議会答申の素案は、事務局である担当課が起案している。翌2月議会で条例を成立させ、知事公約を果たそうするために、答申の内容を後退させ、審議会もそれを事実上了承したことは明らかであった。審議会答申が、議会保守派の意向を受けた行政によって、大きく後退させられたということである。

最終答申の翌日の12月26日には、早くも、条例案骨子（中間報告）が発表された。そして、

私たちは、条例案骨子が、ひどくなつた最終答申よりさらに後退していることを確認することになった。

年明けの1月25日までが条例案骨子に対するパブリックコメントの時期だった。このときは、さすがに私たちも「エエモンつくろう男女平等条例・大阪府民の会」という超党派の会をつくって対応し、パブリックコメントも900以上提出したが、条例最終案は、一行も変わることはなかった。そればかりか、条例最終案の前文には「男女の違いを認め合い」という骨子にも入つていなかつた文言が加わつた。つまり、この特性論に立つた文言は、パブリックコメントにかけられることなく挿入されたということになる。「ルール違反ではないか」と問うと、「意見はパブリックコメント以外にも、いろいろな方面から届くので」との答えが返ってきた。

財政再建などの課題が目白押しの中、条例についての議会内の関心は低く、知事公約を実現させることを第一目標においた担当課が、通りやすいようにと自民党の思惑を先取りし、内容を後退させたのだと思う。よくあることであるが、通ることを前提とした条例に関する与党側男性議員の質問は緊張感を欠いたものであり、与党側女性議員は与党内を説得しきれず、野党側女性議員の質問も答弁でかわされた。第三者機関の苦情処理の条項も最終答申の段階で消えている。この8月20日に、府の施策に関する苦情処理機関が発足するようだが、それならば、なぜ、条例に書けなかつたのか、理解に苦しむ。

反省点としては、9月議会での自民党発言があまりに荒唐無稽な内容だったので、対応するのも馬鹿らしく思い、甘くみて、結果として答申を後退させてしまったことがある。結果はど

うなつたかわからないが、昨年9月時点で、議員や審議会委員と連携して、対応しておくべきであった。年が明けて女性市民が動き始めてから、審議会委員有志も動き始め、審議会有志の名前で条例案に反対する決議文を出すという前代未聞の行動をした。そのために、中心的に動いた審議会委員が、先月任期切れ、差し替えになるなどの圧力がかかっている。

私たちとしては、今後のこともあるので、「大阪府条例の作られ方プロジェクト」という研究会を発足させた。記録に基づいて事実を検証し、意思決定過程の不透明性を追及していきたい。

司会：では、宇都市のことを話していただこう。山口県の条例は全国3番目に制定され一部評価できるが、宇都市の条例が『産経新聞』に絶賛されるようになった次第について…。

小柴：2001年6月議会での女性議員の質問から条例制定を検討することとなり、同年10月に審議会に諮問、02年1月末に答申した。3月議会で制定の目標だった。市民の動きを作れないと、いま審議会の進行を見守っていたが、審議会案についてもパブリックコメントを求めるることはせず、11月～12月にインターネット上の公募のみだった。行政は「あらゆる条例を参考にして最もよい案にする」と言っていた。市長は、02年7月の男女共同参画宣言都市サミットのお土産にしたかったようだ。しかし、この1月の答申に続く法案の上程に「新しい歴史教科書をつくる会」会員の自民党議員からストップがかかった。

それに対して危機感も広がり、3月議会で条例制定はできたのではないかと女性議員が質問すると、6月議会には上程するという答えだった。5月には4千名を越す署名を提出したが、いっぽう「良識ある男女共同参画条例を求める宇都市民の会」という日本会議や宗教団体で構成している会からは、審議会案や行政の啓発誌への危惧の念を訴える要望書が出され、「ジェンダー・フリーは過激な思想」で「女性の男性に対する敵対意識を増幅させるリプロは性道徳

の退廃をもたらすもので、専業主婦も自由な社会参加である」という条例をつくることへの疑問が出され、行政はそれを全面的に受け入れる条例案を上程した。熱心だった女性の担当課長が3月で退職し、ふんばる職員がいなくなったのも響いた。

私たちは基本理念に反動的なものが盛り込まれていることは全く知らず、6月議会に上程するよう要望した。同じ6月、大澤真理さんに条例の必要性を講演していただいたが、同じ日にもう一つの会は審議会案を隅々まで点検する会合を開き、倍以上の聴衆を集めた。「審議会案が崩れそう」という知らせに耳を疑ったが、結局、反対5対賛成37で成立してしまった。

市長はサミットで「男女共同参画は男性の意識を変える必要がある。だから男性に受け入れやすい条例を作った」と言っている。そういう経過で『産経新聞』で絶賛されることになった。

宇都市議会に危機感を持った女性議員はいたが、圧力がかかり動けなくなった。女性たちも動いたが、市民意識を短期間で動かすほどの盛りあがりも作りきれなかった。全国的な動きの1つであるという認識をもち、情報を早くキャッチして動けば流れを変えることができたかもしれない。対抗できるのは、全国の女性たちのネットワークの力以外にない。

永井：千葉県もたいへんな状況で、今日参加できなかったのも8月10日のシンポジウムの準備のためだという。宇都市と同じ団体が全国的に連動して組織的に動いていることは、同じような言説、同じ動き方から分かるが、千葉県の条例専門部会の渥美雅子さんや大澤真理さんなどが頑張って論陣を張っているようだが、反対する側の動きも激しく、堂本知事に対する攻撃が強い（関連記事がマンスリー62号に掲載）。

『思春期のためのラブ&ボディ Book』に関連して「リプロを中心になって進めているのは堂本知事」と山口県内発行の『日本時事評論』は書いている。今、リプロ攻撃が目立つ。

森屋：大阪府で起きているバッシングも、宇部

や千葉と同じ筋のものだ。

松本惟子：新潟の例もある。ロビイングがうまくいってかなり良い条例ではあったが、細かい部分で後退したり、あいまいな表現に変えさせられている。

司会：埼玉県で、さいたま市の条例制定委員会に市長推薦枠で長谷川三千子さんがはいるなどという成り行きが気がかりな状況もある。東京文京区などの例もそうなのではないか。

永井：東京の区部での条例制定はまだ少ないが、女性行動計画の歴史は古く、改定を重ねている。その過程で、女性施策の何たるかを全く理解しない頭の硬い女性課長が古いタイプの審議会座長を委嘱して、公募委員も自称理解派が多く、基本法以前の女性行動計画を後退させてしまつた。少しでもまともなものをと相当強引な意見や申し入れをしたが、後退はまぬがれない。また、基本法に基づくと称して女性センターを男女平等センターと改称し、男女が共同で参画する場所だから生涯学習センターと同じようなもの、と明言したり、男女で囲碁をしましょう、ブリッジをしましょうなどの呼びかけをしたり、女性たちの抗議に耳をかさない。これは基本法を曲解した恥ずかしい例で、このような解釈を恐れていたのが現実となった。無理解か意図のかはともかく、議会に極端な反動の動きはない割りに行政の硬直化が目立つ。

清水：バックラッシュは全国的に広がっている。基本法があっても、身体を張ってその精神を守ろうということにはなっていない。議員・市民・行政の三者の関係を巧みに使い圧力をかけていく。市民のネットワークという運動形を相手方もとるようになっている。

こうした動きを見ると、政治的意図をもったバックラッシュであることは明白だ。言葉の暴力も罷り通っている。集団的自衛権の議論の時に、「集団的自衛権は女が強姦されるのを救うことだ」とか、反対する女性議員に向かって、「お前が強姦されても助けてやらない」などの暴言は耳を覆いたくなる。また、男女共同参画

を推進する責任のある行政の長たる石原都知事の発言は言語道断。「生理のなくなった女性は存在自体が公害だ、という意見には膝を叩いて共感した」とか「男女共同参画社会というのを先取りして東京都で条例をつくるという。いいかげんにしてくれと思った」とか、女性差別もひどい。

女性センターの自己規制はどんどん進んでいるし、公的な場での弱腰は松井やよりさんの講演会が「新しい歴史教科書をつくる会」の横槍で流されたり妨害されたりしていることに明かだ。東京都の女性財団つぶしもそうだ。こうしたことは、基本法からみれば違法行為だ。基本法の理解を進めると同時に行政の違法行為を質していこう。

司会：同感。ばかばかしい論理展開を一笑に付すだけで止まらず、女たちを分断する動きにも敏感になり、草の根の女性たちを味方につけよう。そのために、女たちはさらに実力をつけ、行政担当者、議員、NGO のネットワークを広げ、強化することが急務である。

一連の反動的な動きの中で、「良識ある女性の会」などという名称が使われているが、本当の良識とは何かを示し理解を得ていこう。

(まとめ 永井よし子)

ご参加を！……千葉県からの緊急ニュース……

シンポジウム

「いいもの創ろう！千葉県条例」

●8月10日（土）12:30 受け付け開始

●県立幕張総合高校文化ホール

JR 京葉線・海浜幕張駅徒歩20分

Tel 043-211-6311

●基調講演 13:00~14:30 大沢真理さん

●分科会 14:45~16:30

「男女平等教育」「ドメスティック・バイオレンス」「女性と健康」「雇用の場と男女共同参画」「農林水産業と男女共同参画」

●問い合わせ すいとう方 043-254-7748

ヨハネスブルグ・サミットに向けて：第4回準備会合と現在の状態

(財)アジア女性交流・研究フォーラム 織田由紀子

2002年8月26日～9月4日、南アフリカのヨハネスブルグで開催される「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」の準備は、いよいよ最終局面を迎える。5月27日～6月7日にはインドネシアのバリで第4回準備会合が開かれた。WSSDは1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ21」の実施を見直し今後の方針を決めるもので、リオ+10とも言われる。持続可能な開発に向けて、環境保全、社会開発、経済開発を3本柱にしている。

第4回準備会合では、ヨハネスブルグ・サミットの採択文書である「政治宣言」と「実施計画」の草案について合意する予定であった。しかし、「実施計画」は約4分の1が未合意、「政治宣言」については会議後、構成要素が発表されたという状態で、交渉はヨハネスブルグ・サミットに持ち越された。ロビeingするチャンスはまだあると言える。

「実施計画」に関する交渉の主な対立点は、資金、貿易、グローバル化、時限付きの目標値の設定、行動計画の策定、共通だが差異のある責任、予防原則、ガバナンス（統治）、人権、労働基準などであった。共通だが差異のある責任、予防原則のように、既にリオ原則として合意されている内容まで弱めようという動きがあり、リオ+10ではないかという声も聞かれた。また、昨年11月のWTO閣僚会議のドーハ宣言や今年3月の開発資金会議の成果であるモントレー合意を推進しようとの動きが強く、国連がWTOに従属するのではとの懸念も示された。

その中にあって、女性の関心事やジェンダーの視点はどの程度主流化されただろうか。

「実施計画」草案(6月12日版)によると、未合意の4パラグラフも含めて、女性は合計24回、ジェンダーは合計17回出てくる。パラ

グラフの数としては合計31になる。この「実施計画」の元になった「議長ペーパー」(2月11日版)では女性が3回、ジェンダーが2回しか言及されていなかったことを考えると増えているが、「アジェンダ21」の第24章で女性が持続可能な開発を推進する9つの主要グループの一つとされたこと、「北京行動綱領」において環境、貧困などそれぞれ12の重大問題領域の独立した領域として特定され、ジェンダーの主流化が打ち出されたことから考えると、非常に不十分と言える。

量的に不十分なだけでなく内容においても問題が多い。先ず、性別の平等の実現こそが持続可能な開発の鍵であるとの明確なメッセージが弱い。そして女性に関するパラグラフとも言われるパラグラフ6は貧困撲滅のカテゴリーのもとにある。また、女性と子どもとセットにして言及されている場合が6回もある。むろん、女性の貧困が深刻であることや貧困問題解決にジェンダーの視点を入れることの重要性を否定するものではないが、女性を脆弱な存在と見ていることが多いといえる。分野別にも、貧困撲滅、水や農業など自然資源の管理、健康、教育などでは多く言及されているが、グローバリゼーションに関するところでは全く触れられていないという問題もある。他方、前進も見られる。ジェンダーの主流化、ジェンダーに敏感なという言葉が合計7回出現していることはその現われであり、また女性と男性という順序で言及されている個所もある。

すでに北京行動綱領などで合意している数値目標まで未合意の個所もあることから、今後交渉が本格化するであろう「政治宣言」も含めて、ジェンダーの主流化に向けて声を上げる必要がある。

「女性国際戦犯法廷最終判決」

早稲田大学大学院教授 中原道子

2000年12月、東京で、日本軍性奴隸制を裁く「女性国際戦犯法廷」が開かれた。そして、丁度一年後、2001年12月にオランダのハーグで最終判決のため「法廷」が再開され、英文265頁にわたる長文の最終判決がおりた。その日、四人の裁判官は、出席していた被害女性の一人一人に判決を手渡した。そして、日本軍により残酷に打ち砕かれた人生を生き抜き、勇気をふりしぶって正義を求める被害女性に心からの賛○辞を贈った。

「女性国際戦犯法廷」は、戦後連合国によって組織された極東国際軍事裁判（東京裁判）が裁かなかつた日本軍性奴隸制を裁くために、被害国の女性たちが中心になって開いた「法廷」である。

「判決」の意義は、まず、日本軍「慰安婦」制度は性奴隸制であるということを、明確にし、その論証の過程で、国際法の解釈にジェンダーの視点を導入したことである。日本国家が、植民地や占領地の少女や女性たちに対しておこなつた日本軍性奴隸制は戦争遂行のため、国家が公認し、組織した長期にわたる制度化された強姦であり、どのような形で運行されたとしても、監禁され、自由が奪われた状況は性奴隸制そのものであり、それは性差別、民族差別、階級差別にもとづくものであると指摘した。国際法それ自体が、欧米中心、男性中心で、また解釈に際してジェンダーの視点を欠いていたために、過去の「極東国際軍事裁判」では、日本軍性奴隸制を裁くことが出来なかつた。武力紛争下における女性に対する性暴力の不処罰は、現代の旧ユーゴ、ルワンダから東ティモールにいたる武力紛争下における集団強姦を防げなかつたことにつながる。日本軍性奴隸制の問題は、きわめて今日的な、さらに未来的な問題を含み、「判決」は、それは、我々の社会で、今、日常化し

ている家庭内暴力・セクシャルハラスメントを温存させる文化と同じ地平に存在していることを明らかにしている。「判決」はジェンダー犯罪を分析し、断罪しており、日常的な暴力とたたかうための強力な武器になる。

次に「判決」は、法は国家の権力の領域に存在し、民衆に対して超越的な支配として存在するというこれまでの認識を変えた。そして「法は市民社会の道具」であり、「国家が正義を保証する義務を果たさない場合、市民社会は介入することができるし、介入すべきである」ことを明確にしたのである。

今、戦争そのものが、国家の領域、国家の支配をこえ、無原則に暴力的になってきているとき、異議申し立てとしての市民が組織する民衆法廷の意義は重要性を増すだろう。

また、「法廷」は日本軍性奴隸制の責任者として、昭和天皇を起訴し、裁いた。「東京法廷」ではアメリカの政治的判断と天皇及びそれを取り巻く人々との協力で天皇は戦争責任を問われることがなかつた。「判決」は昭和天皇に有罪の宣告をしている。天皇の戦争責任が法廷の場で論じられたことは、戦後天皇に関する言論がタブー視されてきたことを考えると、高く評価すべきであろう。

最後に、私はマレーシアの被害女性の聞き取りをしてきたが、多くの被害女性は字が読めない、字が書けない、彼女たちの記憶は残らない。しかし、被害女性が声をあげて記憶を語りはじめたことが国境をこえて女性たちを怒りで突き動かし、その怒りで「法廷」は始まった。そして、この「判決」を支えたものは被害女性たちの語った証言であった。彼女たちは語ることによって、「記憶の暗殺」に抵抗した。彼女たちが語った記憶で歴史は必ず書き変えられる。

~~~~~事務局から~~~~~

- ◎岡山ロイヤルホテルで開催した第7回全国シンポジウムは、盛会裡に終了いたしました。ご協力くださった皆様、ありがとうございました。世界女性会議岡山連絡会の皆様、お世話になりました。お疲れが早くとれますように。
- ◎ご参加の方から寄せられたアンケートの大部分は、会の企画、運営、議論の中身にご満足でした。ただ、惜しむらくは、すべてのスケジュールが時間不足で気ぜわしかったため、意を尽くせなかつたことでした。特に、全体パネルディスカッションについて、もっとお話を聞きたかったという意見、分科会報告が短すぎるなどの意見が寄せられました。もちろん、それ以上に、元気が出た、勉強になつた、テーマがよかつた、などのご意見が多いのですが。
- ◎来年は沖縄での開催が決まりました。日時が決定次第、お知らせいたしますので、今年のエネルギーを倍加して、沖縄の地で再会いたしましょう。
- ◎事務局のコピー機リース期限がきたのを機会に新しい機種にします。これまで会員の関口悦子さんが何年もリース代を個人的にカンパしてきてくださっていました。長い間、ありがとうございました。会員のご好意と意志に支えられてこそこのNGO活動です。
- ◎全国シンポジウムが終わると、北京JACの活動の中心はロビイングに向かいます。全国シンポジウムで議論された意見や提案、要望などを踏まえ、担当世話人がこれから課題をまとめる作業に入ります。分担してくださっている方は、締め切りが8月31日です。くれぐれも期限厳守をお願いいたします。
- ◎全国の自治体で起きているバックラッシュなどの情報を寄せください。いち早い情報交換によって事態の悪化を押しとどめることができるように。
(永井よし子)

北京JAC カレンダー

★2002年9月1日(日)

文京区男女平等センター

世話人会 11:30~14:00

定例全体会 14:30~16:30

テーマ①「フランス大統領選とバック

ラッシュ…石田久仁子

テーマ②「南アのクオータ制」

…橋本ヒロ子

★2002年11月10日(日)

文京区男女平等センター

世話人会 11:30~14:00

定例全体会 14:30~16:30

テーマ「持続可能な開発に関する世

界首脳会議(WSSD)」報告

ロビイングの予定

・9月27日 営業への要請

13:00~17:00

・10月15日 03年度予算概算要求

への要請

13:00~17:00

会場は共に参議院議員会館会議室の予定

テーマコーカスの予定

・政治政策コーカス 8月末予定 13:00~

・人間の安全保障とジェンダー

10月8日の予定 18:30~

問い合わせ 北京JAC事務局

『北京JACマンスリー 第63号』

2002年8月1日発行

編集・発行 北京JAC事務局

担当世話人 永井よし子

113 東京都文京区本郷1-33-9

コージュ後楽園廣本ビル802

T/F 03-5689-6828

メールアドレス jac@pop06.odn.ne.jp

郵便振替番号 00250-7-66426

北京JAC事務局



北京JAC 2002年度ロビイング要望事項（案）

02年度全国シンポジウムにおける話し合いと日常の活動を踏まえ、今年度の要望事項を分野別にまとめました。今後、書式を整えて省庁へ事前に提出いたします。なお、「女性と環境」に関する要望は、担当者がヨハネスブルグ会議に参加しているため、今回の掲載にまにあいませんでした。現地からの送信が滞っています。

ロビイングはすでにお知らせしたとおり、9月27日午後に行います。会員の皆様のご参加をお願いいたします。（詳細は最終ページカレンダーに）

●平和・グローバリゼーション

○<趣旨> 冷戦後の1990年代、国連は子ども、環境、社会開発、女性、人間居住などのグローバルな課題についてサミット級の会議を開催してきた。そのメインテーマは途上国の貧困の根絶、とくに子どもや女性の人権尊重、地球環境の回復である。国連はその政策の追求のために国家の安全保障より人間中心の安全保障を重視し、経済開発より社会開発に重点を置く様々な行動計画を探査した。日本政府は人間の安全保障を外交の重要な視点のひとつに位置付け、国連の人間の安全保障基金を拠出し、人間の安全保障委員会の発足に寄与した。北京JACは、この基本的な政策を支持するとともにその実効性を上げるために、日本政府がさらに積極的に行動することを要望する。同時に国内の差別問題をなくしていくために国際的な人権条約を批准することが急務である。

○以下、要望する。

<要望事項>

1. 女性差別撤廃条約選択議定書を直ちに批准すること。
2. ILO175条約（パートタイム労働）、第111号条約（差別待遇禁止）、158号条約（雇用終了）の批准を急ぐこと。
3. 人権擁護法案の救済機関の設立にあたっては、国連の定めたパリ原則に基づき、政府から独立した機関を設置すること。
4. 世界の貧困撲滅のためにODA予算、GDP比0.7%をめざし、透明性と効果のある「援助政策」に改革すること。とくに受入国の女性の生活や労働環境を改善し、女性の健康と教育、自立につながる支援策を重視し、女性と住民参加型の開発にすること。
5. 政府は、世界エイズ、結核、マラリア対策基金に拠出金額を嵩上げし、HIV感染者の治療と予防に貢献すること。他の先進国に対して、基金の拠出を強く働きかけること。

6. アフガニスタンの復興は、「女性支援に関する懇談会」の提言を配慮した支援を行うこと。
7. 人間の安全保障委員会の政策にジェンダーの視点を加えるよう働きかけること。
8. 沖縄の米軍基地の整理縮小に取り組み、不平等な日米基地協定を改正すること。
9. 世界の膨大な軍事費を削減し、保健、医療、教育、水、食糧の確保など社会開発の資金援助に充てるよう各国政府に働きかけること。

●人権 女性と子どもへの暴力

〈要望事項〉

1. 「配偶者暴力防止法」見直しについて

現行法は特に以下の諸点について暴力を受けた女性の経験と実態に即していないので、より女性の安全を確保し人権擁護の観点から見直しを求める

1) 暴力の対象範囲

配偶者だけでなく、婚約者、恋人、同棲中の恋人、これらの元の関係も含める。いずれも継続的関係が証明されればよい。親密な関係における暴力として、潜在化しやすく同じ性質をもつており、住居を共にしているかどうかは関係ない。

WHO「DVと女性の健康」国際調査の日本調査結果（2001年10月マスコミ発表）によれば、都市の女性のおよその初婚年齢の30歳までに、13.1%が夫・パートナーからの暴力をうけている。未然防止という観点からも加えるべきである。

2) 対象となる暴力

心理的暴力、性的暴力を加える。医師、カウンセラーの証明があればよい。夫・パートナーからの暴力は種々の性格の暴力が重複してふるわれていることは各種調査が明らかにしている。これらを含めての影響が被害の総体である。

3) 保護命令について

(ア) 市町村の相談窓口における相談も保護命令申し立て要件に加える。

(イ) 保護命令の対象に子ども、近親者を加える。

(ウ) 加害者への退去命令の期間延長。

(エ) 相談要件に電話・ファックス・Eメールによる相談も可能にする。

4) 研修義務の徹底の義務化

夫や元夫など親密な関係の男性から女性への暴力を防止し、殺人などの最悪の事態に至らないよう適切な対応をとるには、警察をはじめとして司法機関、医療機関、福祉機関など関係者の正確なDV認識が必要である。（警察が関与しながら、被害者や被害者の子どもや近親者が殺害されたり、傷害を負う事件が各地で続発している。これは、別れ話や離婚後に最も激しい暴力がふるわれるという認識が警察に無いため、二人きりで話し合いをさせるなど不適切な対応がなされているからである。）正確に夫・パートナーの暴力を認識するための、実態に即したシミュレーション、ロールプレイなどの徹底した研修を繰り返さねばならないこと、また業務マニュアルの作成を、義務化すべきである。（講演の実施等は啓発であり研修ではない。）職員が研修を受けられるような条件整備も行うべきである。

5) 自立支援の義務化

配偶者暴力相談センターの一時保護やシェルター退所後の生活再建のためのステップ・ハウス整備、住居確保、職業訓練等の条件整備がなければ、暴力のない生活に安心して踏み出せない。

これらに関する条件整備が義務化されること。

6) 実質的な民間シェルタ——支援の義務化

個々のシェルター利用者への措置費が支給されるようになったかわりに、これまでの助成金を減額するなどの自治体があるが、家賃をはじめ運営に関わる資金援助がなければ、支援にはならない。

7) 配偶者暴力相談支援センターの運営の統一基準と実施要領の作成

各府県が同水準でなければ、広域支援が不可能である。自治体施策のばらつきの是正をはかる。

8) 医療・保健機関の役割の明確化

女性の安全確保と情報提供、介入などの対応マニュアルの作成と医療・保健関係者への徹底研修。

9) 学校教育におけるDV防止教育の義務化

成人になってからでは遅すぎるため、子ども時代からの人権教育などにカリキュラム化されるべきである。

10) 加害者向の暴力再発防止のためのプログラム開発と、暴力防止のための啓発事業の義務化

2. 住民基本台帳ネットに関する

暴力を受けた女性の安全が確保できるように、加害者にコード番号が知られないような配慮がなされるべきである

3. 高齢女性や障害のある女性など暴力を受けた女性の状況に応じたきめ細かな対応の条件整備

高齢社会にあって、高齢の女性の相談も今後いっそう増加すると思われる。障害のある女性とともに、きめ細かな対応が可能になるような条件整備を行うべきである。

4. 子ども買春・子どもポルノ処罰及び保護法の見直しについて

1) インターネット上の子どもポルノに対応できる定義と処罰規定にあらためること。

2) 被写体の子どももが実在しない擬似ポルノやコミックアニメについても、その描写目的が明らかに子どもの性的搾取と虐待であるものについては処罰対象とすること。

3) テレクラ業者や「出会い系サイト」運営者の行為についての規制と刑量を見直すこと。

4) 単純所持についても処罰の対象とすること。

5) 子どもの定義をジェンダー視点で見直すこと。

5. 子ども買春に関する施策について

1) 捜査・公判における子どもの人権への配慮について、警察官、検察官、裁判官などすべての関係者の教育、訓練を強化すること

2) 国際捜査について現地の実情把握を行い、子どもの権利救済を目的とする2国間・地域間の捜査共助・司法共助協定のあり方を見直すこと。

3) 性的被害を受けた子ども専門の心理的・教育的リハビリ施設や回復支援プログラムを作成し、子どもの総合的回復支援を構築すること。

●社会システムと女性

<要望事項>

1. 配偶者控除・配偶者特別控除は廃止する。

この変更が国民の負担に与える影響を調整するように配慮すべき点については、所得税法86条の基礎控除額を大幅に引き上げることで調整し、すくなくとも生活扶助の金銭給付限度額程

度まで引き上げることが望ましいと考えるものである。

2. 社会保障制度

厚生年金については、第3号被保険者制度を廃止する。

この制度の廃止に当たっては、当面パートで働く主婦についての厚生年金の適用を大幅に広げ、保険料負担をしていない専業主婦の数を減らした上で制度の見直しを行うことが望ましいと考えるものである。なおこの厚生年金の適用を大幅に広げる際には、13.0万円未満という限度額の見直しによるのではなく（限度額の見直しとすると、企業は1日の労働時間について、その額の限度内に制限するおそれがあるからである。）、1週の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数についての見直しの方法によることが望ましいと考えるものである。

3. 雇用システムの将来的方向

雇用システムにおいては、国連女性差別撤廃委員会の日本政府報告書の最終コメントにおいて「民間部門において女性が直面している昇進や賃金についての間接的な差別を取り扱うためにとった措置についても報告すべきである。」と指摘されているように、現在の労働市場において女性を結果において差別するものとなっている、「総合職」、「一般職」制度などのコース制人事制度や、家族手当制度、そしてパートタイム労働者に対する差別的待遇の改善などについて、女性に対する間接差別とならないための労働市場の環境整備を行うために具体的な措置をとるべきである。

●女性の政治参画

＜趣旨＞ 90年代、とりわけ北京会議以降、日本でも活発に展開されてきた政策決定の場への女性の進出促進の動きは、着実に女性の実績を紡ぎ出している。しかし、つねに大きな壁になつてたちはだかるのが、日本社会における政治概念の曖昧さと政治意識の希薄さである。それは政治参画の仕組みにも浸透している。はたして政治参画の仕組みは男女に公平か、選挙や議会の運営に問題はないだろうか。私たちは、男女の均等な政治参画推進のために以下を要望する。

＜要望事項＞

1. 憲法の精神を尊重した広義の政治教育を小・中・高校に導入すること。人間関係の基本に「政治」があることを児童・生徒が理解して、政治的視点を通して日常生活を見直す力を身につけることを目的とする。
2. 学校教育現場において人権・男女平等の尊重を保障する枠組みの再構築をすること（教員の研修も含む）。
3. 政府、自治体の責任で、市民と対等な協力のもと、成人向け政治訓練プログラムを作成し、さらに訓練の場を提供すること。（以上、文部科学省）
4. ジェンダー公正の視点から、選挙制度を抜本的に見直すこと。
 - 1) 参議院選挙における全国区非拘束名簿式比例代表制の見直し（全国区であり同時に非拘束名簿式比例代表であることによって生じる不公正は正のため）
 - 2) 衆議院比例代表へのクオータ制の導入
 - 3) 地方議会選挙制度（中・大選挙区単記制）への制限連記制の導入。中・大選挙区単記制は日本に固有の制度。日本の選挙を特徴づける地盤・看板・鞄は主にこの制度がつくり出したものである。制限連記制を導入することによってより公正な選挙が期待できる。（以上、総務省、法務省）

5. 女性議員ゼロの議会が町村の半分に上る現状に対し、男女共同参画基本法で定める積極的改善措置の観点から、意識啓発などに努めること。（内閣府、総務庁）

●情報

＜趣旨＞

グローバル化社会を押し進める原動力となった情報革命、そのICTの進展した情報社会で、女性のICT環境の向上を推進させる必要がある。さらに、来年ICTに関する世界会議が開催されることもあり、現在の情報社会に女性が適応していくための施策が求められている。ついては以下のとおり要望する。

＜要望事項＞

1. 女性のICT活用能力は男性に比べ低い。積極的改善措置の一端として、女性のICT能力を向上させる研修をもっと企画して実施すること。とりわけ、独居高齢女性の自立や社会参加を促進するため、政府は積極的に高齢女性のICT能力向上や情報機器購入の促進を図ること。
2. 全国の女性センターや男女共同参画センターのICT機器の整備状況は一部の例外を除き遅れている。また女性センター職員のICT能力もICT社会に対応できるまでに至っていない場合が多い。政府は、女性センターや男女共同参画センターが女性のICT能力向上できるようなICT環境づくりをハードとソフトの両面で推進すること。
3. 子育て中の女性は就労機会があっても、託児施設不十分であるため就労が難しい。子育て中の女性がSOHOで仕事ができるような高度なICT研修などを女性センターで実施すること。また、そのような女性に対する低利融資制度を充実させること。
4. ICT世界会議の政府代表団に、その分野の女性NGOで活動しているものの代表を顧問として参加させること。

●労働

＜趣旨＞

度重なるILOやCEDAWからの勧告にも関わらず、日本政府は男女の賃金格差是正のための同一価値労働同一賃金原則の実施や間接差別禁止の措置に取り組まず、身分が不安定で低賃金のパートタイマー、有期雇用、臨時・非常勤公務員の女性が増え続けている。私たちは、女性がその能力をのびのびと発揮でき、差別なく多様な働き方を権利として保障される社会で喜びをもって働きたいと願っている。したがって、以下の要望を提出する。

＜要望事項＞

1. 賃金の男女格差是正のために、ILO100号条約が求める同一価値労働同一賃金原則実施のための取り組み（厚労省雇用均等・児童家庭局）
2. 同じく間接差別を違法とする措置特に、コース別雇用、雇用形態、就業形態が間接差別に該当する場合の措置（同上）
3. パートタイム労働法の改正（同上）
去る7月19日に発表された「パートタイム労働研究会最終報告」は、パート等の実態を踏まえてないので、次の法改正を求める。
(1) 第3条「均衡」を「均等」とすること

- (2) 同条の「努力義務規定」を「義務規定」とすること
 - (3) 違反企業に対する実効性ある制裁とパート労働者の救済機関の設置
 - (4) 労働者の意志によるパートタイムとフルタイムの相互転換権の保障
4. ILO175号パートタイム労働条約の批准（同上、外務省）
 5. 有期雇用に対する既成（厚労省労働基準局）
 6. 公務職場における臨時・非常勤職員の均等待遇（総務省）
 - (1) 賃金
 - (2) 育児休業等の権利
 - (3) 恒常的な仕事における雇い止め
 7. ILO111号条約、158号条約の批准（外務省・厚労省）

●女性の健康

<要望事項>

1. 性の自己決定

- 1) 性教育は因習にもとづく価値観の押しつけを避け、自己決定権を理解させるものとすること。
- 2) 塩胎罪は一方の性のみに特定の価値観を強要するものである点を見直すこと。
- 3) 子ども買春の低年齢化に対し成人男性への対策を講じること。
- 4) 子ども買春のIT媒体などへの対策と規制等を検討すること。

2. STDおよびHIV/AIDS

若者を始め、広い層にSTD（性感染症）が広がり、不妊の原因ともなる。緊急の対策を求める。

3. 先端生殖技術

- 1) 不妊治療の健康保険適用問題に際し、『不妊治療技術』の透明性を確保すること。
専門家のブラックスボックス化を避ける必要がある。
- 2) ドナー情報等に関する法制化が必要。
- 3) es細胞やヒトゲノムなどの先端医療技術について、透明性を高め、情報の公開につとめること。

●農業・農村における男女共同参画

<趣旨>

女性自身の活動と行政の男女共同参画諸施策により、徐々にではあるが、農業・農村における女性の地位の向上と男女共同参画は前進してきている。農林水産省の1999年の男女共同参画指針は、他省庁に先駆けて、全省的で、かつ地方公共団体等においても農政においての取り組みとして徐々に浸透しつつある。しかし、農業委員の比率は、いまだ低く、家族経営協定の締結数も伸びてはいるが、その内容的な実効性には疑問も大きく、さらに地域格差が大きいのが実情である。農業・農村における女性の経済的・社会的エンパワーメントの手法として、農村における多様な女性起業が活発化していることは前進であるが、経営体としての自立度や男女の共同参画の視点からすると問題も少なくない。さらに、地産地消に向けた新たな流通の動き、食農教育の必要性、農村の保養機能の推進（グリーンツーリズム等による）、食の安全性への生産時点からの確保の重大性等が、大きく浮上しているが、これらの新たな課題に、男女共同参画の視点から、女性の視点や経験を十分に生

かし、女性自身の能力向上をも図る必要がある。これらの実現のため、以下の施策の充実を要望する。

○ <要望事項>

1. 女性の農業委員、農協役員等政策・意思決定の場にさらに女性の参画を進める。そのために、クオータ性の導入と、これらの役職にある男性の男女共同参画推進の必要についての研修を実施する。
2. 日本の今後の農業の基幹的役割を担うよう位置づけられている認定農業者に女性を多く認定できるような施策を図る。
3. 農山村の発展と農業経営合理化進展のため、男女の学習機会を増やし、経営合理化を進めるのに貢献している農業改良普及員を増員配置するとともに、普及センター職員の男女共同参画の研修を進める。
4. 一連の休耕・転作政策が農家を圧迫していることから、一律の減反背策の転換を図り、適地適作へ方向を転換すること。その際、集団営農における男女共同参画ガイドラインを設置し、男女の能力向上に取り組むこと。
5. 男女農業者の職業としての農業技術・経営能力・政策提言能力等を育成するために、新規就農者（婚入した非農家出身女性を含む）が農学部あるいは農業大学校、経営学部、教育学部、環境学部等で、職業教育を受けられるよう、特別な入学枠を設け、奨学金制度を充実する。この教育には食の安全、食農教育、持続可能な開発、遺伝子組み換えなどの先端技術を含み、大学院での教育を含む。もって、新しい時代の男女の農業後継者を育成する。
6. 高齢社会への対応のため、女性農業者の農業者年金加入の容易化（段階的保険料の導入など）、農業従事者特有の疾病的治療の研究などを推進すること、在宅で可能な限り働き続けることができるような高齢者農業ビジョンのさらなる充実を図る。
7. 山村や中産間地域などの条件不利地域における介護保険の供給基盤を、充実する。

●女性の教育と訓練

○ <趣旨>

学校教育、生涯学習、男女共同参画推進の数年にわたる状況調査から、『女性の教育と訓練』について北京行動綱領の戦略目標別に「日本政府の成績表」を「成果」「障害」「課題」の観点からまとめた。その結果をふまえ、以下の通り要望する。

○ <要望事項>

1. 教育は男女平等の意識づくりの基本となる。その重要さを考え、家庭教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育の場で、ジェンダーの視点に敏感な教育を積極的・具体的に進める。
2. 学校・地域で、学校教育関係者、社会教育関係者や住民などに対し、男女平等学習プログラムを具体的に計画し、実施すること。
3. 教育のあらゆる分野でポジティブ・アクションの具体的数値目標を決め、女性の参画を進める。特に、教育委員会や学校教育の管理職、PTA役員などに対し、積極的に進める。
(以上、文部科学省)
4. すべての女性が、経済的・社会的自立ができるよう、能力開発に有効な職業教育カリキュラムをつくり、実施する。（文部科学省、厚生労働省、通商産業省）

▼WHO「DVと女性の健康調査」日本調査の結果から▼ 深刻な健康への影響 — 役割大きい医療機関

ゆのまえ知子

この調査はWHO（世界保健機関）の保健政策部のプロジェクトである。プロジェクトの企画と基本調査票に基づく調査実施の呼びかけがあり、直接には日本でも種々のDV調査を実施してきたミシガン大の吉浜美恵子準教授からの呼びかけで、筆者も含めて有志研究者によって1998年に日本調査チームが結成され、2000年に横浜市において実施された。

現在、日本を含む7か国がプロジェクトに参加し、日本及びブラジル、ペルー、タイ、バングラデシュにおいて調査結果が出ている。第三世界の国が多いのは、政府によるDV調査が実施されていない国（日本でも日本調査企画の初期の時点では旧総理府調査は未実施）ということがある。日本の参加は、女性の健康と開発・経済発展との関係の国際比較という点からWHOから重視されている。

日本においては、次の3つの大きな困難をクリアしなければならなかつた。資金、原文英語調査票の翻訳、訪問面接調査というDVでは日本で例のない調査方法である。資金は開発途上国そのためだけの予定だったWHOのシードマネーを、日本の事情を理解し日本にも出してくれた。トヨタ財団や厚生省科学研究費、ミシガン大研究助成金などあちこちからかき集めたが、赤字である。日本語版調査票の完成のために、予備調査を2回実施した。

日本ではその住居構造からプライバシーを守っての微妙な内容の訪問面接調査は困難である。WHOからの実施状況視察者に予備調査について歩いてもらい、日本の事情を理解してもらい調査方法の一部

変更（面前記入式を取り入れ）を認めてもらつなどした。また調査員は、調査会社にベテランの女性調査員を選んでもらい、ロールプレイなど含め、WHOの調査員マニュアルにしたがいトレーニングを実施した。

以下の調査結果は、暴力を受けたことがない女性と受けたことのある女性の比較である。過去1ヶ月間（調査時点からさかのぼつて）の心身の症状は、暴力を受けている女性が2倍近くあり、精神安定剤や睡眠薬の服用は過去1ヶ月間に2.8倍、医療機関の利用は同じく1.3倍、入院経験（出産除く）は過去1年間に2倍という差が出ている。喫煙率も現在喫煙率（毎日、時々）は、暴力を受けていない女性は20.4%だが、受けたことのある女性は37.2%、これまでの喫煙経験率は前者が30.5%に対し、後者は49.5%である。自殺を考えたことのある女性は前者が11.2%に対し、後者は31.85%、自殺未遂は前者が0.6%に対し、後者が6.2%である。（いずれも有意差あり）。確率比をだすと、25歳で暴力を受けた女性の自殺を図る確率は受けていない女性の約30倍になる。

7月末、戸塚の横浜女性フォーラムにおいて、報告と医療機関のDV防止役割に果す重要性をアピールするシンポジウムを開催した。その報告は横浜市女性協会（共催）のホームページに掲載されている（<http://www.women.city.yokohama.jp/>）。近く一般向け報告書を発行する予定である。また調査結果からの提言活動も予定している。（この調査に関する問い合わせは、yunomae@tokyo-kasei.ac.jpまで）



バーバラ・リーさん 日本講演会

～報復戦争決議に反対したただ一人の米連邦下院議員～

酷暑の東京に降った雨が上がりかけた8月2日の午後7時、表記の講演会が東京の赤坂プリンスホテルで開かれた。用意された席は定刻前に早々と埋まり、それだけで会場にはいつもとは違う雰囲気が満ちていた。その雰囲気は講演前に行われたミニコンサートによって、さらに高まった。セネガルのパーカッション・デュオの叩き出す鼓動は、この日集まった2000人を越す参加者の一人一人に、2000の「ただ一人の行動」を問いかけるように激しく迫ってきた。

主催は「バーバラ・リーさんを日本に呼ぶ会」。呼びかけ人を代表して挨拶した参議院議員の中村敦夫さんは、ベトナム戦争中にオーストラリアに滞在した時の経験を含め、バーバラさんを生み、育て、支える地域の選挙区の様子に触れた。

万雷の拍手の中、バーバラさんは恰幅のよい体を真っ赤なスーツに包み、満面の笑顔で登場した。「8月は追憶の月。この月に来日して深い感慨を持つ。また、9月は記憶の中に焼きついた月…この月の記憶は平和の爲に私たちが働くねばならないことを強く焼き付ける」と静かに語り始めたバーバラさんの話は、一言々耳に残るものだった。

「9・11以来、私たちの町々、制度、経済に対する安全が侵されたことで、私たちは驚き、悲しみ、怒った。当時は深いショックと失意があったが、じょじょに回復しつつある。ペンタゴンは修復され、WTCの瓦礫は片付けられた。私たち自身がこれほど弱いものだということを突きつけられた爲に、防衛、運送、エネルギー対策などが強化され警戒心も強まった。確かに9・11はアメリカや多くの国々の人々に癒えることのない傷を負わせた。亡くなつた人、その家族の悲しみを思い私たちは深い悲しみに打たれる。私もこの攻撃に怒りを覚える。しかし、報復のために世界全

体を戦争の危機にさらすべきではない。」

「9・11から3日後、私は、どこの国か、どの人か、どんな人間なのかも不明なことに對して大統領に広範な権限を与えるという決議に反対するただ一人の議員になっていた。地域の限定もなく期限もない全権、このように広範な権限を大統領に与えるということは、金額の書いてない小切手を渡したことになる。

実のところ、同じ懸念を持つ議員が何人もいたが、悩み、慎重だった。これまでの歴史でもごく一人に近い状況で良心に従つた人がいることも知っていた。しかし、民主主義の命は、反対する権利があることを認識することだし、反対すべきと考えたら反対するのが義務だ。NOを投じたのは正しかったと、私は今でも信じている。

アメリカはテロリストを法によって裁くべきだ。どこの国、個人、グループであろうと、この考え方を理解せず、テロリストを容認するのは間違っている。しかし、だからといって不用な軍事行動で無辜の人々の命を犠牲にすべきではない。平和と正義の爲の国際運動の必要性、地球の将来の爲の対話、自分たちの信念のために、自由のために立つこと」を提唱して、尽きることのない平和と民主主義のための熱のこもった講演を締めくくった。

残された30分は、落合恵子さんが聞き手となってのインタビュー。落合さんは、「バーバラさんの考える世界正義とは?」「反対の1票を投じた後の日常は?」「危険な状況に對して無関心な人々、諦めてしまった人々の閉ざされた扉をどう開くか」「あなたの信念はどこから来るのか」などを尋ねた。

翌日に広島を訪れた後帰国というバーバラさんの来日は短かったが、きっと多くの人々に勇気を与え、同時に「たった一人でも」という覚悟の種も確実に蒔いたことだろう。

(永井よし子)

▼千葉市で何が起ったか ~千葉市男女共同参画条例について~▼



出納 いずみ

今年3月 議会で鶴岡市長が千葉市で「男女共同参画」に関する条例をつくり9月に議会に上程する、と発表してから、千葉市は猛スピードで条例づくりを開始した。すでにあった「千葉市男女共同参画懇話会」から5名と行政法の専門委員を加えての6名で、条例の「検討部会」をつくり「条例に盛り込むべき内容」を検討するということであった。7回の討議を経て、6月「中間報告」が市民に対して行われた。その際、8日間の異例の短さで郵送、FAX、メールなどによる「意見聴取」が行われた。結果、意見は2団体を含む35件という少なさであった。うち団体として ①「男らしさ、女らしさ」を一方的に否定せず、男女の性の特徴を生かし合い、平等であるが、違いを尊重する態度を育てるものであること。 ②父性や母性が家庭において重要な役割を果たしていることや「専業主婦」を否定するものでないこと。などを盛り込んだ要望もあったようだ。今回、のちに、問題となつた「女らしさ」「男らしさ」「家庭を中心として」という文言がなぜ突然入つたのかという理由の一端をここからもうかがうことができる。

私たちは「千葉市男女平等参画条例を考える会」を3月末につくり、結成すると同時に「もっと市民に周知をして、ゆっくり作ってほしい」「素案は公表しないということだが、ぜひ公表してほしい」などの項目で要望書を提出した。7月、「検討部会」の報告もうけて、懇話会は、条例の「基本的な考え方(提言)」を市長に提出した。この内容を見るかぎり、特に問題となるような項目はない。前文や基本理念に「盛り込むべき項目」にもひつかかる文言はなかった。そして、「素案を公表しない」といっていた当局が、「素案公表」と一転、方針をかえた。

8月9日、男女共同参画課は千葉市のホームページに「千葉市男女共同参画ハーモニー条例要綱(案)」を出した。見てびっくり! 前文に「女性と男性が、家庭を中心として社会のあらゆる活動に参画できる男女共同参画社会の形成」や「女らしさ、男らしさという言葉に端的に表される、性別により男女に一定のあり方を期待する意識は、歴史的、文化的伝統にも根ざしており、一方的に否定されるべきでない」という文言が唐突に入つていて。

9日、会のメンバーに緊急の集まりを呼びかけると同時に市内、市外の知っているかぎりの人にこの事態を知らせ、特にこの3行の「削除」を求めてもらえるように呼びかけた。そのメールが転送され、東北大学大学院助教授 沼崎先生からの抗議メールは最後に「千葉市民への友情と連帯をこめて」とされており、感激した。大阪府立大学の森岡教授もメールを送ってくださり、ご自分の生命学のホームページに千葉市のこの問題をとりあげてくれた。「女らしさ、男らしさ」賛成派もふくめ、200通余の意見が集まつたそうだ。

この経過は8月20日の東京新聞の全国版、千葉版に「突然 女らしさ、男らしさ」、21日付の朝日新聞に「男女共同参画に逆行?」と紹介された。この中で、会として市民局長と急遽、懇話会を開いたり、「懇話会」が動き、24日当局は「懇話会に謝罪」と報道されたように、条例案の練りなおしをした。その書きかえた条例案は、市民に公表されることはない。議会直前に議員に見せられるだけである。まだまだ予断はできない。私たちは「家庭を中心として」「女らしさ、男らしさ~以下略」という文言やこれに類する文言の削除を求めて「陳情書」を出すために署名を集めることにした。私たちに残されているのは、会派回りと議会を注視することしかない。

あなたは許せますか！石原都知事の「ババア発言」

石原慎太郎都知事の「ババア」発言を聞いたことがあるだろうか。「ババアア」？私のことではない、関係ないと思わないで欲しい。

——人類が滅亡に向かって急いでいることを認めるのはちょっとつらいですね。

「これは僕がいってるんじゃなくて、松井孝典がいっているんだけど、」文明がもたらしたものっとも悪しき有害なものはババアア”なんだそうだ。”女性が生殖能力を失っても生きているってのは、無駄で罪です”って。男は80、90歳でも生殖能力があるけれど、女は閉経してしまったら子供を生む力はない。そんな人間が、きんさん、ぎんさんの年まで生きてるってのは、地球にとって非常に悪しき弊害だって・・・。なるほどとは思うけど、政治家としてはいえないわね。」（『週刊女性』2001年11月6日号「石原慎太郎知事吠える！」から抜粋）

2001年10月に行われた「少子社会と東京の福祉」の会議では、「この間すごい話をしたんだ、松井さんが。私は膝をたたいてその通りだと。女性がいるから言えないけど・・・。」と発言。また2001年12月11日の都議会会議録では、「『檜山節考』という、年をとったそのおばあさんを、その部落の貧困のゆえに、あえて生きている人間を捨てに行くという、これは年をとった女の人が、他の動物の生存の仕方に比べれば、かなり横暴な存在であるという表現の、実は逆説的な1つの証左でありまして」と、『檜山節考』を曲解し、訳の分からぬ弁明を試みている。

一連の発言は、松井孝典氏の発言として語られているが、「膝をたたいてその通りだ」と知事が公言したことから、私たちは石原都知事と都議会議長あてに謝罪と撤回などを求める公開質問状を2002年6月25日に手渡した。質問状とともに、都在住・在勤・

在学の賛同者を募ったところ1週間足らずで447人が名を連ねた（最終的には468人）。しかし質問状の回答は拒否。都知事はいちいち個別に答えることはできない、議会で答弁しているのでそれがすべてであると回答。

石原都知事は、女性という人格を持った人間を「産む産まない産めない」を基準にして選別し、子を産まない、産めない、産めなくなつた女性は社会的に無用だと言っている。女性は更年期に入るとだれでも閉経する。また、ある友人は「閉経したら無用とは未来は暗い」と憤慨する。私は、私たちは、こんなひどい発言許せないと怒りフツフツなのは事実だが、笑い飛ばすしたかさも持っている。都知事に公開質問状を手渡したとき、「閉経連」と書いた旗を持ってきた女性がいた。それ以来、石原都知事発言を巡る行動に集まるメンバーを「閉経連」と自称している。

米国には、差別された集団の権利を一括して回復させるクラスアクションという制度が設けられているという。しかし日本では、差別表現を用いて被差別集団を排除するような暴力を撤回させる人権救済制度は未だに確立されていない。私たち（仮称：石原都知事の「ババア発言」に怒り、謝罪を求める会）は9月13日に集会を開くので、今後についてより多くの女性たちと討議したいと考えている。ぜひ参加してください。

（牧田真由美）

★★★★★★★★★★★★★★★★

石原都知事の「ババア発言」を撤回・謝罪を求める集会 9月13日（金）18:30～ 池袋 エポック10（豊島区男女平等推進センター） JR池袋西口メトロポリタンプラザ10F 資料代：500円 主催 石原都知事の『ババア発言』に怒り、謝罪を求める会（仮称） 連絡先：ふえみん婦人民主クラブ Tel.03(3402)3238 femin@jca.apc.org

「人間の安全保障、ミレニアム開発目標 (MDG's) とUNDPの取り組み」

第1回の学習会は6月12日、外務省の赤松武さんから人間の安全保障に関する経過をお聞きしました(62号に掲載)。今回は、「人間の安全保障、ミレニアム開発目標 (MDG's) とUNDPの取り組み」という題で国連開発計画(UNDP)駐日代表の弓削昭子さんからお話を伺いました。参加者は9名と少なかったものの、開発と人間の安全保障の関係や、新しい情報について知ることができ実り多い会になりました。

1 グローバル・ペールの開発論議での国連の役割

- UNDP及び国連機関は、開発の概念を主流化する意味では、かなり重要な役割を果たしてきた。人口問題は、1994年人口国際会議以来、それまでの人口の増加抑制、家族計画、母子の健康という観点から、人間の選択肢と人権を尊重したアーティグ・ヘルスライツという観点に変わってきた。そういう意味から、「人間の安全保障」と関係がある。
- 1990年、UNDPが「人間開発報告書」で人間開発 Human Development というコンセプトを紹介して、1994年版で「人間の安全保障」の概念を出し、今は、人間開発、人間の安全保障は国際社会、国際機関、NGOなどへも主要な考え方として広がっている。国連の役割としてこういう概念を出し広める重要な役割を担っているといえる。

人間開発報告書を120カ国以上の国で出しているが、発行に至るまでのプロセスが報告書と同じくらい重要である。平均寿命、就学率、識字率、ジェンダー格差、地域格差、民族間、マリテー、先住民などの格差まで調べるとその国の状況がわかる。再検討していると、格差、国家開発計画での優先順位、予算配分などの課題が出てきて、いろいろな場で議論が行われ、認識を得て、人間の安全保障に取り組まなければいけないとなっていくことは非常に重要である。

2 ミレニアム開発目標 (MDG's)

- MDG'sは、国連、ODA関連で中心的になって、重要性が高まってくる。8つの目標 (①極度の貧困と飢餓の撲滅②普遍的初等教育の達成③ジェンダー平等の推進と女性の地位向上④乳児死亡率の削減⑤妊産婦の健康の改善⑥HIV/AIDS、マalaria、その他の疾病の蔓延防止⑦持続可能な環境の確保⑧開発のためのグローバル・パートナーシップの推進) と18の

ゴール、達成に向けた測定のための指針48がセットとなっていて、2015年を達成期限としているが、日本ではまだ情報が行き渡っていない。

・「キャンペーン・ネッター」兼「スーカバー」にマーク・マック・ブランチ総裁兼国連開発グループ議長を任命、ジェフリー・サックス(ハーバード大学教授)をMDG's担当特別顧問に任命し進める。

- 達成までの国連の取り組み戦術は、(A) MDG's達成のための戦略と資金調達に関する研究と提言 (B) MDG's達成に向けた進捗状況のモニタリング (C) ミレニアム・キャンペーンの3つで、2004年末までに必ず一つは各国のMDG'sポートを作成し、まとめて2005年の国連総会に総長が報告する。

3 UNDPの取り組み

開発提言と「人間開発報告書」などを通じて啓もう活動、開発の包括的・多面的な取り組みをする。UNDPは全部無償で、6つの分野(アバラン・統治/貧困撲滅/エレキテーと環境/平和構築と災害救助/HIV/エイズ/情報・通信技術)に限定されている。ある地域の地域開発でいうと、水の問題、農業の問題、小学校の校舎の問題、元兵士の社会訓練の問題、職業訓練の問題等、その地域の問題を総括的、多面的にやろうと思えば、マチセクターでUNDPの事業になる。

4 日本とUNDPのパートナーシップ

- 日本政府がUNDPにODA資金を開発資金としてアガニカル、東洋モール等に提供。「人間の安全保障基金」の44%はUNDPを通じて途上国へ。日本のUNDPへの拠出は最大で2002年には2位、職員数が削減する中で日本人職員は倍増。
- 今年の報告書(「サマリ模様の世界に民主主義を深める」)はおもしろい。政治がいかに人間開発を妨げているか。制度とかアバラン(統治)に重点。
- MDG'sの中の一つのポイントがヨハネスブルグの会議と捉えている。

(報告者 黒見節子)

次回 第3回学習会

とき 10月8日(火) 18:30~20:30

ところ 東京都文京区男女平等センター

内容 交渉中

※ 連絡先 e-mail femiwing@tvt.ne.jp

~~~~~事務局から~~~~~

■暑い夏でした。第7回全国シンポジウムが盛会裡に終わりましたが、後始末にお忙しい方もいらっしゃるでしょう。分科会担当の方々にも、63号の報告文、9月のロビイングに向けた要望案のまとめなど、ご苦労いただきました。ありがとうございました。

■今号に掲載した要望事項は、「案」として掲載させていただきました。そのまま決定させていただくもの、あるいは修正・訂正などもあります。9月14日頃までに検討します。65号はロビイング報告集になりますが、紙面の制約上、要望文を載せられないで、次号と合わせてご参照ください。

■63号9ページの記事に誤りがありましたので訂正させていただきます。報告者からお詫びが届いています。①左段12行目「杉山」さんは「杉本」さんの誤りです。②同じく左段18行目「市の掲示板に」を削除し、20行目「有害」以下を「人権侵害の書き込みに対応するために、これらを市の掲示板に書き込むことを」に訂正します。

■2003年度の全国シンポジウムの開催地は岡山で発表されたとおり沖縄です。例年、7月開催が多かった全国シンポジウムですが、沖縄の7月は台風襲来の時期。ただいま、11月22・23日開催で検討しています。24日も休日なので、沖縄訪問の機会を最大限に活用したいと考えております。(永井よし子)

『北京JAC マンスリー 第64号』

2002年9月1日発行

編集・発行 北京JAC事務局

113 担当世話人 永井よし子

東京都文京区本郷1-33-9

コーチュ後楽園廣本ビル802

T/F 03-5689-6828

メールアドレス jac@pop06.odn.ne.jp

郵便振替番号 00250-7-66426

北京JAC事務局

北京JAC カレンダー

★2002年9月27日(金)

参議院議員会館会議室

ロビイング 13:00~17:00

玄関で通行証をお渡します。

資料等、準備の都合上、参加なさる方は事務局までFAXにてご連絡を。

★WSSD報告会

JACの定例会は各月開催のため、時期がずれてしまいますので、関連報告会をご紹介いたします。

・9月17日(火) 18:30~ 婦連会館
主催 JAWW(03-3963-3825)

・10月14日(祝) 10:00~17:00

都市センターホテル(千代田区平河町)
第2回北東アジア女性環境会議—東京
主催 アジア女性交流・研究フォーラム
申しこみ 093-583-3434

★14日の会議終了後、北京JAC世話人会を開きます。世話人の方はホテルロビーにお集まりください。

★その他、定例会・世話人会等の予定

・10月15日 03年度予算概算要求
への要望 13:00~17:00

・11月10日世話人会・定例会
アジア情勢を学習する計画を検討中
です。

★テーマーカスの予定

- ・政治政策コーカス 9月20日 13:00~
報告者:松本惟子さん
場所は北京JAC事務所
- ・人間の安全保障とジェンダー
本文に掲載しております。

お問い合わせは、事務局まで。

事務局はるるしていることが多いので、お問い合わせはFAXでお願いいたします。

お急ぎの場合は、事務局長永井宅まで

tel 03-3944-6974

fax 03-3944-9647



2002年度要望事項でロビイング

*****9月27日 12省庁と*****

マンスリー64号に掲載した要望事項を中心としたロビイングが、9月27日、参議院議員会館会議室において開かれました。午後

○ 1時から5時15分まで、分刻みで行われた要望行動は、12省庁が順番に出席する形で行われました。省庁側のご出席は60名を越え、JAC会員の出席者は、議員会員の代理を含め23名でした。

項目だけで124にわたり、中には同じ項目でも複数の省庁の見解を質す問題もありますから、ロビイングの組上にのぼったものは150項目にも上りました。したがって、4時間という時間は不充分です。そのため、NGOの多岐にわたる要望事項を各省庁に書面及び口頭で伝えるという基礎的な目的を果すということにするか、それとも要望事項を絞って、重点的な要望を行うかという反省点が残りました。どの分野も重要かつ関心の高い問題であり、全国シンポジウムでの議論を経て提案されているものが多く、絞り込むこと自体が難しい課題ではありますが、今後の検討課題です。また、省庁別に要望事項を提出することで、重大問題領域や分野別の問題点が拡散あるいは薄まる傾向があったことをどう乗り越えるかも、今後の課題です。

形式的な答弁や、後退した姿勢を示すもの、あるいは何年越しで進展していないものなど多々ありましたが、以下に概略を当日の順番でご報告いたします。(要望事項は省略)



▲経済産業省▲

- ・商工連合会や商工会議所を経由する創業塾支援策の説明があったが、女性の能力開発支援といいながら女性支援の観点は特になかった。
- ・化石・原子力燃料縮小について、原子力環境は厳しいという認識、再生可能エネルギーを8年後に3%、地熱・水力7%を目指すという。

●JACから原子力政策の転換を要望した。

▲内閣府▲

- ・DV法見直しに関して、超党派の共生調査会とも連携したい、との表明があった。
- ・26日のDV連絡会の行った省庁交渉との重複を避けることとした。(別掲報告)
- ・DV法適用対象を配偶者としたのは、配偶者以外の認定が困難であるためとのこと。罰則のある法律であるため。
- ・保護命令申し立て要件に市町村の相談窓口を含めるのは、すべての市町村が対応できるかという問題があるので難しい。
- ・保護命令の対象を広げるのは、保護命令の性格上、議論する必要がある。
- ・退去命令の2週間は議論した結果の決定。

- ・DV被害者に対する自立支援策については他の政策との関係を理由に、消極的だった。
- ・DVの民間シェルターへの支援策について、助成金は自治体任せ。国は特別交付金で対応しているとのこと。
- ・加害者再発防止プログラムは今年度に調査研究。どの段階の加害者を把握するか、先発国の事例収集・研究中。
- ・女性ゼロ議会への積極的措置について現状把握につとめている段階。環境の場への女性参画は3年後に30%を目標。

▲厚生労働省▲

- ・ILO条約111号、175号、158号の批准要望に対し、175号は日本は賃金決定の仕組みが諸外国と違うからと消極的姿勢。批准スケジュールに載っていた111号についてすら、現行法のカバーしない広範な部分について検討中と後退。
- ・同一価値労働同一賃金原則の100号についても同様、格差要因を挙げるに留まる。
- ・労働における間接差別について、依然として定義すら社会的コンセンサスがないというまま。男女差別について、今秋、課題研究会を設置した。5年前の付帯決議により研究中。
- ・有期雇用は産業構造による。現在、労働政策審議会労働部会で審議中。慎重に対応する。
- ・家族手当の世帯主要件は現状では女性差別とは認識していない。
- ・DV法関連は婦人相談所が管轄。保護の観点から協力している。高齢女性・障害女性も婦人保護事業、一次保護委託制度で対応する。
- ・厚生年金については、女性と年金研究会報告について言及、第3号被保険者問題は2年後の見直しに向け総論的な議論を行っている。
- 労働問題を中心に、あまりに後退あるいは消極的姿勢が目に余るとして、JACから強い意見開陳があった。三者審議会で議論中の課題が多いが、なぜ今ごろ議論なのかという問題もある。

- 間接差別については、すでに野中広務発言が「差別」に間接差別が含まれると認めており、議論を急ぎ、公開することを求める。

- 111号は世界のほとんどの国が批准した。世界の常識的価値観から遅れている。また、労使の自治にまかせるというなら国の法律は不要になるではないか。広範な整合性とは何か、別の機会にきちんとした答弁を求める。175号条約も日本は批准を促進すること。

- パートタイムについて行政指導では効果が上がらないからこそ法律が必要なのだ。雇用管理法ではゆるく、パート及び均等待遇法の整備のできている先進国にならうことを求める。マンスリー64号5頁「労働」要望事項の3の4項目を守って欲しい。

- 厚生年金のパートの65万円という線引きは慎重に行うこと。企業負担とからんで雇用の切り下げにつながるおそれがある。

- ・不妊治療・先端生殖技術については、ドナー情報などについて3年以内の法整備化を目指し審議会を設置した。
- ・食の安全について、食品安全法で安全審査を義務化した上の流通である。輸入時検査もある。情報はHP上で提供している。

▲法務省▲

- ・女性差別撤廃条約選択議定書の批准について従来の回答どおり。日本の司法の独立、三審制等国内救済制度を混乱させるというものが理由。通報制度は国内的措置を尽くしたか否かをCEDAWが判断するのが問題だ。したがってなお慎重に検討する。先進例は研究中。
- ・人権擁護法の救済機関の独立性についても従来の姿勢のまま。
- ・子ども買春の法見直しについて、検討中。マンスリー63号3ページ人権4の1)はサイトの開設、オープン閲覧は処罰対象。漏れるものは検討中。2)制定時に議論が分かれた。法の観点は実在の児童の保護にあった。積み残した課題。3)は警察庁と協議中。通信の

自由、風営法との兼ね合い。4)両論あり、幅広い観点から検討中。5)子どもをジェンダーで差別はしていない。

●同5の1)当然のこと。全国検察庁には被害者支援員を置いた。特に裁判官はケーススタディを本年度の新任判事に行った。4)小学生に対する買春は児童買春禁止法の他に強姦罪を適用、高知県の例は重く処罰した。

●墮胎罪について、国民の議論の変化を見守っているところ。母体の生命とともに胎児の生命を保護する意識が強い。男性も処罰の対象になっている。

●いつ胎児の生命を保護することになったのか。国際的価値観との関係はどうか、また、男性が処罰の対象になっているというが、妊娠させた男性は対象になっていない。統計上の男性とは墮胎を施した医師だ。そのような答弁はおかしい、とJACから抗議した。

▲警察庁▲

・DV被害者への対応は充分被害者の意向を尊重している。被害者が無力化する傾向があることも研修に入れている。ストーカー法、DV法担当者全国専門教養会議、カウンセリング講習、対応マニュアルなど行っている。

・子どもの人権に配慮し、自宅訪問なども行う
・子ども買春の国際調査は、大使館を通じて各
国の法体系を知り現地警察に調査を依頼して
いる。在京5ヶ国担当者会議、ワークショッ
プ、国外犯全国検査会議や東南アジア会議な
ども行った。

・子どもの心理面のケアは少年サポートセンタ
ーでカウンセリングや保護者指導を行う。継
続的支援をしている。

●心理ケアの人材育成の機関がない。留意を。

▲文部科学省▲

●すべての項目にわたって「性別にかかわりなく」「男女を問わず」という考え方方が貫かれている。男女共同参画社会基本法の趣旨に合
わない。この認識は重大な問題だ。隠れたカ

リキュラムというのを知らないのか。文部科学省にも男女共同参画推進本部があるはず。この姿勢と認識は看過できないので、10月15日の概算要求までに検討してきてほしい。

▲農林水産省▲

・農業に関する女性の政策決定への参加は地域毎に目標を立てクオータ制を入れているところもある。昨年全都道府県で実施、毎年見直しを行う。成功例を積極的に紹介、推奨している。3月10日は農山漁村女性の日だ。

・認定農業者は1.9%だが、配偶者、女性への積極参加を呼びかけている。

・普及員は重要、適正に進めたい。

・米の生産調整は難しい。研究会を立ち上げた。ニーズに見合う米作り、米作りのあるべき姿を幅広く探っていく。

・女性農業者の年金加入要件は大幅に改善された。保険料も女性を想定して設計した。

・女性の自然保護管理者は森林官に50名。

●農水省の女性施策は積極的で評価する。

▲外務省▲

・選択議定書については検討中。B規約の運用を調査中。(具体的事例について資料提供を約束)

・ILO条約についてはいずれも困難、慎重。

・人権救済機関の独立性について法案の枠内。

・女性へのODAは顔の見える援助をめざし、積極的に進める。

・エイズ、結核等の対策基金には2億ドルの一部を出した。増額は検討していない。他国には拠出を働きかける。

・人間の安全保障委員会は来春、具体的行動計画を出す。今年6月の第3回会議ではジェンダー視点を含む観点も出された。現在、意見交換を行っている。

●ODAも人間の安全保障もジェンダー視点を入れること。JICAの環境女性課の名称から女性を落とさないこと。

DV連絡会主催 9月26日

▲環境省▲

- ・女性の環境政策への参画は基本法にあり、自治体も遵守している。省の参画は3割目標。
- ・循環型社会の構築期に向け、来年3月をめどに循環型社会基本法を制定する。
- 国際ネットワーク、特にアジア太平洋地域の強化、アジア環境会議が必要だ。WSSDの政治宣言を守り、市民との連携を重視し、草の根レベルの親善や会議へのNGO参加を。

▲総務省▲

- ・住基ネットコード番号は暴力被害者の安全の配慮をという要望に、型どおり「自治体の裁量」「変更可能」との回答。
- 国と地方を便宜的に使い分ける姿勢はおかしい。
- ・選挙制度の見直しは国会で議論すべき問題。
- ・クオータ制は国民の合意と国会議論が必要。
- ・制限連記制について廃止の経緯を説明。
- 行動綱領の政府の責任とある範疇への質問に当事者意識を欠いた答弁の連続。
- ・ICT世界会議に女性NGO参加要請は伝えるが、首相が出席すると無理。
- ・公務職の臨時・非常勤問題は各団体の選択だ。
- この答弁をJACが究明、答弁が混乱したため機会を改めて持つことに（8日午前に）。

▲財務省▲

- ・配偶者特別控除は廃止の方向、配偶者控除は時期尚早。年末まで議論する。調整手法に基づき上げるのは困難。不公平が出る。

▲人事院▲

- ・国家公務員の臨時・非常勤の均等待遇は検討中だ。画一的に出来ず現在は省庁任せで制度的枠組は整備されていない。現状が崩れてい る認識はある。8月の人事院勧告で触れられた。制度は正のために研究する。賃金、育休、期間など全体の中で考える。

- 総務省との対応の違いが印象的。

（まとめ 永井よし子）

北京JACロビングの前日、参議院議員会館会議室において上記の会が開かれた。参加した省庁は、内閣府、厚生労働省、法務省、総務省。連絡会の側の出席者は約30名だった。

各省庁に対し質問事項と要望事項を提出、それぞれ担当者から答弁があった。実績の関する質問に対し数値が示された。また、研修等についても細かい資料が提供された。

個別の相談をかかえている参加者からは、きわめて具体的な質問と要望があいついだ。一時保護中の被害者にかかる経費（交通費・昼食代）の予算化、シェルターの一時保護委託費の増額は被害者と同伴児童については切実な声があがったが、厚労省としてはまずは第一歩と認識してほしいとの答えた。自立支援については、自治体まかせで、実質的な支援には程遠いことが浮かび上がった。

内閣府に求められた不服申し立て機関、苦情処理については、行政相談機能で対応という返答で、DVの特殊性への配慮が不足。

最高裁は資料提供と書面による回答のみ。最近の問題としては、住民コードへの懸念が出された。加害者に居所を掴まれる恐怖に対し、総務省の担当者は、住基ネットの仕組みやコード番号は本人の申し立てで何回でも変えられると説明。個人情報漏洩の危機感に答えるものではまったくなかった。

会場から出された移住（外国人）女性に対する暴力については、これらの女性にはDV防止法や相談窓口などの情報が届きにくいこと、言語的・文化的に障壁が多いこと、在留資格や生活問題などでも不利な条件が重なっていることなどから、深刻に受けとめられた。

この問題を含め、個別に議論の必要な問題は、改めて機会を設けたいとの発言があった。

（永井よし子）

ヨハネスブルグ・サミットで何が決まったか?

(財)アジア女性交流・研究フォーラム

主任研究員 織田由紀子

2002年8月26日～9月4日、ヨハネスブルグにおいて開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD:ヨハネスブルグ・サミット)は、政府間交渉の結果である「実施計画」と「ヨハネスブルグ宣言」を採択した(<http://www.johannesburgsummit.org>)。これは、リオデジャネイロで開かれた、国連環境開発会議(地サミット)の10年後の会議であり、リオで採択された「アジェンダ21」をさらに推進するための会議であった。しかし、環境と開発に関する会議とはいえ、ヨハネスブルグまで残った争点の半分以上が貿易と資金であったことが示すように、焦点は持続可能な“開発”に移った。

主な採択文書である「実施計画」は、全部で10章、169パラグラフからなる¹。

「実施計画」の章立て

- I はじめに
- II 貧困撲滅
- III 非持続的な生産と消費形態の変更
- IV 経済および社会開発の基礎となる自然資源の保護と管理
- V グローバル化する世界における持続可能な開発
- VI 健康と持続可能な開発
- VII 小島嶼国における持続可能な開発
- VIII アフリカにおける持続可能な開発
- VIIIbis その他の地域的イニシアティブ
- IX 実施の手段
- X 持続可能な開発のための制度的枠組

では、ジェンダー・女性に関しては「アジェンダ21」と比べて、どのような進展があり、何が課題として残ったのか。これについては、①ジェンダー・女性の文言がどのような形で主流化されたか、②女性の関心事がどのように主流化されたか、の2側面から考えたい。

¹9月4日付け Advance unedited text により織田が数えたもの。

①「実施計画」では、ジェンダーの主流化、ジェンダーに敏感、ジェンダーに平等など、90年代の女性運動の成果を反映させる文言や、弱まりながらも女性の土地所有権や相続権を保障する文言が入ったという点では一定の成果を見た。ジェンダー平等がガバナンスの基礎であることも明確に書かれた。しかし、女性の決定参画、女性に対する暴力、性別データの収集など、すでに「アジェンダ21」に書かれていたが未だ実現できていないことの再確認が多く、この10年の歩みがいかに遅々としたものであったかを痛感させられるものであった。特に、このサミットの争点ともなったグローバリゼーションの章では、ジェンダーも女性もまったく言及されておらずこれは今後の課題である。

②では、女性の関心事はどのように反映されただろうか。これは幅広いので全部に言及することはできないので、決定が最後までもつれこんだ保健サービスについて述べよう。これは、「国内法や文化及び宗教上の価値観と一致しながら保健制度の能力を強化する。」という表現で決まりそうだったところを、女性コーカスの全力投球で、かなり弱まった形ながら「人権および基本的自由と調和し」との文言を入れることに成功したものである。この事例が示すことは、女性の関心事、特にリプロダクティブ・ヘルス/ライツは依然として争点であり、戦いつづけなければすぐに押し返されてしまうということである。

サミットでは、以上の採択文書の他に、「約束文書」と言うパートナーシップに基づく実施プロジェクトのリストが作られた。日本だけでも約30のプロジェクトを約束している。これも含めて、今後ジェンダーの視点からその実施を監視すると共に、経済発展、社会開発、環境保護の3本柱にたった持続可能な開発を進めるべく、実施主体として女性グループが何をするか問われている。

ヨハネスブルグ・サミット ODAを中心に

福島瑞穂

8月末から開かれたヨハネスブルク環境サミットに出席してきました。また、モザンビークへ行き、日本がODA（政府開発援助）として供与している食料増産援助をチェックしてきました。日本は、食料増産援助のODAを年間200億円から300億円行ってきました。中身は、農薬、化学肥料、農機具で、農薬の比重が高いです。日本は、最近まで内戦状態にあったモザンビークに対して、15年間、115億円もの食料増産援助をしてきました。

1) 農薬の値段が現地の価格の4、5倍なので、実際農民に届きにくいこと、2) 売却益が、現地の役人や政治家たちに流れ込んでいるのではないかという疑いがあること、3) 多くの農薬が使われずに倉庫に積んであるままになっていることなどが指摘されています。農薬は使用期限を過ぎると全く使いものにならなくなります。燃やせばダイオキシンが出るし、処分するには多額の費用がかかります。アフリカで処理するのは、困難ではないかと言われています。

使用期限を過ぎた農薬が一部回収され、野積みになっているけれど、盗まれたり、中身を捨てて、ドラム缶を持っていく人がいると現地のNGOが怒っていました。

使用期限を過ぎた農薬は、まさに「援助廃棄物」となっていました。日本のODAが無駄であるだけでなく、有害になっているのではないかと怒りを感じました。日本の政・官・業の癪の問題を抱える公共事業をそのまま外国へODAとして供与しているという面と、日本の中では行き詰ってしまった公共事業をODAとして出している面があります。82兆円の国家予算のうち1兆円を占めるODA。みんなの税金が環境破壊や生活破壊を起こし、政治の腐敗を生んでいることをとにかくやめようと言いたいと

思います。

NGOフォーラムで開かれた食料増産援助を考えるフォーラムとODAを考えるフォーラムに出席しました。NGO「メコンウォッチ」のスタッフ、ケニアのソンドゥ・ミリウ・ダムやインドネシアのダムの現地の人たちなどの発言が相次ぎました。ODAを変えようということを確認したフォーラムとなりました。ODA基本法を作る必要を感じました。

なお、「持続可能な開発」に向けた各国の行動プランとなる「実施計画」に自然エネルギー（再生可能エネルギー）の数値目標設定を文書に盛り込むことができなかつたことは本当に残念です。日本政府は、数値目標設定をすべきではないという立場で動きました。これは問題ではないでしょうか。

遺伝子組み換え作物については、ヨーロッパは、NO、アフリカの諸国の中では、南アフリカは引き受けと言っているが、セネガルなどは、NO。「たとえ飢えようとも遺伝子組み換え作物はいらない」とがんばっています。大企業による世界戦略とそれに抗する人々とも言えるのではないでしょうか。

HIVについても医薬品には特許があるので、成分がわかるため自分たちで安い医薬品を作つて人々に配ると、WTOに訴えられるということが起きています。医薬品は誰のためにあるのか、科学技術は誰のためにあるのかということが問われてののではないでしょうか。

去年、ダーバンで開かれた人種差別撤廃会議にも参加しましたので、一年ぶりのアフリカ。日本での課題を一杯抱えて帰ってきました。

モザンビークでは、女性たちの農業協同組合を訪れました。自立しようという動きは実に力強いものでした。

ヨハネスブルグ・サミットでの NGO の活動

三隅佳子

＜はじめに＞

今年、8月26日に始まった「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」は「ヨハネスブルグ宣言」と「実施計画」を採択し、「約束文書」として政府やNGOなどが共同で取り組む事業をまとめ、9月4日閉幕した。この間、先進国と途上国との対立、国益をも含んだ議論が交わされ、その結果、経済・社会・環境を調和させて、21世紀の地球規模の課題に立ち向かう新たな道筋が示された。

＜参加者と会場＞

この会議には、191の国・地域から政府代表団のみならず、NGOや政財界などさまざまな分野の人が約6万人も参加したという。日本からも政府代表団約500人、NGO60団体約400人が参加した。関連の主な会場は、サントン・コンベンションセンター、ナズレック（グローバル市民フォーラム）、ウブントウ村であった。

＜NGOの活動と成果＞

NGOはどんな活動をしたのだろうか。その役割は大きく分けると二つあったと思う。交渉に対するアピール、ロビー活動とイベントでの活動報告ネットワークである。私たちの活動としては反省するところが多いが、世界や日本のNGOと情報交換し、共有できること。実施計画の項目修正に向けて共に行動したことの意義は大きく、ローカルとみえる問題が、実は世界的なつながりと意味を持っていることが確認できた。

＜具体的な活動 - (財)アジア女性交流・研究フォーラム (KFAW) - >

(1) ワークショップ女性と環境「青空がほしい」の開催（ナズレック、ホール5）8月27日（火）16:00～18:00

北九州の公害克服に立ち上がった女性たちの活動をビデオや実例で紹介。併せてKFAWの活動を報告した後参加者との意見交換。

KFAWとしては、「男女共同参画なくして、持続可能な開発なし」を強調。女性の意思決定への参画、そのための条件づくり、ジェンダーの主流化を提案。参画した南アの女性から、ぜひ交流したいとの声やインドの男性か

ら女性と男性が一緒に取り組むことの重要性などについての意見があった。

(2) 持続可能な開発に関する北東アジア女性ワークショップの開催（ナズレック、女性テント）8月28日（水）14:00～17:00

韓国女性環境ネットワーク (KWEN) 主催、

北東アジア女性環境ネットワーク (NEAWEN)、アジア女性交流・研究フォーラム (KFAW) の共催で「持続可能な開発におけるジェンダーの主流化：北東アジアにおける経験と課題」をテーマに日本、韓国、台湾の女性活動家がパネルディスカッションを行った。その後のカルチャアル・イヴェントは圧巻で、各国から持ち寄った「土合せ」や参加者全員が輪になって毛糸の玉をお互いに投げ合ってネットを作り地球の描かれた風船をポンポンと弾ませた。終了後、大きなドラを叩きながら「女性たちが地球を救う」「女性は持続可能な地球を望んでいる」などのプラカードやバナーをもってナズレック中を行進。世界の女性が連帯して取り組もうという強い意思をアピールした。

(3) 国連会議でのロビー活動

① 各国の女性グループと共に実施計画の採択に際して健康に関する条項についてロビングを行い、「人権及び基本的自由と調和」の文言を入れることに成功。

② 日本から参加のNGO13団体と共に「ヨハネスブルグ政治宣言案に対するNGO声明」を発表、各国政府に要請。また、政治宣言「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ・コミットメント案」に対する女性グループの声明を各国政府に要請。

＜おわりに＞

日本のNGOは確実に実力をつけ存在感が見られるようになった。ロビングを行い、多くの会議を主催し、日本政府代表と意見を交わした。国を超えたNGOの役割は今後も増していくことと思う。

橋本ヒロ子

2002年8月7日から19日にかけて、文部省科学研究費により南アフリカ共和国（南ア）のジェンダーの主流化に関する調査を、國學院大學法学部教授田中和子氏とともに実施した。南アは1994年にネルソン・マンデラによる民主政権が発足し、人口は約4千万人、貧富の差が世界ではブラジルについて大きい。

行政、立法に女性の地位向上のための組織が設置されているほかに、憲法第9章に基づき、人権委員会と同様な性格を持つジェンダー平等委員会が独立した機関として設置されている。行政の組織は、大統領府の元に女性に地位室が置かれ、各省には女性担当、また各州にも女性の地位室が設置されている。

南アを調査対象に選んだ最大の理由は、1995年から実施し、国際的に評価の高い女性予算を実施可能とした特徴ある国家組織を調査することであった。加えて、国会、地方議会ともに比例代表制で、最大与党であるアフリカ国民会議（African National Congress ANC）が、1994年以来、国と州で候補者数の30%は女性というクオータ制を実施している。そのため、他の政党もそれに倣い、国会、地方議会ともに女性の割合は30%近い。1999年の選挙では、399名中119名が女性となった。

国会の議長は1994年以降女性であり、現在、閣僚中に女性は27名中8名と多い。しかも、外交、鉱物・エネルギー、農業・土地制度、通信・放送、公共サービス・行政、公共労働、住宅、保健など重要ポストに女性が就任している。

2002年8月16-18日に、首都のプレト

リアで、第1回女性地方議員サミットが地方省主催で開催され、一部参加する機会を得た（オランダ政府が会議費/滞在費を提供。自治体が旅費負担）。280の自治体から1名の代表が参加することになっていたがほとんど参加していた。また、8月9日の全国女性デー（休日）の行進などの行事にも参加した。

南アの30%クオータの影響として、SADC（South Africa Developing Community 南部アフリカの13か国がメンバー）も30%のターゲットを定め、その結果、モザンビークは30%と南アよりやや高く、ルワンダ、ウガンダ等南アに続いている。2002年発足した African Union (AU) では、AU議会に各国5名中1名は女性とすることを定めた。

国会における女性の割合を増やすだけではなく、南アには国会に「女性の地位や生活の質の改善に関する連合委員会（The Parliamentary Joint Committee on the Improvement of the Quality of Life and Status of Women）」が、設置され National Gender Machinery の重要な割を果たしている。その他超党女性議員全員の集まりである女性コーカスも、国会だけでなく、地方議会でも女性の地位向上について強力に活動している。

南アの女性たちは30%で満足しているのではない。国際的な50-50運動にそって、2004年の国会選挙では50%を目指している。また、地方議会でも2005年の選挙では50-50を目指しており、一部達成されそうな勢いである。

反動のグローバル化？

—フランス移民売春婦問題をめぐって—

石田久仁子

9月1日の定例全体会では、極右の台頭で世界を驚かせた大統領選以後のフランスの政治・社会の動向について、移民売春婦問題を中心に以下のような報告をする機会をいただいた。

■増え続ける外国人娼婦たち

ベルリンの壁の崩壊や旅券なしで欧州諸国間の移動を可能したシェンゲン協定の締結以後、欧州では東欧や西アフリカ出身の移民娼婦が増加している。多くは、政情不安や貧困ゆえにマフィア組織の犠牲になり、母国を離れた女たちだ。現在フランスには2万人近くの娼婦（半数はパリに集中）がいると推定され、うち60%が外国人、30%が男娼であるという。

■街娼追放の動き

フランスは売買春を原則禁止しているが、露骨な客引きや公共の場での性的露出を除けば、売買春行為は黙認されている¹。

だが近年の街娼増加による環境・治安の悪化を前にして、いくつかの地方都市（革新が首長の都市も含む）は条例を定めて、都市の中心部から街娼を追放するようになってきた。

大統領選に続いて行われた6月の総選挙（保守陣営の圧勝）後のパリでは、増え続ける街娼対策として、保守系の女性国民議会

（下院）議員が、フランスの売買春政策の矛盾をつき、オランダやドイツにならった規制主義の立場から、戦争直後に廃止された売春宿の復活を提案した。青少年のための環境と売春婦たちの労働条件・保健衛生状態を改善するためである。この提案は、売春を性奴隸とみなす廃止主義者との間に大論争を巻き起こした。

¹ 2002年春より、未成年者の買春は処罰の対象になった。

■ポピュリズムに利用される移民娼婦たち

しかし選挙運動中からすでに、街娼増加の影響を受ける周辺地域の住民の不安に応えて「街娼掃討作戦」を約束していたサルコジー内務大臣は、規制主義と廃止主義が対立するこの論争を利用しつつも、本質的な議論を避けて、売春をめぐる問題全体を移民街娼婦だけの問題に置き換えて、移民規制・治安強化政策の中で処理しようとしている。フランス人売春婦と外国人売春婦を分断し、後者だけを客引き・性的露出の罪で取り締まり、違法滞在かどうかを問わず、本国へ強制送還、入国禁止にするという法案が準備されているのだ。移民娼婦をスケープゴートとする点で、このやり方は、移民労働者を国外追放し、国内労働市場をフランス人労働者に解放することで解決できるとした、極右大統領候補者の失業対策によく似ている。実はラファラン内閣²は、少年法を改正して、刑事処罰の対象年齢を13歳にまで下げたことからも分かるように、反動的な体質をもっている。

私の報告を聞いていたKさんは「反動のグローバリゼーションね！」と大きなため息をついた。教員のKさんは日本の教育現場に押し寄せる反動の波に日々身をさらしているのだ。

■政治不在に怒る市民団体の支援

それでもフランスでは野党が売春婦救済のための法案を準備していること、政治の不在に怒る市民グループが売春婦たちに支援の手をさしのべていることを最後に付記しておきたい。

² 再選されたシラク大統領は、有権者が大統領選で示したエリート政治への批判に応え、地方政界で活躍するラファラン・ポワチエ州議長を首相に任命した。新内閣のモットーはエリート主義を排する「下からの政治」。だがこのモットー自体がポピュリズムの危険を内包している。

朝鮮の問題を考える

清水澄子

9月17日の日朝首脳会談は、予想を遥かに越えて日本と朝鮮の新しい関係を拓く国交正常化への一步を踏み出すものとなりました。「日朝平壤宣言」では、両首脳は日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本的利益に合致するものとなるための共通の認識を確認したという画期的な内容でした。

このような合意を確認した小泉総理と金正日総書記の両首脳の英断は、戦後57年間、冷戦構造に組み込まれてきた日朝関係と東アジアの緊張関係を緩和し、世界の平和に大きく寄与するものとして久しぶりの快挙といえましょう。とくに日本が外交の力で現状の打開を試みたことは、武力攻撃が先行している今日だけにその意義は大きいと思います。

ところが、同時にもたらされた「拉致事件」のあまりに悲劇的な情報によって、肉親をはじめ日本中が受けた衝撃は大きく、その不信と怒りの感情は、日朝首脳会談の重みや「平壤宣言」の意義を帳消しにしかねない状況にあります。しかも直接関係のない朝鮮学校への脅迫や嫌がらせなど、この種の問題が起きたびに繰り返される行為には、日本社会の朝鮮蔑視の根深さに心が痛みます。

だからといって、私は「拉致事件」を軽くみているつもりはありません。いつの時代でも国家とその権力者は、自らの目的を達成するために一般市民を国家の謀略に利用し、その犯罪については隠蔽したままで迷宮入りにするとか、政治的決着という名で切り捨てられてきました。その意味では金正日総書記が「拉致事件」を認め謝罪を述べたことには驚きでしたが、これらの行為は明らかに国家に

よる「人道に対する罪」であることに変わりはありません。北朝鮮は速やかに事件の真相を明らかにし、被害者と家族に対して謝罪し補償することが国際社会における「条理」であり、道義ある国家の取るべき道だと考えます。

しかし、いっぽうで私は被害家族の悲痛な訴えに共感しつつも、正常化は必要ないという発言や、その点だけを煽るメディアのあり方に、日本人社会を覆う朝鮮蔑視と自分のことしか考えない日本人の意識風土を見、そこに危ういものを感じずにはいられません。

その異常さは、ブッシュ政権の北朝鮮政策に影響をもつドナルド・グレッグ元駐韓大使さえ「拉致された人々の家族の気持ちはよくわかる。だが、こうした問題を語るとき、かつて朝鮮半島から多勢の人々が拉致連行されたことがほとんど意識されていないことには正直驚いている」と語っているように、朝鮮、韓国人の人達の心理にも思いを寄せる人間性がほしいと思います。

私はもっと早く国交が正常化していたら、今回のような拉致事件は起きなかつたと思います。その意味でも政治の怠慢が悔やまれなりません。また、国交正常化は、1910年末から日本が戦争に敗れた1945年までの36年間にわたる植民地支配で、朝鮮人民に加えた数々の被害に対して、日本の方が謝罪し償つて過去を清算し、日朝関係を正常化する義務と責任を負っている問題であることを忘れてはならないと思います。

例えば、日本がアジア太平洋に侵略戦争を展開しているとき、国内の鉄道やダム建設、あるいは鉱山や炭坑の労働力として300万人余の朝鮮人を共生連行し、奴隸労働で死に追

い込み、今日の日本経済のいけにえとなつて、いる歴史をどのように考えるのでしょうか。また、いたいけな少女をはじめ20万人ともいわれる朝鮮女性を「日本軍慰安婦」として性奴隸化した犯罪、あるいは旧日本陸軍によって半強制的に動員された20歳前後の俘虜監視員は、戦争犯罪裁判で「BC級戦争犯罪者」として裁かれ、321名が有罪となり、うち44名が死刑を執行されるなど、植民地支配と戦争という国家の行為によってもたらされた重大な人権侵害等々、それらを今日まで放置してきた責任は日本の側にあるのです。

しかも日本は、1965年には、朝鮮半島の半分の韓国とのみ日韓条約を締結し、当時の朴軍事独裁政権に政治的、経済的テコ入れを図り、北朝鮮に対しては敵視政策を取りつけ、朝鮮半島の分断固定化に協力してきたことは否めない事実です。こうした不正常な関係を1日も早く正常化することが、日本の平和にとって、また次ぎの世代のためにも緊急の課題であるということを考えなければなりません。

また、敗戦後の日本と朝鮮半島の関係は、植民地支配の解決もないままアメリカとソ連が冷戦関係になったことから、朝鮮半島に韓国と北朝鮮という二つの国家がつくられ、朝鮮戦争をはじめ民族同士が軍事的、政治的に対立し、相互に憎悪と流血を深めながら、金大中氏「拉致事件」もその一つであるように、激しい政治的謀略事件が繰り返されましたが、日本はつねにいっぽうにのみ加担してきました。アメリカのアジア戦略によるものでしたが、このような政治抗争のもとで韓国の民主化闘争で散った若者の数も多く、反共政策の弾圧による犠牲者も少なくありません。とくに1990年代半ばには、アメリカの強硬派は、現在のイラク攻撃の口実と同様、北朝鮮の体制そのものを外部から崩壊させることを目論み、日本は安保条約の再定義を迫られるのであり、周辺事態法や有事法制化とも無関係で

はありません。

いっぽう韓国では、民族の和解を願う金大中大統領が「太陽政策」を掲げて就任し、2000年6月、韓国の大統領が初めて平壌を訪問して、金正日総書記と南北統一に向けた「6・15共同宣言」に署名するなど、南北間の対話と交流の窓を開きました。今年のワールドカップのサッカー競技や現在釜山で行われているアジア大会に、南北の選手が統一旗を先頭に入場するなど、分断を終了したいと願う民族の感情は深まっています。

金大中大統領は敬虔なクリスチヤンです。北朝鮮との対話と和解を一貫して主張してきたために政敵から3度も命を狙われながら、不死鳥のように生き延び、太陽政策を実行し、小泉首相の訪朝を可能にしたと思います。政治が対立と戦争ではなく、和解と平和への意志を貫くならば歴史が変わるということを如実に示した例だと思います。

南北朝鮮が年内連結で合意している鉄道、京義線の工事が終われば、ソウルから中国の国境にある新義までつながり、いっぽう南北縦断鉄道とシベリア鉄道との連結計画がロシアを中心に進められており、朝鮮半島は経済的な発展をめざして大きく動き出しています。

私は、日本もこの機を逃さず10月に始まる日朝交渉で、過去の清算に真摯に向き合い、償いを果して国交正常化に踏み切ると同時に、拉致犠牲者への補償も並行して解決し、両国の間で犠牲になった人々に思いを寄せ、ふたたびこのような犠牲者をつくらないという決意を表明してほしいと思います。

そして日本と朝鮮半島の人々との間に、眞の和解と友好精神が生まれるように、日本は過去の歴史を認めとし、在日朝鮮、韓国人の民族教育を学ぶ権利を保障し、就職差別の撤廃など、日本人と平等な市民的権利の保障を急ぐべきではないでしょうか。21世紀こそ、近くで遠い朝鮮が、近くで近い隣人の関係になることを願ってやみません。

世紀の約束

~日中女性北京の集い~

津和慶子

日中国交正常化30周年を記念して、9月8~9日、北京において「世紀の約束 日中女性北京の集い」が開催された。主催は、中華全国婦女連合会。日本側は、三木睦子さん、土井たか子さんら5人の代表呼びかけ人以下、清水澄子、橋本ヒロ子北京JAC共同代表、山下泰子前代表などが呼びかけ人となって、460人が参加した。北京JACは、「平和のかけ橋女性訪中団」(団長・土井たか子・社民党中央委員会・副団長・岸田翠子部落解放同盟副委員長、清水澄子日本婦人会議常任顧問)に加わり、10日、婦女連と共に開催した「日中女性シンポジウム——平和・友好・平等・発展」にも参加した。

日中女性北京の集いは、9月8日、中華女子学院講堂で彭珮雲婦女連主席と三木睦子さんによるテーブルセッションで開幕。校庭で参加者全員が連帯リボンに署名、中華女子学院の学生たちと一緒に記念植樹を行ない、翌9日は、署名した連帯リボンをもって万里の長城へ。日中両国の若者の元気なアピールを受けて連帯リボンをたなびかせた。

北京に戻って、人民大会堂で記念大会。彭珮雲婦女連主席が「困難があっても、歴史を鑑とし、未来に向かう精神をもって友誼をかためて前に進もう」と挨拶。日本側を代表して土井たか子さんは「1972年日中共同声明で、中国人民に重大な被害を与えたことに責任を痛感し深く反省する、いずれの国・集団による霸権の試みにも反対すると表明。79年の日中友好条約、98年の日中共同宣言でもこの精神は積みあげられてきた。しかし、いまの日本では歴史を逆行させようという一部勢力の動きが強まっており、戦争を放棄した憲法を否定し、戦争を準備する法制を通そうとしている。今こそ日中両国女性が団結し、平和と平等のために前進しよう。」と挨拶。顧秀連副主席による基調報告、日中双方の挨拶、友好の歴史をたどるスライド上映、日中女性友好宣言の朗読と続き、日本側参加者全員に記念証書が渡され、閉会。夜の晩餐会で交流を深めた。

翌10日の昼間は、自由行動。盧溝橋・抗日記念館などを訪ねたりした。

10日の夜は「平和のかけ橋女性訪中団」独自の「日中女性シンポジウム」。

基調報告をおこなった清水さんは、「日本政府の“禁”を破って、新中国を真っ先に訪問した高良とみさんをはじめ、戦後の日本の女性運動は日中交流運動を大きな柱として来た。日中関係は二国間にとどまらず、アジア、世界の平和と安定のカナメである。21世紀の希望は日中両国女性の連帯と行動にかかっている。軍事的安全保障政策を人間中心とジェンダー視点を重視したものに切り替えていくためにあらゆる知恵と行動を発揮しよう」と提起。続いて中国側から、中国女性の政策決定への参画、情報経済時代の女性企業家の挑戦、女性と環境、婚姻と家庭内の平等について4名が、日本側から、マイノリティの立場から部落解放同盟が、山下泰子さんが北京+10を、他に、環境、高齢社会、労働について5人が報告した。

中国では「婦女発展綱要」を公布。北京世界女性会議以降、女性の政策決定参加が飛躍的に拡大した。中国はいまハイテク産業化を迎え、女性企業家を育てて新たな挑戦のための資質向上が課題、農村と都市部で格差はあるが女性の婚姻と家庭における地位も向上している。また、中国でも環境退化は著しいが消費選択の70%をにぎる女性たちが“緑の選択”をすることによって、持続可能な生活様式をつくり出していくなど、興味深い報告だった。

今回、部落解放同盟の岸田副委員長が日本での部落差別の現状を報告し、マイノリティの視点と闇いの重要性が指摘されたことは、日本側の参加者にとっても目を大きく開かせるものとなつた。

中国女性の報告を直接聞けたシンポジウムは、今後の日中友好にとっても大きな礎となろう。晩餐会の席上、清水さんが提起した「来年は中国女性を日本に招こう」との提案をぜひとも実現したいものだ。

さいたま市の男女共同参画条例をめぐって

坂本洋子

現在、さいたま市では、男女共同参画社会を実現するための条例づくりが進められています。今年5月には、市長の諮問機関である「さいたま市男女共同参画推進協議会」（会長：矢澤澄子氏）が提言書をまとめ、市長に提出しました。

提言書では、「さいたま市発の男女平等ルール」は日本国憲法、女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法等の理念をふまえるとし、私たちもこの提言書を評価し、提言書に則した条例がつくられるものと期待していました。

ところが、一方で、提言書に異論を唱え、基本法や県条例からかけ離れた「男らしさ、女らしさ」を肯定する条例をつくろうとする人々が、8月11日に100人規模の集会を開くなど、提言書にブレーキをかけようとする動きも始まりました。

このような動きは全国的に活発化しており、すでに山口県宇部市では、男女の役割分担を肯定する旧来の「女らしく、男らしく」という考え方をもとに「宇部市男女共同参画推進条例」が制定されています。

私たちは、さいたま市の条例が後退してしまうのではないか、政令市となるさいたま市で後退した条例ができれば、その影響は県内外の他の市町村にも波及するのではないか、と危機感を持ち、その集会の翌日の12日に「男女共同参画条例に提言をいかす会」を発足させました。

さらに、8月28日には、提言書をまとめた協議会会長の矢澤澄子さんや内閣府男女共同参画会議議員の山口みつ子さんを招いて緊急集会を開きました。前参議院議員の清水澄子さんか

らも全国のバックラッシュについて説明があり、会場からも活発に意見が交わされました。

緊急の呼びかけにもかかわらず、さいたま市内外から約130人が参加し、集会の最後には、提言を活かした条例が制定されるようアピールを採択しました。併せて、8月31日に締め切られる提言に対するさいたま市の意見募集に意見を送ることや、私たちのこの動きをさらに広めることなども働きかけることとしました。

集会の翌々日には、アピール文に180人を超える賛同人名簿を添え、さいたま市とマスコミ各社にも届けました。

9月定例議会で明らかになったところでは、こうした一連の動きが功を奏してか、提言に対する意見が144件にのぼり、主な内容は、提言を尊重して（63件）、「男らしさ、女らしさ」を否定しないこと（25件）、男女平等、差別解消の推進（17件）、宇部市のような条例に（14件）というものでした。また、4人の議員が「さいたま市男女共同参画推進条例」について質問をしたのに対し、市側が「提言を活かした条例をつくります」と答弁したことは画期的なことと受け止めています。ただ、来年2月に条例が制定されるまでは、提言をいかす会を存続させ、協議会や市議会を傍聴するなどして、見守りたいと思っています。夫婦別姓やジェンダーフリーなどへのバックラッシュが全国的に広がる中、さらに埼玉県では、男女別学の公立高校の共学化反対運動も活発化し、共学反対署名が25万人を超えるなど、まだまだ予断を許さない状況です。

石原慎太郎都知事は昨年11月、「有害なものはババアなんだそうだ。女性が生殖能力を失っても生きているってのは無駄で罪です」などと発言。これは見過ごしておけないと「石原都知事の『ババア発言』に怒り、謝罪を求める会」が、9月13日に東京で、発言の撤回・謝罪を求める会を開いた。(64号でお知らせ)

集会では、お茶の水女子大学教員の戒能民江さんが、女性の存在や尊厳を無化するような発言に怒りを感じると、「生殖能力があって初めて生きる意味があるというのは大変な間違い」というのは、神奈川大学教員の星野澄子さん。VAWW-NETJapan代表の松井やよりさんは、国粹主義、女性蔑視、レイシズムが結びついていると現状に警鐘を鳴らし、謝罪を求める会の野崎光枝さんは、「私と同じ年でもあなたは生殖能力を持っている

が故に生き長らえる資格があるのでしょうか」と訴え、人材育成コンサルタントの辛淑玉さんが最後に、都知事の頭にある日本人社会は女も朝鮮人も障害者もいない。大事なのは戦争ごっこをする男の子たちだけと厳しい口調で話した。

弁護士の中野麻美さんは、性差別はすべての差別に先行し、他の差別を生む。女性は職場や社会や家庭などで数多くの暴力に曝されている。知事の発言が公的に許容されることにより社会的に存在する暴力を増長させることになると述べ、裁判の可能性を追求したいとした。

同謝罪する会では、訴訟提起の方向で準備する他、人権救済の申し立てをはじめ、署名活動やキャンペーンを行っていくことなどを決めている。

(牧田真由美)

お知らせ

北京JAC仙台

バックアップスクール開講

時間帯はすべて13:30~16:00

会場は仙台市 戦災復興記念館

全回通し5000円 1回参加1000円

バックアップスクール

■第1回 02年9月29日(日)

公開パネルディスカッション「女性の参加で政治の質を変えるために」(終了)
(いま議員に求められているもの)

(議員に必要な資質とは)

(市民がつくる議員とは)

(これから的地方自治体について)

■第2回 02年10月26日(土)

「地方自治体と地方議会」

■第3回 02年11月16日(土)

「選挙関連法」と「選挙運動」

■第4回 12月7、8、14、15のいずれか交渉中

公開シンポジウム「選挙～出す人、出る人～」

■第5回 03年1月18日(土)

ワークショップ

「質問術 交渉術～あの手この手」

■第6回 03年2月2日(日)

公開模擬議会

「両性の平等特別委員会」

*申し込み・問い合わせ

北京JAC仙台事務局 022-229-0018 (三橋)

世界女性会議 ネットワークニュース

No.37
2002.9.19

世界女性会議ネットワーク開拓／事務局

〒534-0025 大阪市鶴見区片町1-4-2 シャトー・テル大手前317号室
TEL 06-6355-7140 FAX 06-6355-7111

から

回収された!! 「ラブ＆ボディ BOOK」

亀井明子

財団法人「母子衛生研究所」(厚生労働省所管)が作成した性教育冊子「思春期のためのラブ＆ボディ BOOK」は、各都道府県教委などを通じて中学生に配布された。

しかし、文部科学省はこれが「中学生には不適切」とのクレームをつけ、いくつかの自治体では回収を進めていると聞く。その理由は、経口避妊薬のビルを「きちんと飲めば避妊効果は抜群」と書かれていることを問題だと捉えているからである。事実であることを明記するのを問題視するのは、何故か? 次に、「もし、君が同性愛だと感じるなら、自分の正直な気持ちにしたがって生きていっていいと思う」という記述に、首をかしげる保護者もいるということが問題とされる。その通り、性の多様性である。子どもたちに、これまでこんな情報がなかったんだもの。中学生という発達段階でそこまで教える必要はないということである。性自認は、早ければ言葉を覚え始める頃から感じる子どももいるといわれるくらいである。さらには、コンドームの使い方を図入りで詳しく説明をしていることも、クレームの対象だ。親が教えられないから、学校ではこれまで性教育でコンドームの使い方を教えてきている。学校がしないから(できないから...)、民間の活動グループが性教育講座を開いているところもあるが、いつも盛況だ。それほど情報が少ないってことだ。

いつだったか朝日新聞の「OPINION」に、参院議員の亀井都夫が「不足している道徳の視点」と題してこの問題について書いていた。驚くなれ、彼の話はこうだ! 性行為は新たな命を生み出す営みで、夫婦生活の大切な基本であると説くことを忘れていると...。そうか、性行為は夫婦だけのものだったんだ!と思わず吹き出てしまった。しかし、冊子では「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」にも触れている。性の自己決定権を伝えているし、望まぬ妊娠と性感染症を防ぐためにビルとコンドームの併用を勧めている。なんて親切で丁寧な説明であろうか!さらに驚いたことに、家族からの性行為の強要(つまりは近親姦のこと)の対応について記述されていることを、「一般的な事象のように記述されると健全な親子関係が崩れる可能性が有り、教育的配慮にかける」というのである。近親姦は決して「非常にまれな...」事象ではないし、このような性被害があることを情報として伝えてこそ、はじめて防止も可能になるというものである。性の捉え方が20年も30年も昔のままのおじさんたちの意識こそ、「ラブ＆ボディ BOOK」で学びなおしてほしいものと感じる記事であった。

タツクアンドスクール
in
関西

■場所 ● **大阪府立女性総合センター**
（大阪府立女性総合センター）
● **おおさか府立労働センター**
（おおさか府立労働センター）

TEL 06-6910-8500
TEL 06-6942-0001

■受講料 33000円 (会員は30000円)

※宿泊費は別途(宿泊は、1泊朝食付 8000円程度で紹介します)

■申込方法 NPO 法人フィティ・ネットまでハガキ・FAX・メールで連絡してください。
同時に、受講料を郵便振替口座に振り込んでください。

■主催・問い合わせ

NPO 法人 フィティ・ネット～女性と政治・政策センター～

〒534-0025

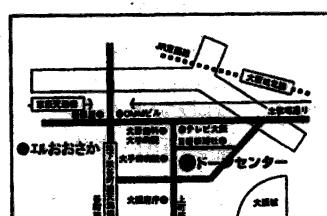
大阪市鶴見区片町1-4-2 シャトー・テル大手前317号室

TEL/Fax 06-6355-7140

E-mail fifty@triton.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~fiftynet/>

晴 18.2.13(日) 4月最終休日



~~~~~事務局から~~~~~

- 今号でご報告したとおり、全国シンポジウムでの要望事項を基本にしたロビイングが終わりました。沢山の要望事項に対する12省庁からの説明を聞くだけでも4時間は分割みで過ぎていきました。みなさんの議論を経た要望はできるだけ俎上に載せたい、でも時間は限られている、という苦しい状況です。ロビイングを実りあるものにするために、世話人会と議員コーカスで、検討していきたいと話し合っています。今回は総理府の回答を10月8日に再度求めます。
- マンスリー64号に掲載の要望事項は分野別ですが、ロビイングでは対応上の必要から省庁別に整理し直し、回答も省庁別です。紙数の関係で省庁別要望事項の掲載をしていませんので、ご入用の方はご連絡ください。
- 来年の6/7月には日本政府の女性差別撤廃条約実施状況第5回報告が女性差別撤廃委員会で審議される予定です。去る9月20日には内閣府による説明会が開かれました。NGOレポートの検討も始まっています。
- 男女共同参画基本法の理念とは異なる「女らしさ、男らしさ」や「家庭を中心」などの文言の加わった条例案への異議申立てを行う署名集めへの協力要請が届いています。地域は問わないですが急を要します。ご協力下さる方は090-7255-6296(出納)までご一報ください。(永井よし子)

『北京JAC マンスリー 第65号』

2002年10月1日発行

編集・発行 北京JAC事務局

担当世話人 永井よし子

113 東京都文京区本郷1-33-9

コーナー後楽園廣本ビル802

T/F 03-5689-6828

メールアドレス jac@pop06.odn.ne.jp

郵便振替番号 00250-7-66426

北京JAC事務局

北京JACカレンダー

★2002年10月15日(火)

参議院議員会館会議室

03年度予算概算審査ロビイング

13:00~17:00

玄関で通行証をお渡します。

通行証の用意、省庁からの資料等を揃える必要がありますので、ご参加くださる方は前日までに事務局にFAXでご連絡ください。

★2002年11月10日(日)

定例会・世話人会

文京区男女平等センター

11:00~14:00 世話人会

14:30~16:30 定例全体会

★第2回北東アジア女性環境会議

JACの皆様もどうぞご参加ください。

10月14日(祝) 10:00~17:00

都市センター・ホテル(千代田区平河町)

第2回北東アジア女性環境会議—東京

主催 アジア女性交流・研究フォーラム

申しこみ 093-583-3434

★14日の会議終了後、北京JAC世話人会を開きます。世話人の方はホテルロビーにお集まりください。

★テーマコーカスの予定

・政治政策コーカス 11月1日 14:00~  
場所は北京JAC事務所

「政党について考える」

資料あり。ご関心のある方はお問い合わせください。

・人間の安全補償とジェンダー政策研究会 別紙チラシ同封

お問い合わせは、事務局まで。

事務局は留守していることが多いので、お問い合わせはFAXでお願いいたします。

お急ぎの場合は、事務局長永井宅まで

tel 03-3944-6974

fax 03-3944-9647

## 平成15年度男女共同参画推進予算概算要求に対するロビイング

男女共同参画に関する各省庁の来年度概算要求に対するロビイングを、10月15日13時から17時10分まで参議院会館第4会議室で行いました。8省庁から60人近い担当者が順番に出席されましたが、JAC会員は小宮山議員、福島議員、3人の秘書、熊本の篠崎会員を含め清水・橋本・永井・石田・齊藤・松本・上田・中目が出席しました。

9月27日の省庁別要望ロビイングの反省を踏まえて、各省庁の概算要求書から精選したつもりでしたが、内容が多岐にわたり、厚生労働省には予定をオーバーして他省庁の倍の1時間近くかかりましたが、説明だけで質問がほとんどできず、今後は厚生労働省だけは別に行うなどの検討することが必要になりました。以下は、省庁順のロビイング概要です。

### 内閣府

・新規要求の苦情処理に関する研修 [2300万] の研修対象者は「苦情処理についてコーディネイトできるもの」となっているが、具体的な研修対象者は、行政委員、人権擁護委員各々300名合計600名を最終目的にしている。100名づつで6年という計画になるかもしれない。

・「チャレンジ支援実行委員会」 [2900万] のメンバーは、産業界、教育界、NPO・NGOなどから有識者を選び、地域における女性のエンパワーメント支援、ネットワークを図る。各省庁で行っている関連事業についても情報提供を依頼して、Webによる意見募集を行う。

・「女性に対する暴力に関する実態調査」 [1500万]

における被害経験の把握分析の方法、加害者更正のための指導方法研究会の内容についての質問に対して、被害者の実態調査を現在実施中、加害者の更生については海外調査を実施中。15年度は相談員のバーンアウト、第2次被害、嫌がらせ、妨害行為等について調査。加害者については14年度の調査結果を踏まえて日本で可能な更生プログラムなど加害者、被害者、支援者にバランスのよいプログラムの検討をする。

・「女性関係情報データベース」の作成 [800万] は、各省庁、地方自治体などの審議会、研究会などの女性人材の源。説明によるとデータベースの対象が学識経験者など限定されているので、NPO・NGOもデータベースに入れると提案した。

・「男女共同参画に関する国際連携会議」 [700万] で招聘する先進国の関係者について、先進国とは欧米、ニュージーランド、オーストラリアという説明。男女共同参画が進んだ国は経済開発途上国にもたくさんあるので、限定しないようにと要望。

### 厚生労働省 (予算額は補助金が多いので省略、以下同様)

・「子育て支援総合コーディネーター」は毎年350箇所3年間で1000箇所設置予定。コーディネーターは市町村に対して意見を述べられる権限や守秘義務を持つよう検討。特に資格は定めないが、ソーシャルワーカー、子育て支援について専門的な知識などを持ち、幼稚園、保育園、ファミリーサービスクラブ、児童館などを対象に子育て支援のマネージメ

ント、情報提供、利用援助を行う。補助単価は1箇所1500万で沖縄以外は国1/2、都道府県と市町村が各々1/4。

・「少子化の流れを変える推進協議会」には地域の経済団体、労働団体、子育てNPOなどがメンバーとなり、「少子化対策推進本部」が策定する国の行動計画に沿って、地域の実態に合わせた少子化対策の行動計画の策定などを行う。

・「待機児童ゼロ作戦の推進」として、待機児童のために24000人分の保育所緊急整備を行った。「特定保育事業」は、パート就労者などのために週2-3日の保育を既設の保育所で行えるように整備する事業。

・「育児休業取得促進奨励金」とは、男女ともに育児休業取得について基本方針や目標値をつくり育児休業取得をすすめている1事業所あたり100万円。

「ファミリーフレンドリー企業」について企業の両立指標を開発中。

・「短時間正社員制度導入のためのモデル開発」では、短時間正社員制度について意識調査を行ったうえで、モデル企業を設定。

・「DV一時保護所」における保育士の配置の基準は、年間1000人以上の乳幼児を収容するところでは保育士や設備備品を整備。夜間警備体制は47都道府県に1箇所づつであったが、23カ所を増やし70箇所とする。

・「多様就業型ワークシェアリング推進のための環境整備」として「パートタイム労働者と正社員との均等待遇の具体的な内容を明確化」については、15年度は研究会で検討した結果を広報する。

・「在宅就業対策の推進」については問題点を整理してガイドライン作成を検討

・「基準値を開発するための具体的な方法」としては、女性活躍推進協議会がポジティブアクションのための提言・ベンチマークの開発を行う。

・「賃金格差解消のための雇用管理の改善方策の検討の方法」については、研究会の報告待ち。

・ILO111号条約を批准できない理由は、同条約の差別要件が国内法で対応可能か検討中という回答。

○「「性育」の推進」については、「性育」というようなわかり難い用語でなく、「性教育」など一般的な用語を使ってほしいと要望。

○性的虐待など児童への対応が欠如しているので児童への対応を要請。

○児童虐待防止法への対応だけでなく子ども買春禁止法に関する予算が欠如している点を指摘、対策を要望した。

## 文部科学省

・さる9月に開催された文部科学省内の男女共同参画推進本部は、審議会等における女性の登用について、国の計画を前倒しして15年度末に30%、懇談会も努力をすることを決定。学校教職員の管理職任命について、女性管理職率の低い県については、高い県から学ぶよう指導。

・「新家庭教育手帳」は、大学教授、母子保健専門家、子育てサークル関係者などによる編集委員会で基本法を配慮して作成。今年6月に、「家庭教育手帳」について親を対象に行った調査では、8割が役立ったと回答。

・学校教育における男女共同参画については、「男女差を設けていない」、また「性別にとらわれない」進路指導に取り組んでいる。高校生の就職率では女子が5%低いので、企業団体に申し入れをしている。

○前回ロビングの質問にフォローアップもしていないことが判明。学校教育における積極的改善措置の貧しさが露呈された。

## 農林水産省

・「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち経営改善促進事業」は15年度新規の事業で女性の水産物加工・販売の取り組みのステップアップのためにハードとソフトの両面で支援。

・「農業改良資金の女性起業向け優先枠」は高リスク農業の起業に対して今年7月から施行。

・「沿岸漁業改善資金のうち婦人・高齢者活動資金」の貸し付けの条件は、自主的に共同して行う養殖・

加工で80万円以内で据え置きなしの3年以内という説明に額の少なさなどJACからため息が漏れた。

・「次世代農業機械等緊急開発事業」については、農業機械審議会委員20名の5名が女性。そのうち2名は農業機械を使っている農業女性。機械の細部仕様について農家にアンケート調査を実施。農業女性の割合を増やすよう要請。

○女性が住みやすく活動しやすい環境つくりにあげられている「新食品創出技術」は民間企業からの共同研究に対する支援で、ナノテクのような異分野の技術を食品分野に応用。公募して技術促進、社会科学、消費者等の評価委員会で検討するそうである。

○ACから、人体、特に女性・子どもに対する影響について調査分析し、市民の意見も聞き慎重に対応するよう要請。

○新規事業とはしているがこれまでの事業の内容を少し手直しし、名称変更をしているような印象が強い。

#### 外務省

・INSTRAW拠出金の減額は国連の評価などにより実績主義と言う説明。ユニフェムなどへは前年同額。

・草の根無償資金協力、一般無償資金協力においてジェンダー関連支援が順調に伸びており平成12年度と13年度は各々85億中20億と100億中24億で平成14年度は、アフガニスタン女性・女児支援もありさらに伸びが予測される。

・女性差別撤廃条約選択議定書の批准については、国際人権規約選択議定書の個人通報の事例について事例研究を1、2ヶ月に1回程度継続中。

#### 法務省

・平成12年7月から開始された女性の人権ホットラインの相談件数は平成12年度は月平均390件が昨年度は800件で今年は1000件を超えていた。平成13年度に受けた相談の15%が人権審判事件になった。相談員は人権審判委員（平均年齢64.8歳）で女性は

55%強。

・養育費の支払いについて父親に対する給料の差し押さえなど民事執行の可能性について検討中。

#### 経済産業省

・女性のための創業塾は13年度9箇所、14年度20箇所の実績

・女性・高齢者起業家支援基金は平成12年以降9997件で637億。

・市民活動の活性化などによる地域雇用創出プログラムでは333件の申請からモデル的な13件を選んだ。予算の総額が平成14年は1.3億、15年は1.5億で件数を多く出来ない。

○ヨーロッパ諸国のように原子力エネルギーからの転換を図るべきだとJACが強調したが、「転換は考えていないが、新エネルギー、再生可能なエネルギーの研究・採用は最大限の努力をする」と言う回答。しかし3年間で全エネルギーの現在1%を3%にする程度。世界が競って燃料電池を開発している時代、国際的な脱エネルギーの流れからの遅れを指摘した。

○人体に有害な化学物質の影響数値は成人男性ではなく、最も被害のひどい妊婦や幼児にすべきと指摘、見直しを要望した。

#### 警察庁

・民間の犯罪被害者相談員は86%が女性。警察のカウンセリングアドバイザー委嘱の性別内訳は都道府県警察に委嘱しているため不明。相談業務専科の参加者は35名中女性は7-8名。講師は心理学教授、裁判官、警察幹部。

○警察用語では未成年は男女ともにすべて少年と呼ばれる。例えば少女が100%に近い性犯罪被害者も「被害少年」とされている。被害少女の相談も少年サポートセンターでやっていることになっているが、少女が相談に行きやすい名称にすべき。

(橋本ヒロ子)

## 公務職場の臨時・非常勤問題でふたたびロビイング

北京JACは、9月27日に12省庁への申し入れを行ったが、やりとりが不充分であったため、標記について10月8日10時から11時まで、改めて総務省への申し入れをした。対応は、総務省自治行政局公務員公務員課課長補佐、及び係長、JACは代表、事務局長他の出席。

長引く不況と経済のグローバリゼーションの加速のなかで、産業の構造改革と、行政改革、財政改革が進んでいる。非正規雇用で働く女性が、既に女性雇用労働者の半分を超え、パートタイマー、非正規雇用労働者の「均等待遇」と、有期雇用問題、社会の規範としての公務職場に働く人の「公平、公正なルール」の実現を、急がなければならぬ。JACの男女共同参画要望事項による「労働」一(6)による継続した申し入れの概要は次の通り。なお、この仲介はJAC国会議員小宮山さんの仲介により、参議院会館で行われた。

＜労働一6＞ 公務職場における臨時、非常勤職員の均等待遇 特に 1. 賃金 2. 育児休業等の権利 3. 恒常的な仕事における雇い止め

主として地方公務職場の、多様な非常勤任用、10~20年も契約更新を続けて働いている実態、賃金は人件費でなく物品費で計上されているということなどを挙げ、均等待遇に向けた取り扱いを求める。これに対して、多くは各省庁に任されており、実態が掴みにくい、体系的制度は仕組めないと述べ、なかなか前向きな意思が見えなかつた。然し、8月の「人事院勧告」で、人事院は臨時、非常勤の「賃金」「勤務時間」「休暇」「身分保障」について検討をすすめる一と表明しているではないかとの意見に対し、非常勤の賃金は、常勤とのバランスを考えて、また育児休業の目的は継続勤務を促進すること、雇い止めは各々の業務の必要に応じ設定されている…等々、とても納得できる応えは聞くことができなかつた。

賃金については、ILO100号条約による日本政府への勧告を再々受けていること、育児休業は恒常的な仕事への雇い止めにもみるよう女性

労働者は必ずしも、退職を考えているわけではないこと、ILO156号勧告を含めて考えて欲しいこと。人事院勧告で表明したことは、できるだけ早く結論を…と、専門的な分野からの情報も交えて考えを述べた。

さらに実態把握が難しい、出来てない、ということに対して、①31万人の調査を自治労が行っていること。1992年の「新時代の地方公務員の一断面」という論文を契機に、その後「地方公務員制度研究会」が設置され、99年に報告書が出ている。それ受けて、立法化作業がすすめられているのでは…。②法律と実態の乖離が大きいことをあげ、その場逃れでなく、改善のためには実態調査が必要であること強く求めた。③出産休暇は労基法なので、反復雇用には適用できているが、臨職、非常勤の「育休」は、民間、公務の法の狭間で外されている。また、国立病院の間接差別問題はILOの問題とされていることなど、是正を求めた。

これに対して次のことが明らかになった。分権社会における地方公務員の任用制度のあり方に関する検討会、すなわち「分権社会に相応しい、多様な任用制度実現に向けて」の検討が行われている。検討会のメンバーには地方公共団体代表と、女性は1名のみ。また、賃金その他の均等待遇を求めることに対しては、国家公務員、地方公務員とともに各々の一般職との「均衡」はもとより、民間との「均衡」のことも考慮することに加えて、定員法もあるので、とこの場での前向きの対応は引き出すことが出来なかつた。

いま、厚生労働省の審議会では、所謂パートタイマー問題が本年度答申をめどに審議が進んでいる。公正で公平な社会のルールの実現のためには、公務職場こそその規範となるべきだ。民間委託、民営化のなかで夫々に厳しさはあるが、連携したとりくみが必要だと痛感している。総務省には、研究会メンバーの提出と、少子化対策にJACの申し入れ趣旨を反映するよう要望したが、引き続き審議会、国会審議にも要望を反映させとりくみを、続けていくことが大切だと思う。

(松本 惟子)

## WSSDに参加して

原 ひろ子

(アジア女性交流・研究フォーラム)

### <はじめに>

さる8月26日から9月4日まで、南アフリカのヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」に関しては、すでに何人かの方が報告なさっています。今回は、「よくも一つの実施計画がまとまった」といわれるよう、各國間の利害の対立が激しかった会議でありました。しかし、9つの Major Groups(NGOs)の中の女性コーカスの一員として活動した私の経験からすると、WSSDの「実施計画」文書には、まだまだ不満が残ります。「実施計画文書」のジェンダーは、「アジェンダ21」の第24章などで言及されている内容は追認され、その実施が確認されたことは高く評価されます。

ところで、文書の関係する各所で、女性は、受益者、社会的弱者としてのみ位置づけられている傾向があります。また、ジェンダー・女性の文字が出現する分野に偏りがあります。「教育」「健康」「農業」「意志決定への参加」に関しては、合計38の準パラグラフにおいて言及されていますが、「グローバリゼーション」に関する章では全く出現しません。今後、国際経済、労働移動、貿易などに関する国連その他で開催される国際会議に私たちが目を光らせて、「ジェンダーの視点」を入れていく努力を重ねる必要があると痛感しました。

### <実施計画における2つのTs>

Ts というのは Target (行動目標) と Time (時期) を指します。NGOの立場としては、文書の到るところにこの二つのTが入ることを主張していました。しかし現実に二つのTが入ったのは、パラグラフ7において「2015年までに清潔な飲料水と適切な衛生状態を手

にしていない人の数を半減する」という部分と、パラグラフ8において「2015年までに貧困水準以下にある人口の数を半分になるよう努力する」という2ヶ所を含め数ヶ所であったという点です。

### <ダムや浄水場をつくることなどの企画段階以前からの監視・評価の必要>

「ダムや浄水場をつくることで広域な住民すべてに清潔な水が供給できます」といったプロジェクトが立ち上がりしていくでしょう。その際、「広域な住民すべて」が誰かをしっかりと吟味する必要があると思います。

ダムや浄水場と太い水道管に水が集まり、地下水の水位が下がることがあります。金持ちや工場には水道水が届くが、貧困層の人々が使っていた井戸の水位が下がってしまう場合もあります。すると水汲みのために女性や子どもはより遠くまで行くことになり、労働強化になるとともに、貧富の差による社会的力関係の差も強調されることになります。

だからといって私は、浄水場や水道をつくることに単純に反対しているのではありません。共同の水道タンクなどを一定の間隔で設置し、廉価な受益者負担できれいな水が多くの人の手に入るようする工夫が生活者の視点から必要だと思うのです。

### <今後の課題>

2003年3月の世界水フォーラムを始め今後に向けてどのようにジェンダーの視点で活動していくか、国内外での私たちの課題は大きいと痛感しています。粘り強くしなやかに活動を重ねましょう。

## 第2回北東アジア女性環境会議の開催

三隅佳子・織田由紀子

(アジア女性交流・研究フォーラム)

第2回北東アジア女性環境会議は、2002年10月12日と14日、北九州市と東京の都市センターホールで、「センターに公正で持続可能な社会づくりに向けて一草の根からの提案」というテーマで、(財)アジア女性交流・研究フォーラム(KFAW)が主催した会議である。

第1回の北東アジア女性環境会議は、昨年9月13-15日ソウルで韓国女性環境連帯(KWEN)の呼びかけと主催により、中国、日本からの参加を得て行われた。この時、(財)アジア女性交流・研究フォーラムは、かねてより交流のあったKWENより日本のコーディネーター役を依頼され日本の発言者を推薦した。この第1回の会議において、今後北東アジア地域の環境問題に協力して取り組むために、北東アジア女性環境ネットワーク(NEAWEN)を立ち上げることが合意された。さらに第2回会議を日本で開催してくれないかとの申し出を受け、今回の第2回会議の開催に至ったものである。

第2回会議の開催にあたっては、NEAWENのネットワークの拡大、強化のためにモンゴルを加えること、草の根で活動している人の経験を聞くこと、ヨハネスブルグ・サミットの成果を共有しその実施に向けて可能性を模索することの3点を掲げた。

10月12日の北九州市での会議では、UNEP(国連環境計画)親善大使の加藤登紀子さんの基調講演、環境省塚本調査官によるヨハネスブルグ・サミットについての基調報告、3分科会を同時並行して行うなど盛りだくさんのプログラムで、中国、韓国、モンゴルからの招待発言者を含め、延べ1000人の参加者があった。

東京に移動し開催した14日の東京会議では、坂東男女共同参画局長、塚本環境省調査官にご挨拶いただき、関西以東からお願いした専門分

野でご活躍中の発言者やコーディネーターが、幅広い関心を持つ参加者と共に、北九州、東京共通のテーマに従って3分科会に分かれて討議した。3分科会のテーマは以下の通りであった。

第1分科会「水・資源の有限性一人と地球のいのちの源」

第2分科会「大気・地球温暖化一人と地球のふろしき」

第3分科会「ゴミ・非持続的な生産と消費一人と地球の鏡」

最後の全体会では、今後の地域のネットワークの強化発展を誓い、実施につながりそうな分野の示唆を含んだ宣言文を採択した。これはまず、各国の代表からなる宣言文起草委員会を設置し、北九州での討議案を用意した。北九州での討議結果をさらに東京の会議で提示し、会場からの意見を踏まえ、最終的に会議の宣言文としてまとめるという方法で決めた。宣言文の概要は以下の通りである。

### 第2回 北東アジア女性環境会議— 北九州・東京・宣言

私たちは、第2回 北東アジア女性環境会議での話し合いにもとづき、センターに平等で持続可能な社会づくりのための決意を宣言します。

私たちは、持続可能な開発の鍵となる課題は、男女平等の達成であることを主張します。私たちはまた、持続可能な開発を追求するに当たり、女性の関心事が主流となるべきであることを強調します。

グローバリゼーションが、特定の人びと、特に女性の貧困化を加速し、環境にも悪影響を及ぼしていることに着目し、私たちは、単なる環

境保護ではなく環境再生に向け、これまでとは異なるアプローチを取るべきであることを提案します。

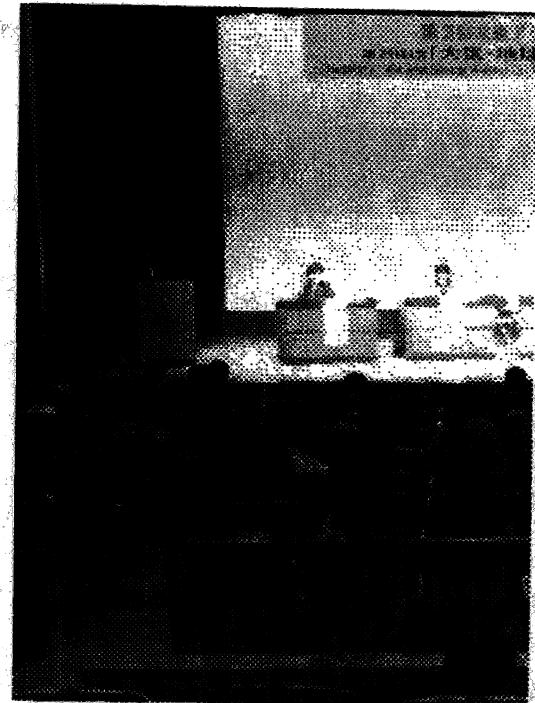
私たちは、人の生命と健康に欠かせない水が稀少でありかつ不均衡に分布していることを懸念し、生態系的アプローチを提案し、かつ、身近な家庭から地球レベルまでの水に関する意思決定過程に女性の平等な参加を要求します。私たちはまた、2003年3月日本で開催される第三回世界水フォーラムにおけるすべての決定および成果文書の内容に、ジェンダーの視点を主流とするよう要請します。

私たちは、地球温暖化や砂嵐、豪雪、洪水などの環境災害のもたらす脅威と、それらの国境を越える影響を憂慮しています。このような生態的危機を克服するために、私たちは、各國が風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの推進に数値目標を入れるよう提案します。私たちは、ジェンダーに敏感になり、意思決定への女性の平等な参加の必要性を強く提唱します。

私たちは、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式は変革すべきであること、この変革をもたらすような制度的しくみを導入すべきであると認識しています。私たちは、持続的な消費と生産の推進にあたり、女性が意思決定過程に積極的に参加するよう推奨します。

私たちは草の根の活動は持続可能な開発に向けての実践に不可欠であると確信し、北東アジアの政府、NGO、その他の主要グループに対し支援を呼びかけます。私たちはまた、過度な物質的繁栄を放棄し適切な消費活動を行い、男女および世代間の調和、人間と自然の調和に価値をおく新しい文化と倫理を打ち立てることを呼びかけます。私たちは環境教育の必要性を主張します。

私たちは、将来に向けて、北東アジア女性環境ネットワーク（NEAWEN）の活動を強化推進するために、具体的な活動計画の提案が必要であると考えます。二、三の例を上げますと、



- ① 相互の経験に学ぶために北東アジア女性環境ネットワークを強化する、
  - ② 北東アジア地域における持続可能な開発に関し、ジェンダーの視点にたったプロジェクトやプログラムの適切で具体的な良い事例を募集し、それぞれの国で活用する、
  - ③ 持続可能な生活様式にむけての教育プログラムの開発に当たり、ジェンダーの視点を主流化する、
  - ④ 北東アジア地域における環境政策をジェンダーの視点から調査・研究し、地方自治体を含むあらゆるレベルの政府にその実践を働きかける
- などです。

私たち第2回北東アジア女性環境会議の参加者は、地域における実り多いネットワークのために、さらに行動計画を拡大するべく今後も積極的にかかわります。

2002年10月12日（北九州）

2002年10月14日（東京）

# リプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる現在の状況

堀口悦子

## 1. 人工妊娠中絶と性感染症

今年、とくに10代の人口妊娠中絶と性感染症の罹患率が増加している。この問題は、結局、コンドームの使用がないか、あるいは適切な使用方法を身につけていないか、ということである。望まない妊娠を避けるためと性感染症およびHIV／エイズの感染を防ぐためには、適切なコンドームの使用しかない。性感染症の広がりは、不妊や胎児への影響、ヒトペピロマウイルスによる子宮頸ガンの増加等とも関連があるということを、性教育の中でしっかりと身につけていく必要がある。

「禁欲」を求めたり、妊娠の責任を負いたくないセックスはするなという名目で、コンドームの使用を軽視・無視したりする傾向があるが、現在の状況ではとんでもないことである。もちろん、性教育の中で、たとえ、中絶をしても、エイズに感染しても、人生が終わりになるわけではないというメッセージを伝えることも忘れてはならない。

このような状況のもとで、中学生の性教育の教材である『ラブ・あんど・ボディ』の絶版事件は、日本におけるバックラッシュ（逆風）の強さを改めて感じるとともに、ITの影響等でますます過激な性情報にさらされている中学生をはじめとする「思春期」の子どもに対して、適切な性教育を受けるチャンスを奪うことにつながる。日本におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの中に、「思春期」を明確に位置づける必要がある。

## 2. 「さわやか親子21」

日本政府の女性差別撤廃条約の第5回政府

報告書にも、「女性の生涯にわたる健康」という項目で、「さわやか親子21」の取り組みを紹介している。これはとどのつまり、母子保健のことであり、女性個人をみるのではなく、母子一体を医療の対象としてとらえている。これは、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念とは異なり、「女性の生涯にわたる健康」とも相反する。また、前述の『ラブ・アンド・ボディ』が実は「さわやか親子21」から刊行されている事実を知ると、日本におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの定着には、まだまだ時間がかかると思わざるをえない。

## 3. 生殖医療

厚生労働省は「生殖補助医療」と呼び、いかにも医療として確立された分野のように装っているが、先端生殖技術はまだ実験段階であると言つても過言ではない。成功率が必ずしも高くはないことを含めて、先端生殖技術を受けようという場合のインフォームド・コンセント（説明と同意）が充分に行われているか、非常に不安であり、不信でもある。

医師以外の専門家のカウンセリングを受けられるようにしても、そこではまず、「不妊」は病気なのか、治療する必要があるのかないのか、治療をしない場合と、治療を受ける場合、その治療内容をどこまで知らせるかなどの、カウンセリングの中身を専門家や医療関係者だけでなく、もっと広い分野の人を含めて議論しなければならない。このカウンセリングの問題を含めて、「不妊治療」の健康保険適用の是非を論じる必要がある。

# 大阪府「男女共同参画推進施策に関する苦情処理制度」の問題点

森屋裕子（世界女性会議ネットワーク関西）

バックラッシュにみまわれた大阪府男女共同参画条例（以下条例）であるが、8月20日、第12条に基づいて、「大阪府男女共同参画苦情処理制度」が開設され、3人の苦情処理委員が任命された。制度の詳細は <http://www.pref.osaka.jp/danjo/index.htm> で参照いただきたいが、苦情処理機関の条文は、大阪府男女共同推進条例策定時の「攻防」における「後退のシンボル」的な存在であった。あの時、私たちの「充分な権限をもち独立性ができるだけ担保された第三者的な苦情処理機関」の要請は、「条文の文言には入らないが、第三者的な機関と同じような機関をつくる」という当局の説明に押し切られた。そして、今回、行政の言う「同じような機関」が、予想通りこういう中途半端な形で姿を表わしたわけである。

制度の問題点をいくつかのべたい。

## 〈その1〉 人権侵害については対象外であること

大阪府条例第12条で、人権侵害に関しては「相談」、大阪府の施策に関しては「苦情」と文言が使いわけられている結果が端的に現れた。大阪府の制度では、人権侵害は対象外であり、「大阪府の施策」に関してのみ苦情を受け付ける形になっている。

## 〈その2〉 苦情処理委員の権限があいまい、かつ不十分であること

申し立て受け付け窓口は、男女共同参画課である。苦情処理委員は、男女共同参画課が調査を依頼したものについてのみ、「書面調査」もしくは「必要に応じて事情聴取」し、「知事に対して」「意見を具申」する。具申を受けた「知事が」「処理方針を決定」し、「知事が」申し出人に回答するということになっている。

手足となるスタッフや予算がついていない状態での「調査」は、担当課が準備した資料や意見によらざるをえない。「必要に応じた事情聴取」の権限があるだけで、資料提出命

令権も閲覧権もない状態で、行政の縦割り、前例主義、秘密主義の壁を破ることは到底おぼつかないであろう。そして、委員のできる範囲は「意見具申」までで、勧告でも助言でもない。最終処理を決定するのは、あくまで知事である。苦情処理委員は、結局は、行政の手の上で踊ることしかできないであろう。

## 〈その3〉 意見具申した後の処理はどうするのだろう

例えば、大阪府の苦情処理委員が、知事に施策の是正の意見具申をしたとする。その後の担保は、どうするのだろう。埼玉県では、「勧告、意見表明については相当な期間を設けて、是正その他の措置について報告」という規定をかろうじて設けてあるのに、大阪府にはこの規定すらない。委員は、「言いつぱなし」であり、その後をフォローする権限も任務もない。

## 〈その4〉 「苦情処理委員判断に対する苦情」「知事が判断する事柄」については、調査の範囲からはずれている

「知事が苦情処理委員会に調査を依頼することが適当でないと認める事項」については、調査対象外である。つまり、何をとりあげるのかは、苦情処理委員ではなく知事が決める。当局は、「運用の適切さ」をいうであろう。しかし、苦情を出された側がとりあげるか否かを決める「苦情処理制度」など、こういってはなんだけれど、滑稽に近い。知事から不本意な回答しかない場合、申し立て人が次にとれる行動は、何なのだろう。行政訴訟か。「苦情処理の制度ができた」と希望を持たせた分だけ、以前よりひどくなる。

今回の苦情処理委員制度には期待できない点が多すぎる。結局は、市民の苦情を政策評価、追及、提言にまで昇華するNPOなどの市民の活動を活発化することでしか、物事は進まないのかもしれない。

# NPO 法人化する

## ～世界女性会議ネットワーク静岡～

代表理事 佐藤和子

世界女性会議ネットワーク静岡は、発足して5年を経た今年、NPO 法人化することとし、現在認証申請中で、来年1月には法人認証が得られる見込みである。

なぜ、NPO 法人化するのか。その目的の第1は、もっと多くの層の女性たちが女性の問題あるいは女性の運動にコミットできるような仕組みを作るためである。その第2は、活動体でもあり事業体でもあるような組織のメンバーとして、多様な実践に参加することを通じて、女性が具体的に能力アップし、エンパワーメントし合っていくことをを目指している。運動には理論が不可欠だし、学習も必要だ。が、個々の女性がエンパワーメントしていく最大の契機は実践にある。

経済状況のいっそうの悪化も影響して、バックラッシュに曝されているような現在の女性の困難な状況を考えると、特に草の根のところで女性がエンパワーし、女性運動の足腰を強化していくなければ、運動の発展はもちろんのこと、持続させていくことも覚束ない、というような危機感を持つので、組織的な強化と拡大は必須の課題である、と思う。

もっとも悲観的な状況ばかりでなく元気の出るような話もある。その一つは、起業し、新しいビジネスを開拓し、経営者としてそれなりの足場を築きつつある女性たちが増えていることである。この人たちは、挑戦力、実行力のある女性であり、今や仕事を通じて経済力や社会的発言力も持ちつつある。そして、新しいビジネスを開拓するなかで、多くの場合、男社会である各業界の旧来の体質（セクハラ的な嫌がらせも含めて）と衝突しその駄目さ加減を、個人的にも事業的にも実感して、女性問題を意識し始めるようになる。この人たちは、このたびの

NPO 法人化を契機に新しい会員として多く参加してきた。この人たちのノウハウとネットワークによって、世界女性会議ネットワーク静岡の活動は新しい展開が可能になり、タフな組織に発展していくことを期待している。

### ＜静岡女性国際交流フォーラムの開催＞

法人化の記念事業的な位置づけで、10月に上記の会合を開催した。これは、北京JAC三隅佳子共同代表の非常なお力添えで実現できたもので、昨年11月に北九州で開催された「女性2000年会議～ニューヨークから1年」に引き続いて、「国連特別総会「女性2000年会議」に向けて「北京+5グローバルフェミニストシンポジア」を開催した北京JACの地域ネットワークが連携活動の持続の一つだと理解している。

今回は、「第2回北東アジア女性環境会議」に参加した北東アジアの女性活動家（モンゴル2名、韓国1名、中国1名）を静岡県に招聘し、三隅さんにコーディネーターをお願いした。

きびしい自然条件のもとで、環境汚染が深刻化しているモンゴル、いっぽう、巨大な人口をかかえ経済発展と環境保全の折り合いが注目されている中国のスピーカーからは、「持続可能な消費と生産」というコンセプトが提起されるなど、男性も含め200名近くの参加者が深い関心と興味を持って聞きいた。さらに「環境政策についてジェンダーの視点からの提案をすること、そのために政策決定のあらゆる過程に女性が参加することはもちろん、実行過程にも女性が参加することの重要さ」を強調し、環境問題に立ち向かう韓国の女性たちの活動を紹介した韓国からのスピーカーの発言は、私たちのこれから活動に大きな示唆となった。

## テーマ「リプロダクティブ・ヘルス/ライツと人間の安全保障」

参加者は13名。世界と国内のリプロを考える機会になりました。

### (1) 国会報告「性教育へのバックラッシュ」

小宮山洋子さん(参議院議員)から、4月国会で問題視された性教育用冊子“ラブアンドボディ”的審議経過と現在の状況等、心配されるリプロの部分でのバックラッシュについて報告。

### (2) 「若者の性が危ない～これから性教育を考える～」北村邦夫さん(日本家族計画協会クリニック所長)

- ・ 国の「国民の性意識調査」に関わっている。
- ・ 今アリカでは、禁欲教育が盛んに行われているが成功しているとは思わない。「sexはあせるな、少しでも先延ばししよう。」という性教育のメッセージも送っている。
- ・ からの性教育は、男性を積極的に巻き込んだ性教育が課題。
- ・ HIV/エイズは深刻。外国では感染者が減っているが日本では増えている。エイズ感染者は世界中で4000万人(70%異性間sex・10%男性同性愛・5%薬物でその95%は男性…85%は男が介している。) 2000AIDS DAY 予防キャンペーのテーマは「AIDS,men make a difference.」(男が変わる。男を変える。) 女は生物学的に被害を負いやすい。男をどう巻き込み、どう変えていくか、どんなメッセージを送っていくのか。まさに「ジンジャーの問題」である。
- ・ これから子どもを産む親たちが産み育てる段階でジンジャーの問題にどこまで迫れるか。
- ・ ジニアの発信する情報が、いかに若者たちの性に影響を及ぼし苦しめているか。都内の高3の男子85%女子35%がアダルビデオの視聴経験がある。物を売ろうとする製作側の意図を知らせるなど、「メディアリテラシーの問題」。男教育の中でアダルビデオが及ぼす影響はばかりしない。
- ・ 愛という言葉で、HIV、望まない妊娠に向かっていく。どうしたら愛という言葉を使わないで性教育ができるのか。
- ・ 経験にマックスなし、を基本においた性教育を。テクニックでなく、2人の関係を探し出すことが大切。中絶、AIDSは人生のおわりじゃなく、大切なのはこれから生きていくことである。
- ・ 性教育のキーワードは、コミュニケーション・科学・健康・安全。より高い、質の高い教育と情報が必要。性行為の開始を遅らせることを含めて、責任のある決定ができるようになること。

- ・ インターネット、ホームページを含めての教育カリキュラムが必要。
- ・ 思春期の性行動の特徴は、性描写の多い情報にさらされている、性交経験のある身近な友人に遅れをとりたくないとの欲求で性教育が加速化されている、性交に際して避妊法がきちんと行われているとは言えない。
- ・ 男性より女性の方がAIDSを含む性感染症(STD)を引き受けやすい。理由は、身体の構造上の問題、女性の社会的立場、男女間の経済格差。淋病やクラミジア感染症が重症化することが少なくない。緊急避妊法(緊急避妊ピル)は、72時間以内、3日以内であれば、3%に下がる。緊急避妊ホットライン: 03(3267)7776 月～金 10～16時

### 【質疑討論】

- ・ 子どもに性教育を受けさせたいが? → 教育委員会に性教育グループをつくって、保護者の学習、若者たちにメッセージを送る、雑誌に書く、テレビで話題にすることを。低俗と思われるものにメッセージを送らないと到達しない。
- ・ 男の人を変える方法は? → 妻の夫教育は効く。人と人のコミュニケーション教育。納得がいくまで議論。赤ちゃんを持つとする世代に子育てをきちんとすることを教えていくことが大切。性行為、sexの場面で、主張できる環境を。女性が自分の産むという性をコントロールできなかった。世界人口会議のメッセージ「女性のエンパワメントを高めること」を聞いたときショックが大きかった。
- ・ 理論武装する必要がある。

(報告者 黒見節子)

### ◆第4回学習会のご案内◆

#### テーマ 「貧困と人間の安全保障」

日 時 12月13日(金)

午後6時30分～9時

会 場 文京区男女平等センター

内 容

①「人間の安全保障委員会」への公開書簡をまとめて: 武者小路公秀(中部大学高等学術研究所所長、元国連大学副学長)

② アジア社会フォーラム(2003年1月、インド)に向けての準備状況

※ 詳しいご案内をお送りします。下記に連絡を。

TEL 090-1181-7561

e-mail [femwing@vtv.ne.jp](mailto:femwing@vtv.ne.jp) (事務担当: 黒見)



## ~~~~~事務局から~~~~~

- 03年度の北京JAC全国シンポジウム(11月22・23)のホテルが決まりました。23日午後からは戦跡めぐりや沖縄女性たちとの交流などもあります。ご期待ください。
- 1~3ページは、10月15日の来年度予算概算要求についての報告です。また、4ページの総務省交渉は、9月ロビィングでの対応が不充分なのに対して再度機会をもつたものです。毎回、時間不足で双方とも意を尽せぬままに終わるのですが、この日も進展はありませんでした。市民に情報を聞くこと、情報を共有して一緒に考えることに日本はもっとも遅れているのではないかでしょうか。
- 石原慎太郎東京都知事の「ババア発言」に対する女性たちの「公開質問状」を黙殺した石原知事に対し、「謝罪と撤回を求める集会」で提起された裁判(損害賠償等請求)と人権救済申し立ての準備が進んでいます。詳細は [http://homepage3.nifty.com/hanishihara/迄](http://homepage3.nifty.com/hanishihara/)。

### 今年度男女共同参画グローバル政策対話ご案内

- 2002年12月5日(木)10:30~  
東京:JICA国際協力総合研修所国際会議場
- 2002年12月7日(土)13:00~  
秋田:秋田市文化会館
- 申し込み・主催:内閣府男女共同参画局  
国際協力係 fax 03-3581-9566 または往復  
ハガキ(千代田区永田町1-6-1)  
HP <http://www.gender.go.jp>

### アジア社会フォーラムのご案内\*\*\*\*\*

- 2003年1月2日~7日
- インドのハイデラバードにて開催
- 市場優先のグローバル化に反対し、21世紀の民主主義や平和、ジェンダーに関する新しい考え方や運動の方向性を議論する会議。
- アジア地域から約7000名の活動家が集まる予定。
- 問い合わせ先  
[seiko@hanochi.com](mailto:seiko@hanochi.com) (羽後静子)

## 北京JAC カレンダー

### ★2002年11月10日(日)

#### 定例会・世話人会

文京区男女平等センター

11:00~14:00 世話人会

14:30~16:30 定例全体会

テーマ「朝鮮問題をめぐって」

清水澄子 前参議院議員

JAC共同代表

### ★2003年1月7日(火)

#### 定例会・世話人会合同会合

「北京JACの活動について」

「その他 情報交換」

新年会をかねてゆっくり話し合う機会を設けたいと計画中です。会場は本郷周辺を考えております。出席可能な方は、準備の都合がありますので、1月5日までに事務局宛FAXまたは永井(FAX03-3944-9647)までご連絡ください。予算約3000円。詳細は次号で。

### ★テーマコーカスの予定

#### ・政治政策コーカス

12月13日 14:00~16:00

場所は北京JAC事務所

「政党について考える」そのⅡ

資料等について、お問い合わせは永井まで(tel 03-3944-6974 fax 03-3944-9647)

・人間の安全保障ジェンダー政策研究会 関連記事末尾に掲載

### 『北京JAC マンスリー 第66号』

2002年11月1日発行

編集・発行 北京JAC事務局

担当世話人 永井よし子

113 東京都文京区本郷1-33-9

コージュ後楽園廣本ビル802

T/F 03-5689-6828

メールアドレス [jac@pop06.odn.ne.jp](mailto:jac@pop06.odn.ne.jp)

郵便振替番号 00250-7-66426

北京JAC事務局



## 外務省へ要望に……UNDPの日本WID基金の統廃合に関わる申し入れ

去る12月3日、小宮山洋子議員同道のもと、清水澄子・橋本ヒロ子共同代表と永井よし子事務局長の3名が、外務省仮庁舎を訪れ、伊藤伸彰外務省経済協力局国際機構課長と稻賀淑子同課長補佐に面会、要望書を手渡しました。日本の顔の見える海外援助、特に女性の自立支援のためのODAを廃止しないよう、目に見えるかたちで存続してほしいと申し入れました。

### ○ 国連開発計画(UNDP)の日本WID基金の統廃合にかかる要望書

北京JACは、国際連合第4回世界女性会議において採択された「北京宣言および行動綱領」に基づき、その実現をはかるため、全国組織のネットワークをつくり、政策提言のため、調査、研究、ロビー活動を行っている市民団体です。

UNDPの日本WID基金は、1995年の第4回世界女性会議(北京)において、当時の野坂官房長官(女性問題担当大臣)がその代表演説で途上国の女性支援イニシアティブを発表され、「北京行動綱領」の日本のフォローアップの目玉として設立されたものです。国連諸機関、途上国、ドナー国、そして日本国内においても、女性支援のための効果的な案件の宝庫として知られています。これもひとえに同基金の重要性に鑑み、一貫して拠出を継続し、その執行を所管してこられた外務省のご尽力による成果と高く評価しております。

また、外務省では男女共同参画に係わる施策の一層の推進を図るため、副大臣を本部長とする「男女共同参画推進会議」を2001年に設置し、男女共同参画の実現に向けた国際社会への協○について審議を行う体制強化を図っておられるとも伺っております。

しかし、外務省が2003年度概算要求として、女性関連施策予算のうちUNDP「日本WID基金」を廃止し、他の関連基金(「人造り基金」および「IT基金」と合わせて新たに「パートナーシップ基金」を創設するという方針であるとの情報に接し、私たちは、このような方針は女性関連施策の大幅な後退を招くおそれがあると考えます。新しい「パートナーシップ基金」構想では、WID/ジェンダー関連案件について一定の割合が用途指定(イヤーマーク)されるという確約はなく、現在の施策環境のもとでの「日本WID基金」廃止は、「WID/ジェンダー案件」の激減につながることが十分予想されます。私たちは、この点に深い憂慮を覚えるものであります。

したがって、私たちは、外務省の来年度女性関連施策予算において、UNDPの日本WID基金を存続させ、本年度と同等額の概算要求及び拠出を行うことを要望いたします。

日本WID基金の継続を要求する主な理由は以下の通りです。

(1) 内外で高い評価を得ている日本WID基金を廃止すれば、それは日本のWID/ジェンダーに対するマイナスの政策表明として重く受け止められることは必至です。「北京プラス10」にあた

る2005年にむけて、各国は北京行動綱領のフォローアップの成果を報告する準備を進めています。その重要な節目を目前にしての日本WID基金の廃止は、国際社会で大変目立つのではないかと危惧されます。

(2) 日本WID基金は、我が国が二国間援助でカバーしていない国や地域、また、UNDP以外の国連機関が常駐していない多くの国においても支援活動を行うことができ、かつ「日本WID基金」による支援ということで日本独自のビジビリティを確保することができます。案件の実施に当たっては、途上国も我が国の拠出金であることを認識し、署名式には現地の日本大使館代表も参席されています。

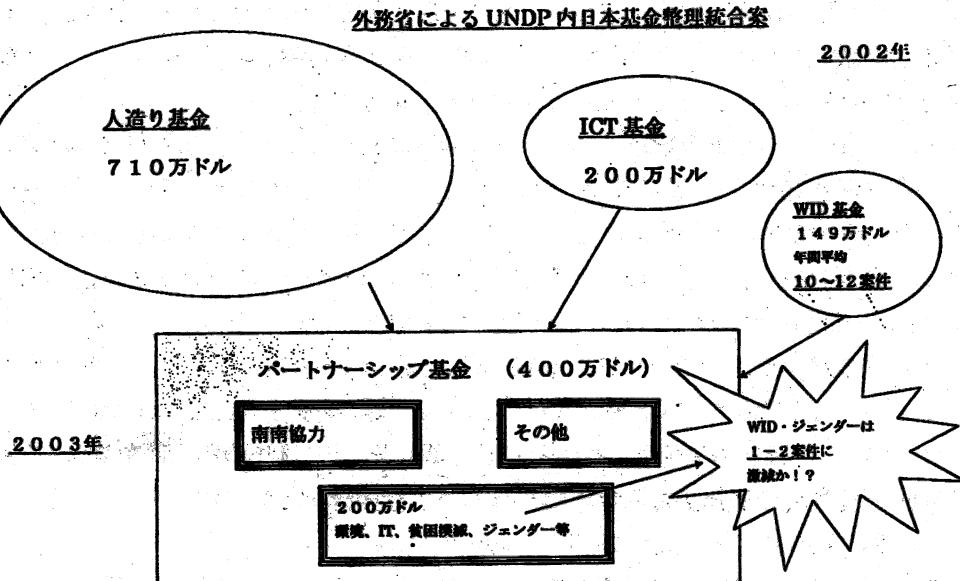
去る11月11-14日にソウルで国連女性の地位向上部が開催した「女性の地位向上のための情報通信技術の活用と影響に関する専門家会合」に提出された専門家のレポートのひとつに、「UNDP WID基金により、リトアニアの5つの地域で女性のためのサイバーセンターを設置し、女性団体に機材と研修機会を提供し、ICTハンドブックを作成・配布して女性たちのエンパワーメントに貢献したこと」が言及されていました。当該専門家は、このようなプロジェクトをその他の東ヨーロッパに普及していくことで、失業率の高いこの地域の女性の雇用機会を大きく伸ばすことができると期待していました。もし、WID基金がパートナーシップ基金に統合されると、このように成果をあげている事業に支援できる可能性は減少することが懸念されます。

(3) 日本WID基金の重点分野には、第二回アフリカ開発会議(TICAD II)で採択された「東京行動計画」のフォローアップも含まれており、案件の多くは、さまざまな国際的な政策表明のフォローアップともなっています。また、比較的新しい分野(IT、貧困と貿易(WTO)、HIV/AIDS、ジェンダー予算)において、斬新な手法の開発や、モデル構築を目的とした案件を数多く支援しており、世界的にも注目されています。

#### 外務省による UNDP 内日本基金整理統合案

以上

2002年



# 配偶者特別控除に関する要望書を提出します 与党開係機関に……

2002年12月5日

## 要 望 書

平成14年11月付税制調査会の「平成15年度における税制改革についての答申」（以下「本答申」という。）において、「当調査会としては、配偶者特別控除は廃止すべきであると考える。」との結論が出されているが、貴調査会におけるこの点に関する検討に關し、以下の通りの意見を述べるものである。

### I 当団体の意見

当団体は、本答申に従って、平成15年度税制改正においては、配偶者特別控除を廃止することを求めるものである。なお、配偶者特別控除の廃止にあたっては、育児・介護等のために就業不能な状況にある被扶養配偶者に対する政策的配慮を検討すること。

### II 意見の理由

配偶者控除・特別控除という制度は、世帯における女性が専業主婦であるということを前提にその世帯主である夫の手取り収入について大幅な税額控除を認めるというインセンティブを与えるものである。また年金においても第3号被保険者は、被用者の被扶養配偶者において、年収130万円未満であれば、年金保険料を支払わなくても基礎年金受給者とすることも、世帯における女性が専業主婦であることにインセンティブを与える制度である。

これらの制度は、世帯における女性に専業主婦であることのインセンティブを与えるだけでなく、女性の再就業の際に、税制上では夫の了解、年金上では企業の都合という、自らの判断では決められない要因に規定されることによって、その収入の額について影響を与えていているのである。

この状態は、男女共同参画社会基本法4条に規定されている「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」とあることに反するものであって、同法15条には、「国は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」との規定に基づきこのような制度は変更されなければならない。したがって、税制においては、配偶者特別控除は廃止されるとすべきである。

### 当団体の見解

（別紙）

1 現在、雇用者・自営業の共働き世帯を合わせた数は、男性雇用者と専業主婦の世帯数を上回ってきている。

しかし女性の就業におけるM字型カーブは依然と存在しており、出産・子育てに直面

する年齢で労働力率は低下し離職する女性が多い子とを示している。一方、再就業時における雇用処遇状況については、女性の30～44歳の未就業からの入職の過半数はパートタイムとしてであつて、その比率も上昇しており、特に35～44歳代の女性の就業形態の過半数はパート・アルバイトとなっている。

しかもこのパートタイム就業が多数を占める状況において、女性労働者の間に、賃金・年収や労働時間が一定の水準を超えないよう調整するという現象が起きており、所得分布上も年収100万円の手前に山ができるよう、年間収入は、そのほとんどが100万円以下となっているのである。

2 学校基本調査による女性の大学進学率は、4年制大学では、平成8年度から毎年約1%ずつ増加しており、平成13年度においては37・1（約102万6千人）を占めるに至っている。これに短大の女子25万8千人を加えても、高等教育を受けた女性はますます増加しつつあるのである。

就業面では、20代前半女性の7割が労働市場に参入しており、新規学卒者の8割はフルタイムが典型的で、男性と大差がない。

しかし上記のように女性のライフサイクルとして、学校を卒業して一旦は就業しても、出産・子育てで離職、その後の再就業の時点ではパートタイム労働者として、所得分布上も年収100万円の手前に山ができるような、賃金・年収や労働時間が一定の水準を超えないよう調整するという現象が継続的に存在しているのである。

このような状況下においては、結婚や出産を望まない女性が増加するのは当然といえば当然である。

3 配偶者控除・配偶者特別控除等について

とりわけ配偶者控除・特別控除の問題は、その連れ合いである夫に関する所得についての課税上の控除であることを重視すべきである。

専業主婦である女性が働き始める際には（通常は子供が小学校に入学した後）、配偶者控除・配偶者特別控除の最低限を越える賃金を得て働く場合、夫に対して、夫の勤務先に配偶者の勤務先の届け出を行うことと、配偶者控除・配偶者特別控除の不適用により夫の手取収入が減額することについての了解を取る必要が生じてくるのである。つまり妻が働き出して収入を得ることについて、妻本人の判断だけでなく、夫の了解が必要となることが、妻の再就業の際の行動に影響を与えることは明らかである。

さらに、家族手当制度を採用している企業が多数に上り、また当該企業における支給基準を配偶者の収入とし、その基準を103万円においているということは、妻の収入がこれを超えるときは、夫の手取り収入のうちの家族手当分までも失うことになるものであるから、妻の再就業の際には、この家族手当部分までの手取り収入減についての夫の了解を得ることになり、再就業の壁となることは容易に想像がつくことである。

これらの点からも女性が再就業において、100万円の手前に自らの収入調整を行うことにつながるのである。

そして社会保障制度においても、厚生年金については企業負担部分があるので、現状のように不況が深刻な際は、年収130万円を厚生年金の適用基準とすると、企業にとっては企業負担を抑えるために、女性パートタイム労働者の雇用者については、この基準以下にするというインセンティブが働くことになり、女性のパートタイム労働者の収

入に大きな影響を与えることは明白である。

このように、女性の再就業において税制や年金制度が影響を与えていた要因は、世帯単位の年間収入の総額という問題とともに、制度そのものの内容が、税制では夫の了解、年金では企業の都合という、自らの判断では決められない他の要因に規定されていることが問題であるといえるのである。

- 4 北京女性会議以降、女性の社会進出についての問題が大きく取り上げられてきているが、日本は先進国の中でもとりわけ女性のエンパワーメント指数が低いことで知られている。しかしその背景には、このように多数の高等教育を受けた女性が、出産・子育てでキャリアを中断させ、しかも再就業の際は、最低賃金にも満たない収入しか得られない状況を余儀なくされるという社会制度が存在することも、その大きな要因であると考えられるのである。
  - 5 よって、これら女性の社会進出を抑える制度については、できる限り廃止していくべきであり、そのことから、今回の本答申において、「配偶者特別控除は廃止すべきであると考える。」との結論にしたがって、平成15年度税制改正においては、配偶者特別控除は廃止することを求めるものである。
- 

## 第5回アジア太平洋人口会議に対する要望書

北京JACも賛同団体に………

2004年月に開催予定のカイロ+10の地域会議として、第5回アジア太平洋人口会議(APPC)が、2002年12月11-17日にバンコクで開催されます。そのための第2回準備会議が10月29-31日に開催され、アメリカ政府は本国からも含め6名の代表団を送り込んできたということです。アメリカ、イギリス、フランス、オランダなどアジア太平洋地域に植民地をもった旧宗主国は国連アジア太平洋経済社会委員会の域外メンバーとなっています。準備会議に6名も参加することは異例のことですが、その目的はカイロ文書の弱体化です。アジア太平洋人口行動計画案では、性と生殖の権利はカッコ内に入ってしまいました。それだけではなく、アメリカ代表は「ジェンダー平等」と言う用語を「男女の平等な取り扱い(equal treatment of men and women)」に代えるようにと発言し、まったくバチカンと同じような発言をしていたといいます。このままでは、12月に採択されるアジア太平洋人口行動計画はカイロ行動計画よりも大幅に後退する恐れがあります。

このような状況をふまえ、女性と健康ネットワーク、ジョイセフなどが中心になって、第5回アジア太平洋人口会議における日本政府代表の【基本方針】に関する要望書を官房長官、外務大臣、厚生労働省などに提出することになり、北京JACも要望団体として参加しました。(橋本ヒロ子)

### 第5回アジア太平洋人口会議における

### 日本政府代表の【基本方針】に関する要望書(案)

日本のリプロダクティブ・ヘルスおよび人口分野で活動を続けているNGO有志一同は、2002年12月11日から17日にタイ・バンコクで開催される第5回アジア太平洋人口会議(The Fifth Asian and Pacific

Population Conference: APPC)に出席する日本政府代表団に対し、以下のことを要望致します。

日本政府は、

1. 1994年の国際人口・開発会議(エジプト・カイロ)で日本を含む179ヶ国が合意した「カイロ行動計画」を遵守し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを基本理念として、その実現に向け引き続き諸政策を推進することを明確に表明すること。
2. リプロダクティブ・ヘルス／人口分野における日本の途上国援助および国際機関への拠出を減らさないこと、また日本の国際援助は、「カイロ行動計画」に沿って推進されることを明確に表明すること。

要望理由：

日本政府は、「カイロ行動計画」(以下行動計画と略す)の成立にあたって重要な役割を担い、その後もリプロダクティブ・ヘルス／人口分野の援助に率先して取り組んできたと理解しております。日本が国際機関および途上国にとって重要なドナー国であり、当該分野における GO/NGO 連携に務めていることは、国内外高い評価を得ており、私たち NGO はそのことを誇りに思います。行動計画の後退が危ぶまれる今、こうした実績を持つ日本国として、日本政府が行動計画の理念をさらに推進するために国際的なリーダーシップを発揮することを期待致します。

カイロ会議では、統計(数)中心の人口政策から、カップルや個人の健康と生活向上を重視する視点へとパラダイム転換が行われました。リプロダクティブ・ヘルス／ライツをキーワードとする行動計画は、すべてのカップルと個人が、生涯を通して性と生殖に関する健康を享受し、いつ何人子どもを産むか産まないかを選択することを基本的人権として初めて位置づけました。それに合意した国々には、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの実現とリプロダクティブ・ヘルス・サービスの充実が人口問題の解決につながるとの共通認識がありました。行動計画は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの実現に対する国の責任にも言及しています。

日本の指導的役割を世界にさらにアピールするためにも、日本政府が確固たる姿勢で、国際的な合意文書である行動計画の遵守を表明することを強く要望致します。

---

### 千葉県の男女共同参画に関する条例について抗議声明を出しました

2002年11月25日

#### 千葉県男女共同参画の促進に関する条例案 に関する抗議声明

私たちは国際連合第4回世界女性会議において採択された「北京宣言および行動綱領」に基づき、その実現をはかるため、全国組織のネットワークをつくり、政策提言のため、

調査、研究、ロビー活動を行っている市民団体です。

この間、堂本知事の「日本一の条例をつくりたい」との方針による、千葉県の男女共同参画条例に私たちはたいへん期待しておりました。北京JAC会員の中には、各地のモデルになっているといわれる埼玉県の「男女共同参画推進条例」の策定にかかかわった者もあり、各地で「男女共同参画条例」の策定に市民として、学識経験者としてさまざまな形で協力しています。その意味でも今回の千葉県の「男女共同参画条例」への取り組みは、関心をもって見守ってまいりました。

ところが、千葉県議会開会前の「入札の参加資格審査における男女共同参画の取り組みの考慮」や「家族経営協定」の文言の削除という2項目の修正要求にくわえ、県議会開会中も各条項に関し、反対意見が出され、その結果、12月議会へ「継続審議」になったと伺いました。

私たちの拝見するところ、「条例案」は、国の基本法に沿い、また堂本知事が強調する「地方分権」の精神にふさわしく、千葉の地域性を生かした、よりよい内容のものと考えます。特に「女性の健康支援」における「男女が、互いの人権を尊重し、性及び子を産み育てる」とについて、自己の意思を尊重されるよう」という箇所は、北京会議の「世界的合意」となっています。たとえカイロ会議で一部のイスラム、カトリックの国などが反対したとはいえ、私たちは、国家や宗教がひとりひとりの人間の生き方をしばり、統制することは誤りだと考えています。

また「教育」における「性別にかかわりなく、個性と能力を」という箇所は、男女の性別を理由にして起こるさまざまな差別をなくすことを目的としており「性差否定」をめざすものではありません。

独自の修正案の提出や「廃案の意向」などを仄聞いたしますが、これほど理想的な条例案は一刻も早く採択されるべきと考えます。

ぜひ この条例案を12月議会で成立されますよう、願ってやみません。

---

## 母子寡婦福祉法の改悪×××××児童扶養手当大幅削減××××

赤石千衣子（しんぐるまさあず・ふおーらむ）

21日参議院厚生労働委員会で母子寡婦福祉法および児童扶養手当法の改正案が採決され、22日本会議で成立しました。短い審議期間でしたが、母子福祉の根幹を変えてしまう法律が通ってしまったことに深い危機感をもっておりました。

審議の中では5年後にさらなる児童扶養手当の減額措置をするとしている条文が、まったく根拠のない、所得制限を越えた人の平均支給年数が5年に近いからという驚くべき数字を出してきたり不正受給が多いとした根拠が過誤支給の数字だったりということが明らかになり、非常にでたらめな法案であったことが明らかになりました。

しかし、それでも、民主党の修正案は否決された後、与党と民主党などの賛成で法案は成立しました。以下に、しんぐるまざあず・ふおーらむの声明を添付します。いろいろな場所でこのことを問題にしていただければとおもいます。

これから自治体は母子家庭等（父子含む）の就労支援策などの自立支援計画を定めるとしていますので、こちらへの監視も必要となります。

倉敷で餓死した少女の母親は、逮捕されました。母子家庭の母親は、子どもを死なせてしまつたら犯罪者となる。なんども考えるのですが納得できません。

\*\*\*\*\*  
母子寡婦福祉法および児童扶養手当法「改正」案 参議院委員会採決に際しての声明

私たちは母子家庭の当事者団体で、会員数 800 人の全国組織です。

本日、参議院厚生労働委員会で採決した母子寡婦福祉法および児童扶養手当法「改正」案について、当事者団体として意見を表明します。まず今後の母子家庭の生活を左右するような、また戦後の母子福祉政策を大きく変更する法改正が、たった 3 週間余の審議で決まったことには、国会がいかに母子家庭を軽視しているかを感じました。審議中可能な限り母子家庭の母親が仕事を休み傍聴しましたが、出席議員も少なく、社会的弱者への関心の低さに心が寒くなります。

母子寡婦福祉法については、はたしてこの法律で十分な就労支援、子ども支援が行われるのかは審議を通じてもまだ見てこないところです。正規雇用が増え、賃金があがり、かつ母子家庭が仕事につけるようにするにはとても十分とは思えません。現在の母子家庭の母親が置かれている雇用の状況の厳しさからみて、今後国に母子の雇用を創出するような積極的な努力を期待します。また、自治体の就労支援計画については、自治体の意識の低さに危惧を抱きつつも、今後の奮闘をお願いし、当団体としては、監視と同時に提言を行い、全国的な情報提供をおこなっていく所存です。

しかし、なんといつも児童扶養手当の制度改正がなんの修正も経ていないことには口惜しい思いをぬぐいきれません。自ら進んで自立を図るとされた母子家庭は、9割近くが今でも十分自立し、働いているのであって、自立=手当停止のような文言が入ったことに大きな危惧を抱いています。また、5年後さらに一部支給停止を半額を限度に行う条文は、凍結とするべきでしたが、付帯決議で一定の歯止めがかかり、国会議員のみなさんのご努力に感謝しております。しかし、現状での母子家庭の困窮、生活困難を考えれば本条はそもそも削除すべきでした。また正当な理由なく求職活動をしないときに支給停止とする 14 条の規定が、調査等を倍増させ、その結果意欲を奪い、プライバシー侵害などを巻き起こす危険からみても、削除が妥当でしたが、今後の運用に国会の協力も得て注視が必要です。養育費の制度化についても民事執行制度などの進展が本来先行すべきでしたが、所得算入については、なしとするべきでしょう。

総じてこの法案を見ると、政府の少子化対策は、ひとり親に育つ子どもには無縁であるとしか考えられません。働け働けという厳しい北風ばかりを母子に当てていますが、母子には暖かい応援が必要なのです。今年 9 月、倉敷市で母子家庭の 11 歳の女の子が餓死して発見されました。このような法律が成立することで今後第 2、第 3 の陽子ちゃんを出してしまはるのではないでしょうか。私たちは、今回、母子施策を就労支援の名のもと切り下されたことに大きな危惧を抱きます。しかし、今後もこの運用をめぐって、提言・情報提供・相談など可能な限りの活動を行っていきます。

# 世界情報社会サミットにジェンダーの視点を入れる

橋本ヒロ子

国連および国際通信連合（ITU）などの主催で、2003年12月にジュネーブで、また2005年にはチュニジアで世界情報社会サミット（WIS）が開催される。これらの会合での議論や成果物にジェンダーの視点を入れるために会合が行われている。

その第1は、毎年3月に開催される国連女性の地位委員会（CSW）で、CSWの議題にあがったテーマのために国連女性の地位向上部（DAW）は前もって専門家会合（EGM）を開催して議論し作成した報告書をCSWに提出する。2003年の議題の一つが女性の地位向上のための情報通信技術の活用と影響で、そのための専門家会合が2002年11月11-14日に韓国ソウルの韓国女性開発院で開催された。主催はDAW,ITU、および国連ICTタスクフォースである。この専門家会合に先立って、2002年6月17日-7月19日までの5週間オンライン会議が開催され約300人が参加し、その報告書も今回提出された。

2番目はWISの地域prepcomにジェンダーの視点を入れるために会合をすることである。たとえば、11月にポーランドのブカレストで開催されたヨーロッパ・北米地域のprepcomでは、本会議に平行してジェンダーラウンドテーブルが開催され、勧告を探討した。勧告には、WISの政府代表団に女性を30%入れることなどが入っている。アジア太平洋地域のprepcomは、2003年1月13-15日に東京高輪プリンスホテルで開催される。その前にジェンダーコーカスを開催してアジア太平洋Prepcomでの成果にジェンダーの視点を入れることで、その準備中である。

3番目は、2003年5月を目指してマレーシア政府、UNESCAP,ITU、韓国淑明女子大学アジア太平洋女性通信センターなどですすめ

ているICTに関する女性会議である。

今では、私が参加した韓国で開催された1の専門家会合について紹介する。

「女性の地位向上のための情報通信技術の活用と影響に関する専門家会合」

主催：国連女性の地位向上部、ITU、国連ICTタスクフォース

日程：2002年11月11日から14日、11日2限の授業を終えて出発したため、12日からオブザーバーとして参加し、14日の午後3時に空港に出発した。

場所：ソウル市韓国女性開発院

参加者：専門家：アフリカ、ヨーロッパ、アジア太平洋など世界の地域から10名

オブザーバー：FAOのアジア太平洋地域ジェンダードバイザー、UNESCAP人口統計課長、世界銀行ジェンダー統合担当官、カナダ女性の地位省、カナダwomenspaceの代表、韓国女性省職員など。日本人は私一人であったが、授業のため2日目から参加し、最終日(木)も金曜日に会議が入っていたため、報告書の検討中の3時に退会して帰国した。(全体会ではオブザーバーは発言することを度々止められたが、グループ討議では対等に参加できた。)

IT化の状況と問題点

この専門家会合の開催地に韓国が選ばれたのは、世界でもトップクラスといわれる韓国のIT化の状況がある。2001年1月に情報通信省の提出で国会が採択した情報格差解消法では、ICTにおけるジェンダー平等、特に主婦のICTへのアクセスを増加させることを定めている。さらに韓国女性省は、女性の情報化のための基本5か年計画を策定した。内容はWomen's Netの構築、女性の情報へのアクセスを増加するためのボランティアネットワークの構築、IT産業で女性が長く勤められるように環境整備、

オンラインによるIT教育の提供などで、様々な省がそのための予算を確保している。

韓国国家ICT計画では、2002年までに2300万人に対するICT教育を実施することになっている。そのため、2002年までに254万人の主婦に対するIT教育の実施する（大卒女性の31%しか就業していないので、特にこれらの女性を訓練してIT産業で働いてもらう。）専門的なIT研修には1080人の主婦が参加したが、平均年齢が42歳と高すぎるため就職できず、一部の女性は起業した。20時間インターネットコースには、579, 947人(2000年)、101, 040人(2001年)の主婦が終了

11日—12日には、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東ヨーロッパなどの女性とICT政策およびICT活用について概況と課題、農村女性をICTによりエンパワーした成功例などの報告があった。韓国、ギニア以外には大きな進展は見られない。カナダでは政府とNGOがICTのジェンダー主流化を進めているが、他の国のICT政策にはジェンダーの視点が欠けている。ギニア国家ICTインフラ開発計画ではジェンダーの問題を総合的にカバーすることが特に人間開発の側面から重要であると定められている。

1. 韓国のようなUniversal Accessはすべての国で可能ではない。最も貧しい女性のために安いアクセスの方法を開発し提供することが必要
2. 通信することはすべての市民の権利であるが、すべての社会に適用しない。
3. 質の高いデータが重要、しかしデータがない場合もある。

このような報告と議論に対してISISというNGOから「政府が経済界と結託してもっとコンピュータを売るために、主婦にICT講習を受けさせているのではないか」という質問があった。しかし、明確な回答はなかった。情報格差解消法の目的を見ても、女性などを経済発展のために活用することは明らかである。しかし、私見だが、無料や格安のICT研修を受け、安いコンピュータを入手して女性がエンパワーでき

れば、よいのではないかと思う。エンパワーしてこそ国家に対する批判や社会活動も可能だからである。

#### そのほかの議論

女性をエンパワーするためにラジオやテレビも重要

ICT政策を作っているのはまったくジェンダー認識のない男性であり、女性が入り込むことに抵抗がある。政策担当者の意識を変えることがきわめて重要。

ICTの訓練者に女性であるために入ることがある。

ICTが女性の収入創出にどのように役に立っているか。公衆電話を飲み屋街や駐車場に作ったところで、そういう場所に行かない女性には役に立たない。

ICTは女性をエンパワーするために使われなければならない。そのための需要がある。

ウガンダでは、農村女性のためのCDROMプロジェクトが成功している。

12日の午後から13日にはワーキンググループに分かれて議論し、その成果を勧告案としてまとめ、14日に議論した（私は議論の途中で帰国のために退席）。

#### 専門家会合勧告案大項目

1. 国家ICT政策・戦略の開発にジェンダーの視点を入れる。

ITUの「政策および規制官庁のためのジェンダーに敏感なガイドライン」の実施など

2. 可能にする環境の構築

3. ICTの活用を通して女性のエンパワーメントを図る

4. 情報社会における女性の経済参加の推進

5. 情報社会におけるジェンダー平等を推進することを確実にすること

ICT政策がジェンダー平等のゴールを確実に統合するためにジェンダー活動家がW S I Sのプロセスに活発に参加できるようにすること

政府代表にジェンダー専門家を含む女性が最低30%を占めること

## 例会報告

### 再び日朝関係を考える

清水澄子

10月17日の日朝首脳会談で日本人拉致問題が発表されて以来、日本のテレビやマスコミの『拉致報道』や『北朝鮮（朝鮮民主主義共和国）報道』は、連日、北朝鮮への激しい憎悪と敵意をあらわにし、在日韓国人、朝鮮人に身のすぐむ思いを与えている。テレビの司会者やゲストの発言も一様に日本と朝鮮の近代の過去と現代の歴史を完全に無視し、自國本位の感情論一色である。

東京都の石原都知事は11月10日朝の民放テレビの番組で「あんな野蛮な北朝鮮と国交正常化をすべきでない、経済協力で助けなければ北は自滅崩壊する。一年や二年待つことだ」あるいは「拉致被害者の子供を取り戻すために日本は覚々と戦争したっていい」などという常軌を逸した暴言ぶりである。戦争発言に至ってはなにおかいわんだが、現在のこのような発言の主流には基本的な誤りがある。まづ、国交正常化の意味を完全に抹殺していることである。国交正常化とは、第一に日本が36年間も朝鮮を植民地として支配し、朝鮮民族に多大の損害と犠牲を強いたことへの謝罪と償いである、同時に戦後57年間に及ぶ日朝間の不正常な関係を正常な関係に改めるということであり、日本にとって極めて歴史的で道義的な解決すべき政治課題なのである。しかも、唯一残された善後処理といふよう。経済協力はその責任を果たすための一つの形式であり、方法であって北朝鮮が非難されたり、批判を受ける理由は何も存在しない。ただ、今回、北朝鮮による日本人拉致事件が引き起こされたことからこの問題については事件の解明と被害者の原状回復、ならびに家族を含めて謝罪と補償を求めていくという日本側の課題が生じていることは自明のことである。したがって、拉致事件の処理は国交正常化交渉と並行して解決すべき事柄である。正常化の交渉をすべきではないとの論は、状況を一つも解決できないばかりか、北朝鮮崩壊論に立つ極めて政治的な意図といわざるをえない。

それにしても、メディアであれ政治家であれ、日本は過去、現在朝鮮に何をしてきたか、また、拉致事件は朝鮮半島のいかなる状況下で発生したかについて、その歴史的な認識と背景について知る必要があろう。

日本と北朝鮮の関係は1857年の武力を背景に不平等条約を強要し、日清、日露戦争の大勝進行の足場にする目的から始まった。1895年には日本軍隊が白雲王宮になだれ込み、櫻杞（みんび）を虐殺、その死体を駕籠等に石油をかけて焼くという畜行を行ったことも、朝鮮民族には忘れない屈辱の歴史として焼きついている。日本が行った植民地政策は、朝鮮民族の土地、氏名、言葉、文字を奪い天皇への忠誠と日本国民になりきることを強制し抑圧した。そして、日本人の優位性と朝鮮人蔑視の教育を徹底し、差別政策を強化した。1923年の関東大震災時に「朝鮮人が暴動を起こす」という軍部から流したデマで8,700人の朝鮮人が市民の手で虐殺された事件をみれば当時の社会状況がうかがえる。

また、慰安婦や100万人にも上る強制連行者等々、朝鮮人は日本帝国主義による徹底した抑圧と畜行の下で苦難の歴史を強いられた。

1945年、日本が侵略戦争に敗れたことで朝鮮は開放された。しかし米ソ冷戦が始まり1948年には韓国と北朝鮮の二つの分断国家が成立する。日本はアメリカのアジア戦略に加担し、1965年には日韓条約を締結して韓国にのみ経済協力をを行い、朴槿恵独裁政

權にナコ入れし北朝鮮との経済格差を図つた、分断と対立抗争の激化に手を貸してきた。本来ならば、日韓条約締結後に日本は北朝鮮に対しても過去の清算をはたすべきであった。もし、北朝鮮との国交正常化が行われていたならば、今回のようになら教事件はおきなかつたはずである。その後韓国には、朴正熙独裁政権が非常戒厳令を布告「総新憲法」で自らの永久政権への道を開いた。そして、民主化と南北朝鮮の統一を主張する民衆運動を弾圧し、政敵である金大中氏を日本のホテルから致し殺害しようと企てた。しかし、日本政府はこの犯罪行為に対しては徹底した調査も行わず政治決着を宣言して事件をヤミに葬り去ってしまったのである。

日本人ら教事件がおきた70年代から80年代の朝鮮半島は米ソ冷戦の最前線となった、韓国と北朝鮮の対立が激化し、相手の体制崩壊を狙う諜報活動や諜報が激化したときである。したがって、当時韓国で対北朝鮮工作に当たった人たちが、日本人ら教事件被害者をさして「民族分断の悲劇の巻き添えになった」と指摘していることは確信をついているといえよう。その意味においても、日本政府のら教被害者の教対応は民族分断の対立の一方に加担しながら、国家間の利害抗争の犠牲になる個人の人权については、いささかの反省もしていない。そして、ひたすら被害者の「人権」を楯に北朝鮮にいる家族を日本に返さない限り、五人の帰国被害者を北朝鮮に返さないということを政府が決定した。これは、北朝鮮に住む家族の意思を無視しているばかりか、10日間で返すという日朝両政府間の約束を一方的に破り、対話と交渉の道を自ら閉ざしてしまった、外交の無知といえる。また、ら教被害者の人権の原状回復を求めるに当たっては、金大中氏のら教事件についても日本政府は真相を明らかにし、金大中氏の原状回復を実行すべきである、いつものことはいえ自国の問題は不間に付し、他国に対してのみ正義を要求するダブルスタンダードである。まして、植民地時代の何百万人という人のら教強制連行や、関東大震災の犠牲者の問題にも心寄せないならば朝鮮半島の人々との和解と信頼は虚偽である。また日本自身の歴史や社会の意識を問い合わせたとない機会であることを忘れてはならない。また、最近アメリカは北朝鮮の「核疑惑」の情報を流し、日朝正常化はら教問題に限らず「核開発疑惑」が解消されない限り正常化交渉に踏み切るべきではないと示制をかけてきた。そして、米朝両組み合意の重油の提供は11月で凍結するとの決定をした。しかし、北朝鮮の主張はブッシュの「悪の枢軸」呼びわりや、核に対する先制攻撃もありうるとの独断的な対外政策に対して、「我々も核を持つ権利がある」と反論したのだといっている。アメリカは小泉首相の訪朝前に核疑惑について伝えていたにもかかわらず、正常化交渉に入りかねない動きにストップをかけたとの情報もある。また、アメリカは韓国と北朝鮮が約束をした南北をつなぐ鉄道の開通のために38度線の地雷撤去の作業を始めているのに對して、最近、地雷來撤去は米軍主導であると横槍をいれ作業は中断した。年内の連絡が難しくなっている。これらのことは、とりもなおさずアメリカの意向とは別に南北間の協力が進み、日本もまた北朝鮮との交渉に臨むことへの牽制であることは明白である。日朝首脳会談以後、日本側の方針は二転三転した。しかも、その政治主流は絶対に北朝鮮とは国交正常化をさせたくないという政治的な惡意を持つ政治家や右翼グループであることを最も危惧するものである。しかも、そのグループは男女平等政策を攻撃している勢力と同じであることをあえて警告しておきたい。私はここで日本政府はもう一度平常宣言を読みなをし、ら教問題の解決とあわせて「過去の清算」に真剣に取り組むよう願っている。

ゆのまえ知子

11月15日（月）午後、内閣府男女共同参画局主催の表記会議に参加してみた。少し遅れたので、最初の女性に対する暴力に関する専門調査会会长の島野さん（つくば大）の配偶者暴力防止法施行1年の評価を聞き逃した。しかし法律ができ、DVは犯罪となる可能性があると明記され、対応の法的根拠があることの社会的影響力は大きいと私は感じている。

保護命令は昨年10月13日の法施行から今年9月末まで、申し立ては1160件、発令896件、うち接近禁止命令635件、退去命令3件、双方の命令258件、平均審理期間10.7日だが、予想以上の使われ、審理期間も迅速であるという評価であった。種々の制約のある保護命令がこれだけ利用されていることは、本当はもっと必要としている人たちがいるということではないだろうか。もう少し利用しやすくすることと、緊急性からみれば、審理期間ももう少し短縮されることが望ましいと思うのだが。限界として子どもが保護の対象に含まれていないことをあげていた。

配偶者暴力支援センターへの相談件数は17,585件にのぼる。府県により格差があり、職員のスキルアップ研修が必要ということであった。

今後の課題として①保護の対象拡大、②支援センターの範囲の拡大、③自立支援の問題をあげられ、法見直しに向けた意見を出してほしいとのことである。前田雅英さん（都立大）の「女性に対する暴力をめぐる近年の動向について」の中で印象に残ったことは、「強姦」罪が「強盗」罪より低い量刑について、人権の観点からおかしいので引き上げる

方が望ましいこと、それは眞の男女平等を示す象徴となること、しかし刑法改正は困難なので何らかの方策が必要という点であった。

この点については、1980年代後半から性暴力反対の女性運動が主張してきたであり、JACの女性に対する暴力防止法コーカスも、当初はこの点も含めた女性に対する暴力防止法制定を目標にしていた。ようやく政府主催の催しでも言われるようになったということである。新たな問題として「盗撮」をあげられ、女性蔑視の象徴であり対策が必要とのことである。人身売買のパネルディスカッションは、「女性の家サーラー」の武藤かおりさん、京都YWCA/APTの吉田容子さん（弁護士）に前田さん、司会は林陽子さん（弁護士）。

武藤さんは、サーラーから見た傾向として、現在女性に課せられる借金は500万円、コロンビア人は600万~800万円。女性は被害者なのに、偽造パスポート、不法入国、オーバーステイ、不法滞在などで落ち度ばかりが責められることなどを報告。吉田さんは、日本には国内の人身売買に対処する法律がないため事実上野放しになっているので、人身売買禁止法をつくらねばならないこと、なぜ買売春・ポルノがいけないのかという議論が必要という問題提起をされた。日頃、このようなテーマに接する機会の無い人には聞き取りにくいことばかりもあり、法律の条文も出てくるので、パネリストのレジメや資料が用意されるべきである。恐らくこれまでにないほど閑散とした会場で盛り上がりにかけた催しだった。

## 北京 JA カレンダー

2002年12月20日(金) 18時半～  
JAC事務所にて  
世話人会…2003年度の活動について—  
最近の状況からJACの課題を考えるための会議

2003年1月8日(水)  
世話人会…17時半～ 打ち合わせ  
JAC事務所  
定例全体会…18時半～ 新年会を兼ねて  
JACの活動を話し合います。  
世話人会が素案を提案します。  
会場は「魚民」 本郷2-25-10  
本郷秋葉ビル1F  
03-5800-3888  
会費 約3000円  
5日までに事務局までお申し込みください  
(FAXにてお願ひいたします)

\*\*\*\*\*

### ●政治・政策コーカス

12月13日(金) 14時～16時  
北京JAC事務所にて

参加希望の方には地図を送ります。ご連絡は永井まで(3944-6974/3944-9647)

### ●人間の安全保障とジェンダー政策研究会

12月13日(金) 18時30分～9時  
文京区男女平等センター(旧女性センター)  
・人間の安全保障委員会への公開書簡をまとめて…お話 武者小路公秀さん

## 『北京JAC マンスリー 第67号』

2002年12月1日発行

編集・発行 北京JAC事務局

担当世話人 永井よし子

113 東京都文京区本郷1-33-9

ユージュ後楽園廣本ビル802

T/F 03-5689-6828

メールアドレス jac@pop06.odn.ne.jp

郵便振替番号 00250-7-66425

北京JAC事務局

## お知らせ

「日中平和友好条約締結25周年・日中国交回復30周年を迎えて～日中女性の集い～」

2月21日から27日、中国女性代表団が訪日します。本年9月には北京JACから多くの参加を得て中国を訪問ましたが、来年2月には日本側が中国からの訪問団を迎えます。記念集会は2月22日(土)の予定です。詳細は次号でお知らせしますが、是非ご参加くださいますように。また、受け入れのための資金カンパにもご協力を、というのが実行委員会(三木睦子さん、清水澄子さん、橋本ヒロ子さん他)からのお願いです。

## 事務局から

▲67号はたくさんの要望書や抗議文をご紹介する号となりました。現在、世界や日本で起きている女性政策の後退がこうした行動に私たちを余儀なくかりたてるということもあります。2月にはJACとして集会をもつことを検討中です。詳細は次号にて。

▲とはいって、男女共同参画基本法にもとづくセンターに関する施策の裾野は広がりつつあります。それらが、形だけのものでなく、人々の意識の変革につながるものになっていけば、必然的に論拠の乏しいジェンダー攻撃は立ち消えていくはずです。簡単でないことは事実ですが、一つ一つ丁寧な関わりを重ねていくしかないと考えています。

▲石原東京都知事の「ババア発言」に対して損害賠償を求める訴訟の準備が進んでいることは66号で触れましたが、人権救済申し立てとともに12月20日に提訴の予定です。

▲例年のとおり、2003年1月は発行を休ませていただきます。68号は2月の発行です。各地の情報を寄せください。

▲世の中に逆風が吹き荒れていますが、負けないで、皆さま、よい年をお迎えください。



世界女性会議ロビイングネットワーク

マンスリー 北京JAC

第68号

Japan Accountability Caucus, Beijing

2月号 2003年 2月 1日発行

北京 JAC 主催 ■ 男女の平等政策

## 男女平等政策へのバックシング……その背景を突く

- 日時：2003年2月11日（火・祝） 13:00～16:00
- 会場：文京区男女平等センター（旧文京区女性センター）  
地下鉄丸の内線・大江戸線「本郷3丁目駅」徒歩4分  
地下鉄三田線・南北線「春日駅」「後楽園駅」徒歩5分～7分
- お話：汐見聰幸さん（東京大学教授）  
竹内三恵子さん（ジャーナリスト）  
コーディネーター 橋本ヒロ子さん（北京JAC共同代表）

協賛：日本婦人会議

ふえみん婦人民主クラブ

ふるってご参加ください

## ■ 中国婦女政策セミナーと新年会 『日中の友の会』 ご案内

昨年は、日中国交正常化30周年の記念事業として、中華全国婦女連合会からのよびかけに応じて、日本から460人の女性が北京を訪れ、女性の立場から平和を願い、友好を深めることができました。北京JACの会員も多勢参加いたしました。

今年は、その成果をさらに発展させるため、中国からの代表団を日本に迎えます。行事は以下の通りです。ご参加いただきたく、ご案内いたします。

- 「日中友好とアジア・世界の平和、女性の役割と課題」

2月22日（土）13:30～16:30

- 「中国女性代表団歓迎レセプション」

2月22日（土）17:00～19:00

共に会場は東海大学交友会館3・3F（チラシを同封しました）

# 世界情報社会サミット(WSIS)にジェンダーの視点を入れる:

## WSIS のためのアジア太平洋ジェンダーフォーラムと WSIS アジア準備会議の報告

橋本ヒロ子

(JAWW 副代表・北京 JAC 共同代表)

去る1月13-15日、東京新高輪プリンスホテルで、WSIS アジア準備会議が開催された。主催は日本政府(総務省、外務省)と国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)であったが、ほとんど日本政府が準備し、ESCAP は最後の段階でかかわった。そのため、名称から太平洋が抜けてしまったという結果になった。

WSIS は国連と ITU(国際通信連合)の主催で2003年12月にジュネーブで、また2005年にはチュニジアで開催されるが、ITU が主導的に準備している。準備会合1(Prepcom 1)が昨年7月に開催され、Prepcom 2 は2003年2月、Prepcom 3 は9月、ITU 本部があるジュネーブで開催される。地域準備会合はアフリカで2002年5月、ヨーロッパで2002年11月に開催され、アジア地域は3番目に開催された。

いずれの地域会合でもジェンダーコーカスが開催され、本会議で採択された宣言文にジェンダーの視点を入れるための検討を行った。さらに、本会議では、ジェンダーコーカス参加者が中心になってジェンダーの視点を入れるためにロビィングを行っている。

アジア太平洋地域では、11-12日と2日間、「WSIS のためのアジア太平洋ジェンダーフォーラム(APGF)」を開催した。APGFでは、ICTへの女性のアクセスを容易にし、女性たちも ICT から男性と同様利益を受けるための教育訓練、制度的仕組み、政策などについて検討し、勧告文を作成した。これに基づいて、地域準備会合では、東京宣言にジェンダーの視点を入れるために活動した。

APGF の開催については、10月中旬、韓国淑明女子大学アジア太平洋女性情報ネットワーク

センター(APWINC) 金所長と国立女性教育会館(NWEC)でお目にかかり、NWEC で開催する可能性を検討することに合意した。日本女性監視機構(JAWW)のメディア領域委員会を中心となり、責任者の村松泰子さんや青木玲子さんとともに、開発途上国からの参加者の旅費や滞在費のための資金探しをした。11月中旬に国連女性の地位向上部が韓国女性開発院で開催したICTに関する専門家会合(マンスリー2002年12月号で報告)に参加の際もうちあわせたが、明るい見通しではなかった。ところが、12月5日に世界銀行、アジア開発銀行などが、開発途上国からの参加者のために、資金を出すという連絡がメールで入った。また、UNDPなどが経費の負担をして、国連大学をサイド・イベント(NGOなどの会合)に提供するという情報も入った。それからおおわらわで、ESCAP ジェンダーと開発課に連絡。女性と ICT のネットワークを活用して、インド、スリランカ、マレーシア、香港、韓国、フィリピンなどから専門家を招することになった。年末年始で大使館が1月5日まで閉館しており、ビザの発券など遅れた。そのため、前日の1月10日になるまで、インドやスリランカからの参加者が確実に参加できるかどうかは不明という状況であった。日本からの報告がないので、12月28日に女性と ICT について APEC の会議などに参加され、神奈川県男女平等審議会の会長もなさっている上條茉莉子さんにメールでお願いした。超多忙な上條さんだが、メールを1月1日に見て、すぐに調査票を作り、6日には日本 IBM、NEC、NTT ドコモなどに送って回答をもらい、11日には立派な報告をされた。1990年から2000年にかけて、

日本で大手の ICT 関連企業で女性情報専門職は 11%から 10%に減少していたことが明らかにされた。

日本では IT といわれているが、国連では以前から IC(communication)T といっている。コミュニケーションのない情報技術ではだめだということと、世界にはまだコミュニケーションを IT だけに頼れない国や地域がある。たとえば、インドは世界のソフトウェアのかなりな部分を提供している一方、電話線が 1 本もない村がある。女性は識字率が低く、また貧しいために、ICT へのアクセスが男性より劣る。そのため、IT だけでなく、これまでのラジオなどの通信技術の活用が必要であることなどが話し合われた。

IT 領域の労働者をジェンダー分析すると単純作業には女性が多く、政策決定、計画部門には男性が大多数である実態も明らかにされた。さらに WSIS のすべてのプロセスや WSIS への政府代表団に最低女性を 30%入れるよう勧告した。地域会合では、国際機関が、需要のある領域について似たような事業をやっており、調整の必要性が強調された。

APWF の準備については、限られた日数で網渡りのようなものであったが、結果的には以下のような成果を挙げ大成功であった。

アジア準備会合の最終日に採択された東京宣言にはジェンダーについて、他の地域会議で採択された宣言に比べて大幅に充実している。

1 パラグラフ全体がジェンダーに関することになり、その上、2箇所ジェンダーという言葉が入った。(情報格差のあるグループに女性が入った、またクロスセクターの要因としてジェンダーなどが例に挙げられた。) 当初は草案作成委員会ではジェンダーについてパラグラフを一つ作ったので、ほかには入れない。つまり、ジェンダーの主流化とは反する意見がほとんどであった。しかし、草案作成委員会に入った NGO2

名のうちの一人の女性がクロスセクターに女性を入れることを主張したため、全体会に提案された案に入っていた。しかし、情報格差のところにはなかったため、フィリピン政府代表にロビングをし、フィリピン政府代表がインドなどの反対にもげずがんばってくださったため入れることができた。

アフリカやヨーロッパの地域会議で採択された宣言文には、ICT 利用についてジェンダーに配慮するよう述べた 1 篇所しか入っていない。②第 1 日目に NGO のパネルが開催され、APWF を代表してフィリピンの Chat がパネリストとして APWF の成果を報告した。

③第 2 日目に APWF を代表して、政府、国際機関、私企業に続いてほかの代表的な NGO とともにステートメントを読むことができた。

(原文は、WSIS アジア準備会合の web に掲載されている)

ジェンダーのグループは、資金不足にもかかわらず、丸 1. 5 日 60 人近い参加者とともに十分に討議をした上で、5 ページにおよぶ 40 以上の勧告を含む文書を採択し、その上で準備会合に臨んだという実績が評価されたのだと思う。11 日から開催された NGO の連絡会合にも、APWF からは毎回 10 人近いメンバーが参加して発言し、存在感をアピールした。

今後は 2 月 18 日から開催される第 2 回 Prepcom、今年 9 月の第 3 回 Prepcom、さらに最終的に 12 月の WSIS にジェンダーの視点をどれだけ入れられるかである。

APWF の参加者は、3 月の国連女性の地位委員会、5 月末にマレーシア政府が国連、ITU などと共催する女性と ICT の会議も含め、財政的に可能な限り参加してジェンダーの視点をいれるためにロビングをすること、また、メリングリストによる意見交換を推進することなど話し合った。

## 内閣府主催

### 「女性とメディア (ICT)」・「女性に対する暴力」についての

#### 情報・意見交換会

報告

さる1月17日、上記の情報・意見交換会が内閣府講堂において開かれた。これは今後逐次開かれる国連女性の地位委員会、メディアとICT会議、世界情報サミットを念頭に、北京行動綱領の領域を取り上げて、NGOとの連携をはかるものである。続く目黒依子婦人の地位委員会会长は、挨拶でこの間の経緯に触れ、2000年会議の準備段階でのNGOのブリーフィングにおいて、主題を逸れる多岐な意見が出されたので、それを避けるためにテーマ事の会を設定して事前の意見交換をはかることが有効など判断した、と説明。12月のWSISのテーマもCSWが選ぶと語った。

こうした趣旨で開かれた交換会であったが、冒頭、参加者から指摘があったように、当日用意された資料は、進行表と「婦人の地位委員会における多年度作業計画」なる2枚だけ、とくに事前に団体としての意見を募集していただけにそれらの意見一覧などがいただけるものとの期待は裏切られた感じだった。内閣府からは、プライバシー上の配慮から、という説明があったが、それなら個人名などを伏せての発表の仕方もあったはずで、情報の共有が連携の前提にあるはずということが実践されなかつたのは、せっかくの場だっただけに残念だ。

政府側の出席者は、内閣府のほかに外務省、警察庁、総務省、文科省、農水省だった。

<ICT>に関して内閣府からは「メディアにおける女性の人権の尊重」の観点から、国民意識の啓発、無批判に扱われる情報の弊害に対応し、公共空間での表現と人権への配慮について、①メディアの自主的な取り組みを促し、②広報等の性にとらわれない表現をさぐるためにガイドラインを作成中の説明があった。

<暴力>については、DV法の施行以来国民意識が大きく変わったこと、法の円滑な施行が課題であり、実績についての報告があった。

#### <会場からの意見>

##### 女性とICTについて

- ・企業における女性参画の調査を行って欲しい
- ・e-japanには女性の視点が欠けている
- ・インターネットにおいて女性を制の対象にしていることの問題点
- ・女性センターの情報機能の充実を求める
- ・インターネットの教育者にジェンダー教育を
- ・女性研究者はもっとHPを
- ・マスメディア及び企業の発信者の女性割合などの設定はすぐにも施策化が可能だ
- ・政府ガイドラインの検討経過を公表すること
- ・対象に対する直接的被害と影響は第三者の被る不快・苦痛とは区別して考えるべきである
- ・真実表現のほかに創作表現がある。性的表現を能動的に女性も行っている。
- ・不快と思う側、表現したい側のゾーニングを考えている
- ・暴力情報が犯罪を招く客観的データはある
- ・ポルノではエイズ、妊娠、PTSDなどの情報は欠けている

集団で参加した若い男女の表現者たちが表現の自由などを主張、規制やきめつけに反発し、女性の人権の観点でそれを批判する女性たちと活発に意見が交換された。

##### 女性に対する暴力について

- ・民間支援団体に財政的保障をすべきだ
- ・被害者支援関連法との関係は、被害者の安全が守られるよう整合性のあるものにすべきだ
- ・支援センターの設置義務は都道府県だけでなく市についても必要だ
- ・「暴力」の範囲を広げること、「配偶者」だけでなく適用範囲も広げること
- ・医療機関の役割を「報告すべき」とすること
- ・法律名を「配偶者等」にすること
- ・加害者プログラムを導入することなど。

(永井よし子)

## 男女平等社会を前進させる集会——国際婦人年連絡会主催

### バッカラッシュ問題を考える

赤石千衣子

12月11日は世界人権週間の一日。主婦会館で開催された集会には平日の午後にも関わらず、200人を超える参加がありこの問題への危機感の強さを伺わせた。

まず内閣府男女共同参画局長の坂東真理子さんによる男女共同参画社会基本法制定後の基本的な施策の進捗状況に関してのスピーチがあった。基調報告として山口みつこ事務局長から報告があった。国会でのバッカラッシュが野党のなかにも動きが出ており、宇都宮を始めとする自治体の男女共同参画条例についての状況が報告された。このあと各分野からの問題提起があった。

選択的夫婦別姓については、家族福祉委員会所属の赤石から、96年に法制審議会の答申直後に、「家族が崩壊する」「子どもが非行に走る」「嫁が介護しなくなる」など感情的な反発によって法改正案が上程されず01年世論調査で多数を占めた後も与党内の批判があり、夫婦別姓反対の女性組織が出来たと報告した。

続いて家族福祉委員会所属の小野光子さんはリプロダクティブヘルス/ライツに関する性教育冊子「思春期のためのラブ＆ボディブック」が10代の性交渉とピルを促進していると批判をあげて配布中止に追に追い込まれたが、中学三年で性体験率は10%前後で高校三年になると40%となる。しかも避妊率は半分でピルも医師の処方が必要なため手に入れることは困難で、

十代の人口妊娠中絶は46000件もあり、結婚したあと離婚件数も多い。こうした事態で高校では遅い、中学生に正しい性教育をして行かねばならないと報告した。

女性労働の分野では、労働委員会の林誠子さんから「女もすべて働けというのは共産主義だ」という批判があるが、女性も男性も家族責任ができる労働をという男女共同参画の考えをねじ曲げているとした。

教育分野からは女性とマス・メディア委員会の丸岡玲子さんが家庭科教科書叩きとして都の教育委員会で「専業主婦を否定している」という議論が起きているが来年の教科書の採択の検討委なのに、現行の教科書をもとに議論するなどいい加減さであると報告した。

自治体の動きは政治決定参画委員会の大槻熟子さんから現在まで118自治体で男女共同参画条例ができているが逆行する動きがあると報告された。

問題提起のあと、千葉県の条例について出納いづみさんからの報告があった。千葉県では先進的な堂本知事案が自民党の反対で12月議会で継続審議となったあと、後退した自民党案が上程される動きであるという。全国からの応援がほしいと強調した。一般からはジェンダーフリー教育を行っている教員への脅迫状が届いているという教員からの報告があり、事態はひどいが中身の濃い集会となった。

## 公立高校の共学・別学問題——埼玉県の場合——

秋山 淳子（共学ネット・さいたま）

埼玉県は全国に先駆け、2000年3月「男女共同参画条例」を制定し、そこに「男女共同参画苦情処理機関」を設置しました。県民から「すべての公立高校の早期共学化」をという苦情が申し立てられ、その苦情に対して苦情処理委員から県教育委員会に03年3月31日迄に「共学に向けた何らかの取り組みの報告をせよ」という勧告が昨年3月28日になされました。勧告が出された時点で別学高校の後援会、PTAが猛烈な勢いで「存続」の署名集めを始め、結果27万人集まつたそうです。私たちの目には「21世紀という時代を見据えた教育全体の問題」ととらえての上のことではないと映ります。もっと冷静に社会状況を見回して欲しいものです。

共学化は突然降って沸いた問題ではありません。既に1970年代から「男女平等教育をすすめるために」という視点で視野に入っていたのです。これを機会に、男女共同参画という視点からもさいたまでも運動を進めようと広く呼びかけ、「共学ネット・さいたま」が2001年9月2日設立されました。県教育委員会、男女共同参画課、知事との話し合い、要望書、アピール等の提出、他団体とのネットワークとこの1年活動を展開してきました。

苦情処理委員との面談では高校現場の率直なジェンダーバイアスの実情を伝え、それは勧告書にいかされています。別学高校の校長訪問もしました。改めて「教育とは…」と考えさせられた良い機会でした。「男女共同参画」など知りたくもないという男子校の校長もいました。どこの校長室にも歴代の校長の写真が飾ってありましたが、見事に女子校にすら女性校長は一人も居ませんでした。

ある男子校の生徒会室の扉の上に、ボール紙で作った大きな校章が飾ってあり、その真

ん中に墨黒々と「男」と書いてありました。思わず皆ギョットして、足を止めてしまいました。ここまでして「おとこ性」を強調しないと安心できないのかと、改めて彼らの心情を「いびつ」だと想いを深くしました。別学高校に学ぶ生徒達の周りの大人（先の校長も含め）達の社会的視点のなさは問題です。

現在、埼玉県には15校（女性10校、男子5校）の公立別学高校があり、このうち2003年度に2校統廃合、1校共学化。12校の別学が残りますが、これがいずれも偏差値の高いエリート校であるという現実があります。県内の公立高校は164校ですから、別学高校は約1割にすぎません。圧倒的少数であるにもかかわらず、かつての旧制中学・女学校が各学区の進学トップ校として、古い伝統と歴史をそのままに、別学として残り埼玉県の各界のトップ層を生み出してきたわけです。

トップだけは別学でよいという県民意識をどう変えるか、男女共同参画社会という性によって不利益を被らない社会作りを目指す時代、教育の担う役割は大きいと思います。時代と向き合い、21世紀を見据えた教育の場を作ることは行政の責務です。別学推進の方々が挙げる理由の一つに「選択肢」というのがあります。選択肢というのは誰もが公平に選べて始めて選択肢になり得るもの。ましてや、地方公共団体が設立する施設が片方の性のみに開かれるというのは公平を欠き、片方の性だけで固まるのは排除の論理にもつながるものです。また、別学は性差別を不斷に産みだしていく装置でもあると思います。

共学によってジェンダーに気づき、始めて男女共同参画の入り口に立てるのだと思います。子ども達からその機会を奪う権利は大人にはないはずです。

## ババア発言で提訴

XXXXXX石原東京都知事の暴言に損害賠償を求める女性たちXXXXX

永井よし子

昨年12月20日、石原東京都知事のいわゆる「ババア発言」に対して、その発言の撤回と謝罪、および1309万円の損害賠償を求めて119人の東京都在住の女性たちが東京地裁に提訴した。16人の弁護士が代理人となっている。また11月29日には、日弁連人権擁護委員会へ人権救済の申し立てもおこなっている。

「ババア発言」については、すでにマンスリー64号で報告、65号でも続報を載せたが、1年前にさかのぼるこの問題発言とは、01年11月6日号の『週刊女性』掲載の「石原慎太郎知事吠える」、および10月開催の「少子社会と東京の福祉」会議において、松井孝典東大教授の言葉によると、引用の体裁をとりながら、「『文明がもたらしたもっとも悪しき有害なものはババア』なんだそうだ。『女性が生殖能力を失っても生きているってのは、無駄で罪です』って。男は80、90歳でも生殖能力があるけれど、女は閉経してしまったら子供を産む力はない。そんな人間が、きちんと、ぎんさんの年まで生きてるってのは、地球にとって非常に悪しき弊害だって…」などと発言、「政治家としては言えないわね」と言いつつ「膝を叩いてその通り」と発言。

こうした女性に対するきわめて差別的な発言が都議会で問題にされると、小説『檜山節考』を曲解、歪曲をつくして珍説を展開して開き直る。さらに、今回の提訴について、マスコミから取材を受けると、「大学教授の言ったことを論理が通っていると感心して紹介しただけ」、「何も百パーセント是としているわけではない」と答える。

引用された松井教授の学説は、『檜山節考』の歪曲と同様の扱いを受けていることを、以下の引用から見ていただきたい。

——人類・地球があと何年もつか、せいぜい五、六十年ではないかと問い合わせた石原知事に対し、「我々だけがなぜか、人間圈という特別なものをあって1万年繁栄を続けたかっていうのは、実は、原生人類が持っている生物学的物質によるのかもしれないんですよ、脳の中の。それは二つあるといわれていて、一つは『おばあさん仮説』っていうんだけど。原生人類だけがおばあさんが存在する。おばあさんというのはね、生殖年齢を過ぎたメスが長く生きるということですよ。普通は生殖年齢を過ぎるとすぐに死んじやうわけ、哺乳動物や猿みたいなものでもね」

この複雑理工学専攻の「水惑星の理論」提唱者である学者の言を、どう曲解すれば、前述の石原知事の差別的発言につながるのだろうか。対談相手の松井「タカフミ」教授を「コウテン」と間違えた非礼の石原知事流と聞き流すわけにはいかない重大な問題だ。提訴されると「何も百パーセント云々」とトーンダウンさせるくらいなら、なぜ「私は膝を叩いてそのとおりだと」言ったのか。なぜ、引用を繰り返したのか。公人としての発言責任を弁えず、時と場合に応じて「文学者」の感覚などを持ち出すご都合主義者であり、差別意識の持ち主であることは、障害者施設を視察した際の「ああいう人ってのは人格あるのかね」「ああいう問題って安楽死につながるんじゃないかという気がする」などの暴言を思い出すまでもない。

20日から21日にかけてテレビや各紙が報道したことで、多くの反響があった。北京JAC事務所にかかってきた80代90代の女性たちは、「怒り心頭だ。」「ぜひがんばってください」と繰り返していた。障害者や高齢者、女性や外国人などに向けられる知事の差別的言動を私は原告共同代表の一人として注目している。

## 「人間の安全保障委員会」への公開書簡をまとめて

武者小路公秀さん

(中部大学高等学術研究所所長、元国連大学副学長)

「人間の安全保障」についての公開書簡は、研究者36人がインターネットを利用して2001年3月～9月まで討議し、その後の9月11日のテロについての訴えを加えてまとめられ、国連「人間の安全保障」独立委員会に届けられた。公開書簡の中で、「4つの原則」(①日常の不安を中心に②最も弱いものを中心に③多様性を大切に④相互性を大切に)を提起。そして「人間不安を引き起こしている4つの問題」を、【グローバル化・グローバルな軍事化・「人間安全保障」のジェンダー的側面・文化間の対話と「人間安全保障】として具体的に挙げている。【「世界」2002年5月号に掲載。】

◆武者小路さんのお話から抜粋◆

国連の人間安全保障は保護の概念になる恐れがある。自分の日常の安全を確保してくれというのは権利である。

最も弱いものを中心に。小さな虫を殺しただけで熱帯雨林のバランスが崩れてしまう。

国家安全保障と人間安全保障に共通の考え方を。自国の安全保障のため軍備を強化すると、他国からみれば安全が脅かされる。ソ連とアメリカ間の化学軍備競争が典型的な形。

人間の安全保障を、国なら国、女性なら女性とか、別々に考えることをあまりしていない。それぞれの identity を持った人たちのグループが違う安全を持っていると考える。例えばイスラム教徒とキリスト教徒、共通の安全を考える必要がある。

都知事は都民の安全を保障することで、防災訓練に戦車を繰り出した。共通でなく、一方主義的な安全保障の例である。多文化探検隊というNGOは、フィリピンの女性が多い所にはタガログ語など、ボランティアがどこにはりつけば役に立つかという防災訓練をした。最も弱いものの安全を優先させる。お互いに話し合って、共通の安全保障に。

ゴミ捨て場の問題でもいえる。ゴミを捨てることができるるのは受益権、ゴミ捨て場の隣に家がある人は受苦権になる。環境問題にさえ、より安全になる人と、より安全でなくなる人がある。人権

というとすべての人の人権と言えるが、誰かの安全を増やすことで誰かの安全が減る場合もある。受益グループと受苦グループの共通の安全、折り合いをつけることが人間安全保障の大事な特徴。政策の基準として人間の安全を基準にする。カナダは、国連のPKO活動、平和維持活動に熱心。国連は、PKO、ODA(開発援助)に共通な人間安全保障の基準を設定する必要がある。アフガニスタンでアメリカの軍事活動の犠牲になって殺されている人がいることを許してはいけない。沖縄の基地の問題、フィリピンの少数民族女性のレイプの問題も人間の安全保障という基準でとらえる必要があるのではないか。

東南アジア、南アジアでは、人身売買の被害者を守るネットワークができているが、まだアフリカにはない。アジア、アフリカの開発途上の国の、人間の不安をなくす努力は、南北の共通の人間安全保障になる。

いま、国際的にテロ対策で軍事警察化している。ジェンダー安全市民教育として、市民、男性教育をしていく必要がある。

● 武者小路さんの具体的なお話の後、質疑、意見交換が活発に行われた。「カナダのPKO、ODAの基準」「日本のODAの現状」「イラク攻撃」「女性の発言とつながり」「ヨーロッパの状況」など、情報交換も含めて、時間が足りないほど充実した話し合いの時間であった。

● また、この後、1月2日～7日にインドのハデラードで開催される「アジア社会フォーラム」について、羽後静子さんが説明した。

第5回、第6回は、昨年末にお知らせした通り、以下の内容で開催いたしました。

・第5回 1月21日(火)

“女性とグローバリゼーション” 北沢洋子さん  
(国際問題評論家、(財)日本平和学会会長)

・第6回 2月4日(火)

“人間の安全保障委員会”に向けて  
内田浩行さん(外務省総合外交政策局)  
(まとめ 黒見節子)

## 「グローバリゼーションと女性」

講師 北沢洋子さんを迎えて

### 富の偏り

あるNGOが国と企業のGDPを調査した。100例のうち48が国家で、三菱やGE、EPSONなど52が企業。かつてのロスチャイルドやロックフェラーがビル・ゲイツに替わった。1日1ドル以下で暮らす49ヶ国6億人の合計より彼の富のほうが大きい。

### 格差の増大

1960年に上位20%と下位20%の富の格差は30:1だったが、2000年には78:1になっている。1980年から絶対的な貧困が増えた。食、衣、住、教育、保険・衛生の基本的生存条件を欠く貧困が増え、今では安全な水へのアクセスを奪われている。

### 金余り

石油ショックで産油国に金が流入、使い道のない金は海外預金へと流れ、欧米の銀行は投資先のないまま金余りとなり、それが途上国への投機や担保なしの貸しまくりとなり、途上国への債務国化を招く。冷戦後、企業は巨大化するが生産業でなく、マーケットは広がらず金余りで投機に巨額が流れしていく。「カジノ経済」と「実態経済」の格差が広がり、グローバル化する。為替市場では本来の資本投資や貿易に伴う取引は2.5%で、97.5%が投機取引になり、実態がないのに相場が動く。こうしたハゲタカ・ファンドはコンピュータにより瞬時に2兆ドルが動く。日本の国家予算80兆円と比べこの250兆円は異常だ。この相場に、タイ、韓国、アルゼンチン、ブラジルなどの弱い国が狙われた。アフリカ全土の債務より、ブラジルの債務の方が大きい。

企業は巨大化して身動きできなくなり、IMFや世銀、WTOの背後には多国籍企業がいる。WTOについては、ジュネーブの代表部に代表を送れない最貧国29ヶ国、たとえ

出しても一人の代表では数多い会議に出席もままならない。グリーンルーム方式で事務局長室で各国が撃破され、欠席すれば合意みなされる。秘密会議で議長のメモ以外に記録もなく、総会に出される。こうして途上国の農業は崩壊し、全ての工業製品も対象となって途上国だけが搾取されていく。一方、ガットの補助金はEU経由でフランスの農家に流れ、企業農業にも補助金が出て安価な農産物を生産、ここでも途上国は崩壊していく。ブラジルは壊滅状態だ。

エイズのコピー薬で話題になった「知的所有権の協定」は、紆余曲折を経てドーハでの決議通過に結びついたが、ブッシュのNOでご破算になった。

### 対人地雷→ジュビリー→シートルへ

90年代始めのNGOによる対人地雷キャンペーンは運動のグローバル化につながった。市民社会が連帯してG7に的を絞って2300万の署名を集め、人間の鎖をして700億ドルの債務取り消しを獲得したのがジュビリーだ。そして、WTOをつぶせを合言葉に反グローバリゼーションの運動になっていった。シートルの成功の後、プラハでNGOとロビイストが分裂した。

### 日本とグローバリゼーション

時期のズレがある。繊維は競争力を失い、アジアという後背地に外注、外国女性を搾取する。鉄鋼・化学など素材製造は石油への依存度が高く、国際競争力を失って公害の輸出につながる。人材育成を怠り、ITで遅れをとった日本は土地をめぐってバブルとなり、お金だけが回った。竹中大臣の政策は銀行のグローバル化だ。失業者の反乱もない日本は、石原のようなデマゴーグばかりがのさばり、不安や不満がいびつな爆発するおそれがある。

(まとめ 永井よし子)

## 北京 JA カレンダー

2003年2月11日 (火・祝)

13:00~16:00

「男女平等政策へのバッシング…  
その背景を突く」

文京区男女平等センター

お詫 沢見稔幸さん (東京大学教授)

竹信三恵子さん (ジャーナリスト)

コーディネーター 橋本ヒロ子さん  
(北京 JAC 共同代表)

協賛 日本婦人会議

ふえみん婦人民主クラブ

終了後、世話人会を開催します。

\*\*\*\*\*

〈今後の予定〉

・次回世話人会を3月30日 (日)

13:30から開きます。

総会準備のご相談です。

北京 JAC 事務所にて

・総会は5月10日土曜日午後に開催の予定です。統一地方選の4月27日投票日に関係する方々のご都合を考えて設定しました。会員のみな様のご出席、よろしくお願いいたします。

『北京 JAC マンスリー 第68号』  
2003年2月1日発行

編集・発行 北京 JAC 事務局  
担当世話人 永井よし子

113 東京都文京区本郷1-33-9  
コーナー後楽園廣本ビル802  
T/F 03-5689-6828  
メールアドレス jac@pop06.odn.ne.jp  
郵便振替番号 00250-7-66425  
北京 JAC 事務局

## 事務局から

▲湾岸戦争の火蓋が切られたのは、91年の1月17日でした。今年の正月はその悪夢が繰り返されるのではないかという不安の中で迎えました。アメリカ一国中心の価値観が世界を席捲する現在は、経済のグローバリゼーションに続く単一価値観の世界化にはかなりません。他国の、多様な文化を力で否定することがなせ許されるのでしょうか。

▲1ページに記載の中国女性代表団の方々は次の方々です。団長: 彭珮雲さん (全人代常○員会副委員長、中華全国婦女連合会主席) 以下、朱麗蘭さん (全人代教育化学文カア衛生委員会服主任委員)、黃晴宜さん (中華全国婦女連合会副主席)、楊湘嵐さん (同常務委員会委員、吉林省婦女連合会主席)、王美香さん (同執行委員会委員、福建省婦女連合会主席)、張靜さん (同国際連絡部部長)、姚秀清さん (同弁公庁主任)、盧亞民さん (同国際連絡部アジア処処長)、張廣雲さん (同アジア処副処長)、梁金霞さん (秘書)。旧交を暖める方、あらたな出会いを楽しむ方、ふるってご参加ください。

▲千葉県知事が提案した男女平等条例案に激しい攻撃があることは注目的となっていますが、日本のあちこちで、女性たちが地道に研究○提案してきた条例案が危機に瀕しています。女性として連帯できると信じてきた女性議員が、こうした女性たちの足を引っ張る側に回ることも珍しくないのは残念です。

▲おりしも、今年は統一地方選挙の年。立候補する女性、女性候補者を押し出す女性、それぞれ準備に忙しい時期でしょう。じっくりと見極めて私たちのめがねに叶う女性を選びたいものです。政治の民主化と眞の男女平等は重なっています。地方から社会の変革を進めていくいいチャンスです。いい結果に向けて頑張りましょう。



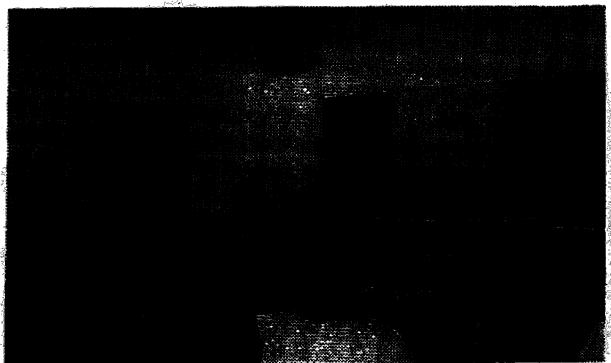
## 男女平等政策へのバッシング……その背景を突く

===== 2月11日 北京JAC主催 =====

日本婦人会議とふえみん婦人民主クラブと協力して

建国記念のこの日、日本婦人会議とふえみんの協力を得て、表記の会合を開いた。会場は文京区の男女平等センター。国内各地の男女平等に関する条例作りにおいて顕著に表れている男女平等の流れに逆行する動きを、教育基本法の改正をめぐる動きを通じて汐見稔幸東大教授に、ジャーナリストの竹信三恵子さんにはジェンダーフリーに関わる全般的な状況分析を話して頂いた。コーディネーターは共同代表の橋本ヒロ子さん。

最初に、橋本さんから、条例をめぐる各地のバッシング状況について短い報告があった。その説明からだけでも、バッシングする側が、各地で地方議会の中のジェンダー問題に頑なな議員を使って、行政に圧力をかけたり、男女平等を進める運動を分断するために女性の反動グループを利用する運動の全国的な展開が浮かび上がってきた。バッシング側の同一の方法論と論理から窺われるのは、「新しい歴史教科書をつくる会」や神社神道などの組織的な動きだ。自治体の男女平等に関する審議会などが、基本法の精神にそって前向きな答申や条例案を提案しているのに、行政がひるんで、譲歩や後退をよぎなくされている実態がはっきりと見てとれる。



## 【汐見稔幸さんのお話から】

教育基本法の「改正」や道徳教育の重視が急浮上しているが、これは憲法「改正」の動きと連動している。

教育基本法は、1946年、来日した教育調査団から、15年戦争は教育における民主主義の欠落と、それまでの教育が天皇の専決事項として議会の議論すら行われなかつたこと、国定教科書によって誤謬を質すシステムがなかつたことに起因していると指摘され、それを受けた設置された教育刷新委員会で、憲法と平行して議論されて制定された。

当時はまだ「教育勅語」を是とする勢力もあり、人格の完成をめざすべきとする勅語廃止論者と対立したが、基本法には「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の

形成」と明記することとなつた。そして、教育がその目的のためにあるとして、教育行政について「必要な諸条件の整備確を目標」というタガをはめている。

しかし、最近の国は教科書の中身すら教育の条件整備に含まれると解釈している。

基本法の改正を主張する議員は、改憲論者でもあり、小泉内閣の閣僚にも多い。副大臣や文教委員会にも配置され、市場主義者や自由論者と対立している。小泉内閣の登場でこれまでの方針は大きく変わり、最大のタカ派内閣となった。経済の行き詰まり、沈没を目前にしている焦りが短絡的な愛国者育成に走らせている。

現中教審は、基本法の見直しのための特別委員会だが、基本法というのは、新しい課題が出るたびに付け加えていく性格の法律だろうか。「望ましい人間像」の答申では、国を愛する心は天皇を愛する心だと言うが、本来は大人の生き方を見ていて国を愛するか、愛せないかが育つ。今、国が言っていることは、愛せない国でも愛しなさい、ということで、それが彼らの求める愛国心。彼らは戦後の弊害のすべてを教育のせいにしている。

#### 【竹信三恵子さんのお話から】

「男女平等政策バッシングの背景にある恐怖の感覚」

現在のバッシングは、変化を見たくない、戻したい、変えたくないというオストリッチ症候群である。「男は仕事、女は家庭」というのが戦後の平等だった。これが「性別役割分業の見直し」になって、変えたくない人々の不安を呼んでいるのだ。

日本社会は、福祉や育児は女のただ働きでおこなってきた。だから、女が働くのはいいが、無償労働も自分で都合をつけろ、になる。専業主婦の必要性がさしてなくなったにも

かかわらず、育児・介護期は家庭に戻れということは、基本的に女が働くことを軽視しているということ。福祉元年もオイルショックでサッチャリズムにつながった。男女雇用機会均等法ができたが、働くなら男並みと男の発想になり、制度の不備も女性は自分の責めにした。高給取りの女性と家庭に戻る女性に分断、結婚しない女性も増え少子化が進む。90年代以降、男のリストラ時代となって「世帯主の男性が家族を養う」という基盤が弱まった。不安定雇用の女性は3分の1から2分の1になった。

男女共同参画社会を嫌うのはどのような人々か。家父長制の恩恵をうけてきた既得権益をもっている人々をトップとするピラミッド型の頂点の階層は、「男」として保障されていたものが「能力」という不透明なものに変わることに不安を覚え、失墜を恐れている。彼らは、例えば現内閣の女性閣僚のようなエリートをつくる男女共同参画は認めるが、それ以下の男女共同参画をとんでもないことと考えている。

さらに、上記のトップ層の下には、新しい思想や潮流について行けない人々がいる。旧来の価値観のまま知的活動をしている学者なども含まれる。ついで、その下にはトップ層に楯突けない枠組に組み込まれている人々がいて、既得権益からは落ちこぼれているが現行の建前にどらわれ、男性中心成産業の中で自分がつぶされるという恐怖をもちらながら男女平等グループを攻撃する。さらにその下には、正社員+専業主婦層がある。この階層は、妻の無償労働と専業主婦制度に支えられているから、おちこぼれる恐怖にかられて攻撃に加わる。夫婦別姓に反対する女性議員などもここに入る。支持者の姑世代に支えられ、社会の流れのベクトル、因果関係を逆にどらえている。

こうした現象は日本だけではない。タリバーンもそう。自分たちがコントロールできる対象は家族や女性だから、それを支配できる構

造にこだわる。95年の女性会議の準備会議では、イランの保守派とバチカンは同じことを主張していた。アメリカのブッシュの場合は、キリスト教原理主義ということだ。日本では、新しい歴史教科書をつくる会などで、すべて変化に対応できないオヤジ同盟だといえる。

### 【質疑應答・意見交換】

●：条例化さえすれば男女平等政策が進むと思う傾向があると感じる。運動の点を線にするにはどうしたらよいか。

■: 条例はシステムの一つだ。具体的な例を挙げながら宣伝していくことが必要だ。

森尾：応援グループが足りないし、別のキーワードを探りながら、つながることをしなくてはならない。ジェンダー・フリーそのものが混乱しているので、しなやかな言葉に作りかえることが必要だ。閉塞構造から新しい構造システムへ変わっていくことだということを共有していくべきだ。男女の違いを気にする必要はなく、男女で差別することがいけないので。そこが混同されている。

「男も楽になれる」ということを伝えしていく。リストラはマイナスかもしれないが、仕事がないということがどういうことかを女性と共有できる機会でもある。

## ◎ マスメディア対策は?

：文句があれば抗議や事実確認をすること。記者を説得すること。こちらの気持ち伝え、マスコミ側の真意を知ろうとすること。自分達の行動をきちんと伝えることは自尊心の問題だ。そして読者欄を最大限活用すること。マニュアルをつくることも有効だ。

：情報を流すことの困難を感じる。バックラッシュ側の情報キャッチは毎

い。運動側がじっくり話し合うことも必要な  
ので、直メールをどんどん流すことにした。

【質問】マスコミへの連絡は、掲載日の前後2日間位がよい。広報室や編集局長質が対応するだろう。

■：行政・企業と住民とのコラボレーションをさぐっている。また、女性運動は子どもの権利などと連携していかねばならないと思う。

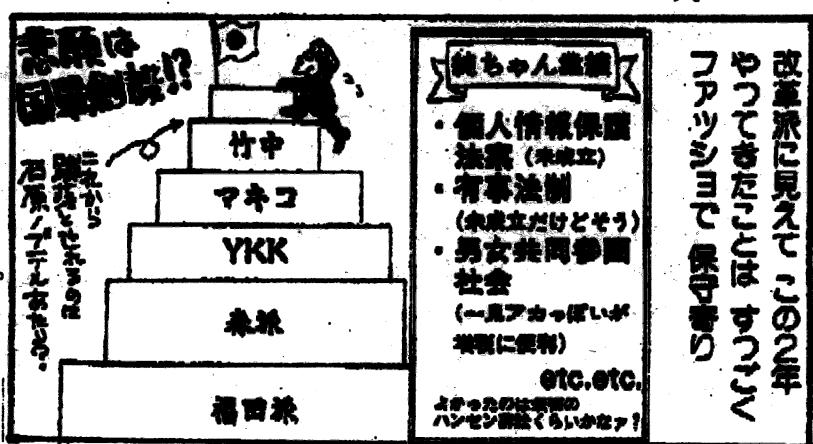
## 【まとめ】

**沢見さん**：バックラッシュ側のチラシなどは、恐怖をあおるような作り方をしている。ワンパターンなのは組織化をあらわしている。だから、チラシ分析をきちんとして、批判することが必要。それによって相手の足を掬うことができる。

もう一つ、女性の産む主導権を發揮すること。そして自信をもって戦略をつくることだ。

**竹信さん**：賃下げと少子化が進んでいる今、相手を脅かすメッセージでなく、変わることを示していく。新聞には下支えがない段階だと条例の流れを書きにくい。

戦略目標を明確にして、作戦会議を開いて盛り上げていくことが必要だ。運動のノウハウも蓄積し、多数派工作もしなくてはならない。ロビイングのノウハウをもっと知ることが必要だし、教育分野へのアクセスや右翼への対抗など、必要なことをしていこう。



(まとめ 永井よし子)

# 「女性差別撤廃条約の実施状況に関するレポート審議」

山下泰子

## 【CEDAW のレポート審議】

女性差別撤廃条約は、締約国に4年毎に実施状況レポートを国連に提出するよう義務づけています。そのレポートを国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）で審議し、国別にコメントを出すという方法で、条約の履行を確保しようというシステムです。今年7月に開催される第29会期女性差別撤廃委員会で、日本の第4次（1998年8月提出）・第5次レポート（2002年9月提出）の審議が行われることになりました。

## 【「日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク」（JNNC）の結成】

日本レポート審議にむけて効果的なロビー活動を行い、この機会に女性差別撤廃条約を私たちの身近なものにするために、2002年12月23日、「日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク」（代表世話人：山下泰子）が結成されました。設立会合には、全国から20ほどのNGO、35名が参加し、北京JACからは清水澄子共同代表が出席しました。

## 【坂東真理子男女共同参画局長と面談】

2003年1月17日、JNNC代表7名（清水澄子北京JAC共同代表を含む）が、内閣府に坂東局長を訪問し、CEDAW審議に関する情報の公開、NGO・国会議員と政府関係者との検討会への協力、CEDAW第29会期中のNYでの政府とNGOの懇談会の開催、CEDAW審議の際の日本語同時通訳の要請などを行いました。

## 【CEDAW 作業部会でのロビング】

第29会期女性差別撤廃委員会のための会期前作業部会が、2003年2月3日から7日まで国連本部第9会議室で開催され、そのためにJNNCから13名の代表がニューヨークへ飛び

ました。3日の午後3時から4時まで、日本から参加した5つのNGO（国際女性の地位協会、日弁連、WWN、自由人権協会、反差別国際運動日本委員会）による意見表明と作業部会のCEDAW委員との間で質疑応答が行われました。パートタイム労働、児童ポルノ、人身売買、セクハラ、NGOとの関係など多くの問題が話し合われ、極めて有意義でした。

また、3日夜には斎賀富美子CEDAW委員との夕食会、4日昼にはシャムシア・アーマッド委員（インドネシア）との昼食会もあり、個人的な意見交換もできました。

## 【日本政府への質問事項の検討会へのお誘い】

このほど、女性差別撤廃委員会から日本政府へ、第4次・第5次レポートに対する質問事項が提示されました。これに基づいて、7月の第29会期女性差別撤廃委員会で審議が行われる重要な文書です。JNNCでは、この英文文書の日本語訳を発表し、内容の検討を行いたいと思います。一人でも多くの方にご参加いただき、討議に加わっていただくとともに、ここで配布される資料を持ち帰って各NGOでご検討いただきたいと思います。

\*\*\*\*\*

検討会：3月5日（水）18:30-20:30、東京ウイメンズプラザ研修室、資料代500円、事前申し込み不要。JNNCについての情報は、<http://www.jaiwr.org>に掲載しています。

北京JACもカウンターレポートを提出し、NYでの審議の傍聴に参加しませんか？

## 「人間の安全保障シンポジウム」

～人間の安全保障・国際社会が様々な脅威に直面する時代におけるその役割～

2月25日、赤坂プリンスホテルにおいて、午前9時30分から18時過ぎまで、上記のシンポジウムが開かれた。共同議長は、緒方貞子前国連難民高等弁務官・アフガニスタン支援担当総理特別代表、アマルティア・センケンプリッジ大学トリニティ・カレッジ学長。23、24日に同委員会の第5回会合が持たれるのを機会に外務省が開催した。

委員会の意見がまとまったのは前夜。翌日のシンポジウムでは、プログラムと挨拶文以外には委員会の報告要旨も配布されなかった。

委員会は、2001年6月のニューヨークでの第1回から年2回のペースで回を重ねて今回5回目。外務省主催の関連シンポジウムは今回で3回目となる。毎回1000人ほどの参加があるが、今回はやや淋しかった。

シンポジウムは3部構成。第1セッションは「紛争下の人間の安全保障」で、リードオフは緒方貞子さん。紛争下の人間の安全保障、特に人の移動、難民・避難民の保護、エンパワーメント（能力付与・強化）の理想と現実、人道支援と開発援助のギャップ、共存などについて現状分析と国際社会が取るべき方策に関する提言議論をおこなった。パネリストは前ボーラント・外相・歴史学者のゲレメック委員、コタリカ議会議員で米州人権機構議長のピカード委員、前タイ外相・下院議員・学者・ジャーナリストのビスワン委員。従来の安全保障を超えて人間の安全保障の概念を作りたいと話す緒方さんの目的は、国家と個人、人道と国益、紛争やテロなど軋轢の中で手応えはあったのだろうか。委員諸氏が熱心に質疑する姿にも、情報の解釈の限界や認識の難しさが窺われた。

第2セッションは「開発と人間の安全保障」。リードオフはセン共同議長。パネリストはハーバード大ケネディスクール・エクイティ・インシアティヴ所長のチェン委員、元GATT・WTO事務局長でコールマン・サ

ックス・インターナショナル社長のザザランド委員、国連開発計画ヨーロッパ・CIS局長のミジェイ委員とゲレメック委員。このセッションでは、貧困と社会保障、ガヴァナンス、国際的な協力のあり方、健康・教育分野に焦点をあてた現状分析と国際社会が取るべき方策について取り上げた。

第3セッションは「理論と実践」（人間の安全保障の実践例の紹介と現実への適用）がテーマ。ピカード委員とスリン委員のリードオフ、武見敬三参議院議員・元外務政務次官、ミジェイ委員、石川薰外務省国際社会協力部長の3人がパネリストになって、「人間の安全保障」の観点から、委員会が「アウトリーチ（現場との対話）活動」を行った地域について報告を行い、人間の安全保障を実践の場に導入する際の課題について議論した。

会場からはそれぞれのセッション毎に質問が寄せられ、委員から応答があった。これまでの参加者が女性が多数を占めていたのに比べ、この日の参加者は男性が圧倒的で、また、いつもは少数の若者の参加が多く、委員の発言の中でもしばしばそのことに触れられた。

緒方議長を除き唯一の女性委員のピカードさんが、ジェンダーの視点を重視するよう何度も発言していたのが印象的だった。特に貧困、非識字、健康、教育などの面で女性が脅威にさらされていることを指摘、女性に焦点をあてるとの重要性を主張していた。

委員会は①紛争下での人々の保護と能力付与②移動する人々の保護と能力付与③紛争から平和への移行期における人々の保護と能力付与④経済安全保障—様々な選択肢の中から選ぶ力⑤人間の安全保障にとっての健康⑥人間の安全保障実現のための知識、技能、価値観の6項目について報告を行い、主な提言として8点を示した。

（永井よし子）

# ～～日中平和友好条約25周年中国女性代表団をお迎えして～～

歓迎実行委員会事務局長 清水澄子

北京JAC共同代表

昨年九月、日中国交正常化三十周年を記念して「世紀の約束—日中女性の集い」が北京で開かれた。日本から460名が参加し、「日中女性友好宣言」の決議、中華女子学院での植樹祭、万里の長城で「日中不再戦、子々孫々友好連帯」のリボンデモストレーションで、日中両国女性の連帯と役割を確かめ合った。

今年は日本と中国の戦争状態を集結した国交正常化の基本的な約束「日中共同声明」を法的、国際的な約束に仕上げた「日中平和友好条約締結25周年」である。今度は日本对中国女性代表団をお迎えする番である。中国側の事情で2月21日から27日まで10名の訪日希望が寄せられた。しかも昨年11月20日のことである。早速三木睦子代表の名で歓迎実行委員会の設立の呼びかけがなされ、参加意志の表明のあった団体と個人有志が中心となって立ち上げられ、全ての政党の女性議員に働きかけることを確認し、準備期間が僅か二ヶ月余りで相当困難な作業であることを決意して作業を開始した。

中国女性代表団のメンバーは、李鵬首相に次ぐ国会副議長で中国婦女連合会の主席である彭珮雲さん、国会議員で元科学技術省の大臣朱麗蘭さん、福建省副知事王美香さん、婦女連合会書記長黃晴宜さん等々、中国の女性最高指導者を中心とした十名であった。このような構成メンバーをお迎えできたのは、1978年の「日中平和友好条約」発効を記念して黄甘英団長他21名の団と、1982年の「日中共同声明十周年」に康克清団長他12名の歓迎以来となる。だから、21年ぶりの日中友好女性交流といえる。しかも、実行委員会の構成に自民党から共産党まで名を連ねたことは無いと苦言を寄せられたものの全党派で友好連帯を表せたことはまさに初めてであり、女性ならではの成果であったといえよう。

出入り一週間という代表団の日程のメインは22日の「日中女性の集い」と「レセプション」、23日からの「沖縄での女性歓迎集会」と「懇談会」、26日の衆参両院議長の表敬訪問と女性国会議員との懇談会であった。

22日の「日中平和友好条約25周年—日中女性の集い」は、「日中友好とアジア、世界の平和、女性の役割と課題」と名をうつて霞が関ビルで開催された。各階層のメンバーが350名、まさに老、中、青で会場は熱気にあふれていた。創価学会婦人部の八矢弓子さんの司会に始まり、杉森長子さん(婦人国際平和自由連盟会長)の開会あいさつ、ついで三木睦子実行委員長が「イラク、北朝鮮を巡って緊迫した状況にあるがアジアで再び戦争を起こさないために日中両国の緊密な連携」を訴えて歓迎のあいさつを行った。彭珮雲団長は「日本の友人と旧交を温め、新しい友人の輪を広げると共に、条約25周年をともに祝うために集まつた。日本と中国は歴史と文化の深いつながりを持ち、長い歴史の中で人々の心に残る美談を残したが、一方で日本の軍国主義の侵略によって中国は多大な災難をこうむつた。しかし、中日両国の努力で国交正常化を実現し、ここ数年の間に経済、文化、人事の交流は飛躍的に拡大した。両国は常に「歴史を鑑とし未来に目を向ける」考え方を忘れずアジア地域の平和に貢献しよう、そして、女性の地位向上、男女平等の実現、環境や世界平和の維持など広い範囲の実質的な交流を続けていこう」と訴え、若い層の参加と両国女性の課題を深く語りあい平和で美しい未来を創り出すための努力をよびかけた。

次の「基調報告」は、世界がアメリカによるイラクへの攻撃と「北朝鮮」を巡って戦争の危機に覆われている今、日中両国女性が「日中平和友好条約」の理念を再確認し、戦争防止のための女性

○の役割をポイントに清水がを行った。1972年の日共同声明では「日本は戦争を通じて中国人民に重大な損害を与えたことについて責任を痛感し、深く反省を求める」と明記しており、さらには「両国のいずれもアジア太平洋地域において霸権を求めず、霸権を求めるいかなる国による試みにも反対する」と誓っている。こうした原則の上で日中間の戦争を終結し、条約作りに入るが、日本では霸権をめぐって紛争し、条約締結に6年を費やした。1978年によく日中平友好条約締結にこぎつける。条約には「平和五原則」を基礎に、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認し、霸権を求めるいかなる国による試みにも反対する」と誓っている。先達が約束したこの高邁な理念を、いまこそ日中両国女性が実行を迫り、世界に発信する行動で東アジアの冷戦を解消し、イラク戦争防止の行動に生かしていく。同時に2000年の国連安全保障理事会に提出し採択された「北京行動綱領」コミットメント、紛争の防止、管理、解決のために女性の意見が反映できるシステムなど「国連決議1325号」を実施するための共同行動を提案し、女性の役割を果たそうというものであった。

○朱さんは「中国の経済と科学技術分野における女性の進出と役割」、黄晴宜さんは「中国の女性の現状と課題」を報告した。いずれも中国政府は北京会議以来「男女平等はわが国の社会発展を促進する基本的国策」と方針化し「婦女権益保障法」を策定し、あらゆる分野の女性の社会参加と政治参画を促進していた。それは女性の科学技術分野においても同様である。

日本の女性運動の報告として酒井和子さん（均等待遇アクション）からパート化する女性労働の実態と同一価値同一賃金の実現や実効性のある性差別禁止法の必要性などの報告、JACの橋本ヒロ子さんからは北京会議後の男女平等関連の法制化や変わらぬ賃金格差、右翼による男女平等パッキングの報告があり、NGOの草の根からの男女平等の推進と平和の構想についての提案があった。

新日本婦人の会の井上美代さんはイラク攻撃に反対する意見広告運動やイラク戦争反対と、戦争や核兵器ゼロのアジアと世界をめざそうと訴えた。

日中平友好条約25周年をふまえて「日中の未来と女性の役割」では、張静さんが（婦女連国際部長）、新中国建国以来の日中女性の友好交流の基盤が今日の発展につながったこと。但し日本の指導者の靖国神社参拝や新たな歴史教科書の問題について批判はあるが、両国女性は霸権主義強権政治に反対し、国連憲章と国際法の基本原則を大切にし、相互の交流活動と平和実現を努力しようと主張した。

総じて、平友好条約締結に奮闘した当時の外務大臣園田直氏の夫人である園田天光々さんから鄧小平氏や鄧穎超氏のエピソードが話され、高良真木さんが（日中友好神奈川県婦人連合会）北京会議で決定した「紛争下の女性への性暴力」の解決のために日中の連携と21世紀を担う世代に友好精神を引きつごうと発言。会場から30才の三浦美穂さんと20才の不破野佐知枝さんが若年層の相互往来を強めていこうと発言があり、最後に江尻美穂子さん（津田塾大名誉教授）から日中友好の連帯がアジアの平和を決するのだと力強い挨拶で締めくくった。続くレセプションも満員となり、山下泰子さんの司会、土井たか子さんの挨拶、各政党の女性議員のスピーチと黎明合唱団で盛り上がった。

翌日からは沖縄訪問（次回報告）、26日には衆参両院議長への表敬訪問を行い、女性国会議員との懇談会を行った。各政党から22名の出席があり、50分という時間帯であったが、1分スピーチで、より深い交流は今後の課題となった。それでも備ただしい行程であったが中国の代表団は、日本の女性たちが一所懸命とりくみ活動していることに感動したようであった。その中で私は朱さんに問い合わせたことが心にひつかかっている。それは日本の女性の政治への進出という場合、政治家としての基本的な条件についてどこでトレーニングを行うのか、ということであった。重要な指摘である。

## 女性差別賃金にやっと光が……

### 昭和シェル裁判全面勝訴を通じて見る

中島通子（弁護士）

去る1月29日、東京地裁は喜びの声と拍手に包まれた。昭和シェル石油を賃金の男女差別で訴えていた野崎光枝さんの主張が全面的に認められて、会社は野崎さんに4536万円を支払えという判決が出されたのである。これまでの賃金差別裁判で認められた中で過去最高の金額である。在職中の賃金差別分は定年までの8年間だけの請求だったが、これに退職金、企業年金、公的年金の将来分まで認められたからこれだけの金額になったのである（下記一覧表参照。なお年金の将来分について請求の額と認容額に差があるのは、中間利息の控除に関する計算方式のちがい）。年金について損害と認められたのも画期的だが、つまり女性は、賃金で差別されると、生涯にわたってこれだけの損害を受けることが明らかになったのである。

内容の点でも画期的といえる。第一に、会社は、男女別ではなく職能資格制度という賃金制度で、性にかかわりなく公平に資格を定めてきたと主張し、野崎さんが主にやってきたタイプ業務は定型業務なので、資格は上がらなくても当然だといった。これに対し判決

は、女性差別がなかったら、野崎さんは合併前はFランク、合併時はS2に格付けられたと認めるのが相当であると、職能資格制度に隠された女性差別を見ぬいた。

第二に、この格付けは、比較対象の男性全員が昇格したことを前提にしていないことである。野崎さんの勤務成績または勤務態度が、他の社員より劣ることを認めるに足りる証拠はないとして、男性の大部分がS2以上になっているから野崎さんも低くともS2であったとしている。この点で同期の男性100%が昇格した場合に差別を認めた芝信用金庫事件判決を一步こえたといえる。

第三に、会社は最近の野村証券事件判決などにならって、改正均等法以前は配置、昇進の男女格差は違法でなかったと主張したが、判決は、社会的状況を考慮しても、差別取扱いは許容されないと断定した。

このところ続いた賃金差別に関する敗訴判決の流れに歟止めをかけ、職能資格制度などの名のもとに見えにくくなつた女性差別賃金の是正に弾みをつけるものといえる。会社は控訴したので、まだ裁判は続く。

#### 昭和シェル石油の男女差別裁判 — 請求額と裁判所認容額の一覧

| 請求の項目   |                            | 請求額        | 裁判所認容額     |
|---------|----------------------------|------------|------------|
| 月例賃金・賞与 |                            | 18,248,236 | 18,248,236 |
| 退職金     | 退職一時金                      | 4,335,862  | 4,335,862  |
|         | 企業年金(平成14年2月まで)            | 5,270,148  | 5,270,148  |
|         | 企業年金(平成14年3月以降<br>：平均余命まで) | 5,274,788  | 4,070,268  |
| 公的年金    | 平成14年2月まで 分                | 5,327,712  | 5,327,712  |
|         | 平成14年3月以降<br>：平均余命まで 分     | 5,332,403  | 4,114,726  |
| 慰謝料     |                            | 5,000,000  | 0          |
| 弁護士費用   |                            | 4,120,000  | 4,000,000  |
| 合計額     |                            | 52,909,149 | 45,366,952 |

## 岩手県で女性たちがDV無作為調査を実施

### 結果は厳しい女性への抑圧状況を示す

ゆのまえ知子

3月1日（土）に盛岡市で「ドメスティック・バイオレンスのない社会をめざして——岩手の実態調査にみる現状と課題——」というシンポジウムが約160人の参加者を集めて開催された。

主催はいろいろな女性グループの集まりである「男女共同参画エンパワメント・いわて実行委員会」である。このグループと私の関わりは、昨年6月、仙台の女性学会で、自治体DV実態調査の検討と課題というテーマの私の発表を、代表の田端八重子さんはじめ数人の方が聞いて下さったことに始まる。すぐその場で岩手県内のDV調査の協力依頼を受けた。この活動は文科省の平成14年度男女の家庭・地域・生活充実支援事業の委託である。

#### 独自の調査内容

10月から4回、土曜日の盛岡通いで、DVの基礎知識と先行調査の内容と方法の概略の勉強会を行い、調査内容の検討に入った。先行調査の実績を踏まえた上で、より新しい要素とその地域の独自性を加味し、かつ全体のバランスをとろうとすると、思いのほか時間と労力がかかるものである。この間の岩手の女性たちの辛抱強さには敬服である。

1月の調査実施では、配布数3200（男女同数）、回収率は33.3%であった。

今回調査には次の4つの特徴がある。①市民による提案と実施である。（都道府県レベルでは初）②市民と研究者による、行政や調査会社の協力を得ながらの共同作業である。③調査内容の特徴として、1、県内地域別比較が可能なようなサンプル抽出 2、他の同

居家族からの暴力と夫・パートナーからの暴力の関連 3、こども時代の暴力との関連 4、DVの被害と女性の健康状態との関連、をみることが可能である。

当日は主催者による事業の経過報告と行政からのDV法施行後の対策、戒能民江さんによるDV防止法改正に関する基調講演、シンポジウムは、調査実施に加わっていただいた地元の研究者の方から調査結果の地域間比較、男女比較、私からは他の調査結果との比較を発表した。

#### 高い精神的暴力と性的・社会経済的暴力の被害

身体的暴力の経験率24.6%は、東京都33.0%、東北農村地域37.5%に比べ低い。しかし精神的暴力63.1%は、東京55.9%、東北農村44.5%に比べて高く、性的暴力39.2%も、東京20.9%、東北20.0%に比べ非常に高い。また社会経済的暴力26.0%も東北農村14.8%に比べ高い。また男性の加害経験率は女性の被害経験率にほぼ同じ位である。正直に答えているが、暴力と認識していないことがうかがわれる。

日常の健康状態を聞く20の項目では、大部分に暴力を受けている女性と受けていない女性の有意差があった。横浜市の暴力を受けた女性の健康状態より、岩手県の暴力を受けていない女性の健康状態の方が悪いのには驚いた。これらの結果からは、岩手県の女性に対する目に見えない抑圧状況の強さが浮かび上がっているといえるだろう。今後よりいつそうの啓発、相談体制の拡充が求められる。

## 「条例」成立まで見守りましょう！

北京JAC仙台ニュースより

(2008.1.31)

昨年、11月15日仙台市ジェンダーフリー協議会は市長に「男女共同参画推進に関する条例のあり方」についての最終答申を提出しました。現在、市当局が答申に基づいて条例化され、2月定例市議会に市長から提案される予定です。

答申にあたっては市民意見の公募や意見交換会、財団の条例研究会による意見収集など様々な形で市民の意見が集約され、北京JAC仙台会員も機会あるごとに意見を表明してきました。協議会の答申はそれらを反映したものとなっています。

このような経過で市議会に提案されるのだから決まったも同じと安心している方も多いと思います。ところが、12月議会の本会議と常任委員会(市民教育委員会)で、男女共同参画についての質問が出され、その中には、「ジェンダーフリーのような特定の思想」「らしくあることは我が国の規範である」「リブロは性道徳の退廃をもたらす」「訳の分からぬ横文字を使うな」などの言及がありました。単なる誤解からの質問かもしれませんか、現実とあまりにもかけ離れた質問でした。質問をした男性議員たちは、女性の味

方と言いつつ、女性の側にたち、共に並んで歩くのはイヤなのかなー…聞いてみたいものです。

条例は、市が行政サービスを公正に行うための道具です。私たちの個人の生活は基本的には自由ですが、行政には市民に公正な施策を行うための対応マニュアル(条例が基本)が絶対に必要です。私たちは、女性として、社会の中のいろいろな場面で不公平感をもった経験があります。市の条例はぜひとも、時代を逆戻りさせない、女性も一人の人間としてその尊厳が守られることを目的に掲げた答申に則したものであって欲しいと考えます。

条例案は議会で賛成されなければ成立しません。北京JAC仙台は、市民の声を集めてできた答申が条例化、制定されることを願い、「男女平等のまち・仙台」をめざす条例の制定を実現する市民ネットワーク(代表長池博子さん)の立ち上げに賛同しました。今後、条例案に答申内容がきちんと盛り込まれているかどうか検討しつつ、ロビー活動をしたり、個々の議員の動向にも目を向けていきたいと思っています。条例成立までしっかり見守っていきましょう。

(木村さち子)

2月26日、委員会で可決を見た条例案は、3月14日に可決成立する予定です。

世界女性会議  
ネットワークニュース より (2008.1.30)

## 『Women In Black』をご一緒に

中川 加代子

昨年の9・11以降、アメリカのアフガニスタンへの攻撃がささやかれるなか、「黙って戦争が始まると見てられへん」、「じっとしておれない」という居たたまれない思いをもつ女たちが集りました。「戦争反対の気持ちを行動で表したいけど、一人だったらどうしたらいいかわからない」「勇ましい感じの集会には参加しにくい」…。じゃ、思いのある人ならだれでも、一人でも気軽に参加できる行動をして、平和を求めていこう、ということで、『女たちのピースアクション』の活動が始まりました。

一番最初は、ピースメッセージを布に書いてもらい、それをアメリカ領事館の前で繋いで広げました。大阪駅前で一言メッセージや歌でアピールしていると、「私も書かせて欲しい」という人が何人もありました。

今、またイラクへの攻撃が始まろうとしています。イラクの、今までの空爆による被害者の悲しい目も、劣化ウラン弾のむごい後遺症も、10代で家族の暮らしを支えてきたのに兵役に行くため夢の実現も奪われてしまう少年のことも、私たちは知っています。それでも、ブッシュ大統領は戦争への道を突き進み続け、この国の首相は「NO！」と言わない。

「女たちのピースアクション」は、世界各地の紛争地域で、女たちが定期的に黒衣で街頭に立ち、黙ってプラカードを掲げてアピールしてきたという『Women In Black』で、私たちの平和への思い、犠牲者を悼む思いを伝え、広げていきたいと思っています。毎月しますので、参加できる時、参加してください。すでに行なっている東京・福岡の女たちとともに始めましょう。

毎月第一木曜日 午後7時～8時

《2/6・3/6・4/3・5/1・6/5・7/3・8/7・9/4・10/2・11/6・12/4…》

JR大阪駅・広告塔前で、黒い服・黒い布を身に付けて、黙って立ちます。

アピールしたいことを紙に書いて持ってもいいですね。

アフガニスタンへの攻撃を止めることはできなかったけれど、まだ黙ってみておれない。一緒に立ちましょう。

東京のWOMEN IN BLACK ACTIONは、毎月第1・第3金曜日の19時～20時  
新宿南口広場でスタンディングを行っています。

## 「人間の安全保障委員会」報告書について

第6回の学習会は、外務省総合外交政策局から内田浩行さん（国際社会協力部国連行政課首席事務官）をお迎えして、

“人間の安全保障委員会”報告書の草案のあらましを伺った。講師への質問、そして、参加者が過去5回の学習で考えてきた意見を交換したり、人間の安全保障について、具体性のある充実した学習会となつた。

### 内田さんのお話から（草案について）

- ・ ドラフトはまだ。2/23・24の第5回委員会で詰める。
- ・ 報告書は、“紛争と人間の安全保障”（緒方貞子さん）と“開発と人間の安全保障”（アマルティア・センさん）という2本柱。
- ・ 委員会の役割は人間の安全保障の定義化と問題点を指摘すること。
- ・ 報告書の構成は、紛争、開発、提言。紛争では人の移動に着目、開発では保健、基礎教育を具体的にどうやっていくか。
- ・ protection 保護と empowerment 強化を思想とする。
- ・ people を対象とする社会 community づくりを中心にする。
- ・ 個々人が国家から必ずしも守られていないで、国家から脅威を受ける。
- ・ ジェンダーという言葉が入っているかどうかわからない。しかし重要。
- ・ 人間の安全保障基金の現状について。（総額190億円）
- ・ 人間の安全保障は日本のユニークな取り組み。各国もそれぞれ活動している。
- ・ 日本が一生懸命すれば国際的にも理解が上がっていく。
- ・ 国家の安全保障と人間の安全保障、両方とも重要。

### 外務省の今後の方向について

- ・ 2/25に、外務省主催で、1000人規模の国際シンポジウムを開催予定。
- ・ 広報を人間の安全保障委員会で進める。世界各地でシンポジウムを開いたり、サミット、各会議でアピールしていく。委員会にアドバイザーランドを作ること。

### 意見交換から

- ・ ジェンダーの視点をもっと入れてほしいという強い希望がある。
- ・ 軍事の強い外交と人間の安全保障のやさしい外交は、2面性ではないか。
- ・ 人間の安全保障が国家の安全保障をどう変えていくかという相関関係が大事。
- ・ 国家の安全保障のあり方を議論することが必要。
- ・ 委員会に、安全に生きることを保障する国家の安全保障を組み立ててほしい。
- ・ 国家の安全保障と、人間の個人としての安全保障は、両立させてほしい。
- ・ 今後の日本の外交のあり方全体を組み込むような委員会の報告を出してほしい。
- ・ 委員会の報告が、私たち一人一人にも関係のある内容であってほしい。
- ・ 私たち日本が柱を打ち立てたのはすごくいいことだと思う。
- ・ 理念をきちんと打ち立てて、いろんな国の安全保障も含めて進めてほしい。
- ・ 外交の考え方、思想、平和への定義が進化したと受け止めたから期待が大きい。
- ・ 国内的にも、広報して広げてほしい。
- ・ 私たちには、国内の問題、国外の問題という分け方はない。日本も海外も同じだ。

（文責：黒見節子）

## ~~~~~事務局から~~~~~

- イラクへの武力行使の動きをはじめ、世界情勢も国内の流れも、あわただしいこのごろです。特に男女平等政策や意識変革に対する抵抗がかまびすしく感じられます。千葉では、骨抜きになる条例はいらない、という声を女性たちがあげました。JAC主催の2月11日の集まりは、これから女性たちの運動への示唆も含め、有意義な会となりました。
- 中国女性代表团の日本訪問、人間の安全保障国際会議など、世界平和を願う声は決して小さくはないのに、マスコミの報道は偏っています。大きな好戦的勢力が世界の運命を牛耳ってしまう政治的メカニズムの恐ろしさを思わざるを得ません。とはいって、どの国の、どの世論も、平和を願う声が圧倒的なのが頼りです。
- 今年は統一地方選の年です。女性の政治参画を実践する女性たちが、日本の各地で動いています。出る人、出す人、支える人、北京JACの会員や地域コーカスの方々で関わっている方も大勢いらっしゃいます。そのため、4月開催のJACの総会を例年どおりの時期にもつことが困難です。したがって、本年は、5月10日の土曜日午後に開催する予定です。詳しくは次号でのご案内になりますが、どうぞ日程表に加えておいてください。

『北京JACマンスリー 第69号』  
2003年3月1日発行  
編集・発行 北京JAC事務局  
担当世話人 永井よし子  
113 東京都文京区本郷1-33-9  
コーチュ後楽園廣本ビル802  
T/F 03-5689-6828  
メールアドレス [jac@pop06.odn.ne.jp](mailto:jac@pop06.odn.ne.jp)  
郵便振替番号 00250-7-66426  
北京JAC事務局

## 北京JAC カレンダー

### ★2003年3月30日(日)

世話人会 13:30~17:30

北京JAC事務所

議題:総会について  
その他

世話人の方はご出欠をご連絡ください

### ★2003年度総会

日時:2003年5月10日(土)

午後

会場:文京区男女平等センター(予定)

お知らせ (前号にチラシを同封しました)

### シンポジウム

「メディアは何を伝えるのか?」

日時:3月14日(金) 18時30分~

会場:パルテノン多摩

042-375-1414

### パネリスト

- ・竹信三恵子さん(ジャーナリスト)
- ・小林富久子さん(早大教授)
- ・小森陽一さん(東大教授)

主催:2005・JAC

問い合わせ:090-6565-3895(杉浦)

北京JACに関するお問い合わせは、事務局まで。ただし、事務局は留守がちですので、ご連絡はFAXでお願いいたします。お急ぎの場合は、事務局長永井宅へどうぞ。  
tel 03-3944-6974 fax 03-3944-9647



## &lt;国際シンポジウム&gt;

## フェミニストがつくる平和～軍事主義を超える～

○ 3月22日、午前10時から午後4時まで、明治学院大学において平和をめぐる国際シンポジウムが開かれた。主催は、アジア女性資料センター、基地・軍隊を許さない行動する女たちの会、婦人国際平和自由連盟日本支部、女性・戦争・人権学会で、お茶の水女子大ジェンダー研究センターと明治学院大国際平和研究所が後援した。午前は4人のパネリストがそれぞれ問題提起の発言をおこなった。以下に一部を紹介する。

## 「沖縄のフェミニストが目指す脱軍事化」

高里鈴代「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」共同代表、那覇市議

○ この数日の戦況を私たちはだれの、どこの目線で見せられているのだろうか。「軍隊は充分訓練されている」とラムズフェルトは言うが、どこでどう訓練しているのだろうか。沖縄か。見えない。イラクは本来安心して眠るべき夜に攻撃を受けて眠れないでいる。

軍事化と父権主義は一体化している。96年に軍事化の問題点を分析する前提として実態調査を行った。米兵による性犯罪は、砲弾は飛ばなくとも戦争状態にあるということ。「戦後」も女性への暴力は続き、戦地と沖縄は直結している。今、米兵は経済的優位がなくなり、暴力と甘言で女性を支配し、2国間の地位協定は完全にジェンダーの視点を欠き、アメリカの暴力を補完

するものになっている。

これからは、沈黙・分断させられている女性が声をあげられる社会にしたい。そのために共通の経験を語り合い、国内的にも国際的にも理解していくかねばならない。また、基地の異説・縮小・撤退議論にはまやかしがあり、実態は拡大と新設だ。沖縄を訪れるだけが軍事化をとめることではなく、地域の課題にフェミニストの視点で向き合って行動することが必要だ。

## 「弔いのポリティクス」

大越愛子「女性・戦争・人権学会」

近畿大学教授

言葉が事実を隠蔽している。戦争システムを取り入れるために言葉がトリックとして使われる。なんのための戦争かを言うのに、「テロ撲滅」「大量破壊兵器の疑い」「民主主義の樹立」などと変わる。暴力を使うことが、秩序のための必要悪だという。

90年代の His Story を暴き出す例として靖国問題がある。「国家が死者を弔うことの是非」「死者を家族に返せ」「死者と弔う家族と弔わない家族」などの議論があった。第一次大戦で国家と死者の県警は最高潮に達し、家族の掟と国家の掟の対置が女性と男性の対置に重ねられ、その女性が男性を支えるという図式だった。国家の暴力を肯定させるための秩序維持の反面、反逆したものは放置された。女性国際戦犯法廷

は、国家が隠蔽したかったもの、国家が正当化したかったもの、国家が押しつけたかったものを暴いたのだ。

「私たちの社会の軍事化を読み解く上で、女性に注目することが必要なのはなぜか」

シンシア・エンロー クラーク大学教授

お茶の水大学ジェンダー研究所客員教授

私たちが注目し続けることが軍事化を押さえことになる。アメリカ国民のすべてがブッシュ政権に共感しているのではない。メディアの役割は大きい。BBCはエキスパートとしての狭い見解に基づく報道を行っている。

このとき、エキスパートとは何か、エキスパートは信頼できるのか、彼らはどのような言説を展開するのか、マンガ等で本質を表し得るか、興味本位ではないか、関心に応えているか、本質的なことに目が届いているか、軍事化の隠蔽に手を貸していないか、沈黙を強いていないか、カモフラージュした言葉を発していないか、などと考へる必要がある。「些細なこと」は「意味のないこと」ではない。何が重要かを説明する能力が必要だ。

夫、家族、政治家、首相、専門家は私を変えようと働きかける。彼らは何が重要かを決め、判断する。彼らは私たちの好奇心すら決めていく。彼らの背後にあるのは、男性化されたモラル、軍事化されたモラルだ。軍事化のプロセスは生活のあらゆるところにある。それを見極めることが大切だ。

\*\*\*\*\*

### ミニニュース

3月24日には、シンシア・エンローさんを迎えて、脱軍事化をめざす女性ネットワークを広げるために、「脱軍事化のために必要なこと—女性の分断を超える」と題したシンポジウムがアジア女性会議ネットワークの主催で開かれた。問題提起者に女性国會議員やWomen in Black 東京からの参加を得、エンローさんの基調提言と絡み合って、興味深い展開となった。

社会制度がどのように軍事化されるか、それをノーマルにするにはどうするか。今アメリカ

「脱軍事化社会に向けて一人間のための安全保障」

ベティ・リアドン コロンビア大学教授

平和教育センター所長

脱軍事化のためには単に抵抗したり後退するのではなく、明確なビジョンを示さねばならない。脱軍事化社会の概念をもつことで、軍事化概念を越えられる。これまですべて軍事化を進める側にあつた言説を脱するのは、自分の問題に焦点を当てる事だ。それが *human security* であり、長期的・短期的なビジョンが必要だ。

そのためには価値を作りなおすこと、家父長制の特権のパラダイムを分析することだ。女性は経済面での権力構造の最低部に置かれ、男女の不均衡はジェンダーの不公平からもたらされる。日常を動かす制度を見ぬき、政治的エンパワーメントにつなげていくことだ。

安全保障と言うとき軍事化が現実にはある。それは *human security* になっていず、食糧、水、環境、エイズ、健康の視点が欠落している。フェミニストとして安全保障のシステム、概念を変えなくてはならない。経済的平等、人間の尊厳、非暴力こそ重要だという価値観をつくり、社会を変え、紛争を防ぐことにつなげる、そのためにも、憲法9条の軍縮宣言を広げ、不斷の平和維持活動が必要だ。人権の尊重をどのようにい、軍事力以外の方法を探り、女性判事を入れるなど国際刑事裁判所を実効性あるものにしていこう。

(まとめ 永井よし子)

では戦争がノーマルになっているのが残念だが、秘密と特権、議員の資質、男性性の検証に触れたエンローさんのお話を受け、共に JAC の会員でもある参議院議員の福島瑞穂さんが国会でのやりとりの欺瞞性を、沖縄選出の衆議院議員の東門美津子さんが、日米安保が日米同盟になっている現状などを指摘した。WIB からは毎月2回、新宿に黒衣で立つ女性たちの輪について発言、イラクへの武力介入という暴力に対する怒りが会場からの活発な発言につながり、軍事化の多様な様相、プロセスなどが参加者からの発言から浮かび上がった。

(永井よし子)

## 水はすべての人の基本的人権である

清水 澄子

世界の水問題について話し合う「第三回世界水フォーラム」が3月16日、京都、大阪、滋賀県において8日間の日程で行われた。内外から8千人余の参加者と120人を超える水担当大臣が参加し、ヨハネスブルグサミット後、水に関する最大の国際会議になった。さらに6月にフランスで開催予定のG8サミットでも水が重要なテーマとなる。9月末には東京で第三回アフリカ開発会議(TICADⅢ)が開かれるが最大の焦点は水問題である。

いま世界人口の三分の一に当たる人々は水不足に直面しており、10億人以上が安全な飲料水を利用できない状態にある。また、急速な環境破壊や人口爆発は水質汚染や異常気象による大洪水を恒常化させており、開発途上国に生活する社会的弱者や貧困者の多くが低湿地や乾燥地帯などの劣悪な環境の下で居住しているなど「水問題」は21世紀の最大の政治課題となっている。今回のフォーラムでは水と都市、水と食糧など300以上のテーマに分かれて分科会が開かれたのを始め、世界の閣僚級国際会議では「世界水報告書」を確認した。

報告書は昨年ヨハネスブルグで開かれた「環境開発サミット」で合意した「安全な飲料水や衛生施設の無い人の割合を15年までに半減する」という国際目標を達成するための資金の確保と水設備の公的管理施策ならびに達成目標のための「国際監視機関」の設置を求めている。

私は大阪会場で開かれた水供給施設の整備、運営の民間資本導入をテーマとした「水とガバナンス」「官民の連携」のセッションに参加した。

「官民の連携」では、水の「民営化」に積極的な世界水会議(WWC)と批判的なNGO、カナダ人協議会が鋭く対立した。WWC副会長は「水の民営化が目的ではなく、水サービスを受けていない人に水を供給することが重要であり民間

資金の導入を否定するのは犯罪だ」と主張した。また、水道関係企業の国際水協会は「水供給の責任は政府や自治体が負うべきだが、公設民営や法人化など多様な形態が考えられる」と指摘、水道事業の民営化を進めている南アフリカの代表は「国民が安全な水を得る権利の拡大は、民間資金を使わずに進まなかった」と報告した。一方、カナダ人権協議会のモード・パロウ共同議長は「あらゆるもののが市場化の原理に組み込まれていくが、水は人類と将来世代の共通財産であり、民営化、商品化の対象から外すべきだ」と譲らなかった。すでに民営化が進行しているエルサルバドルでは「公共セクターの民間資金導入で競争原理が働く、逆に独占が進んだ。通信や電力の料金が一ヶ月で100%上がった。水の民営化は貧しい人にさらに大きな負担となる」と警告した。中南米やアフリカのNGOからは「発展途上国では、世銀や開発資金によって水の民営化が強制されている」と指摘があり、「民営化された国や地域では富裕層だけが恩恵に浴し、貧困層の幼児死亡が低下した事例は無い」また、「水問題は女性にとってもっとも深刻な問題で、労働組合のストに協力して闘っている」などなど、民営化の実態と反対行動が次々に報告された。世界146カ国587加盟組織の水の労働者が結束している世界組織(PSI)は「あらゆる形態の水サービスと衛生、水資源の商品化と民営化を拒否する。水は公共財として公共部門に留めなければならない。あらゆる政府は公共による水の供給を約束しなければならない。これには十分な財源を確保し、十分なローカルの能力を築くためにも政府が水事業に国家予算の2%という低配分の現状を打破し大幅な予算を要求し、貧困者へのサービスを優先し、水問題を前進させるために国際的な連帯を築いていく」ことを決議した。

# 「定期レポートの審議に関する課題および質問事項一覧：日本」

資料

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC) 訳

会期前作業部会は、第4次、第5次日本政府レポートを審議し、課題と質問が2月7日付けで出された。（文中のページは、英語版日本政府レポートに基づいている。）

\* 各質問の見出しおよび該当箇所は、訳者がつけたものです。<>内の該当箇所は、日本語版日本政府レポートの項目を示しています。④=第4次レポート ⑤=第5次レポート

## 【法制度と国内本部機構】

### ■ 間接差別<⑤第11条1 (4) オ>

第5次レポートの64ページにおいて、間接差別の定義に関しては社会的コンセンサスがいまだ得られておらず、厚生労働省では、現在、諸外国の施策や判例の動向、事例の収集に努めているところであり、引き続き検討を行うと報告されている。この点に関して、現行法制を改正するため、もしくは新法案を導入するためにとられた取組みについての情報を提供してください。

### ■ ナショナル・マシナリー<⑤第2条1 (1)>

いずれも男女共同参画局を事務局としている、新設の「男女共同参画会議」と「男女共同参画推進本部」の関係を明らかにしてください。第5次レポートの15および16ページにおいて、男女共同参画会議と男女共同参画推進本部の意見や決定について言及されている。これらの意見や決定の効力と、これらの効果はどのように監視されるのかを説明してください。

### ■ オンブズパーソン<④第2条(c) (1)>

第4次レポートの17ページは、「男女共同参画2000年プラン」に、男女間の不平等に係わる問題の解決に当たるオンブズパーソンについて、日本への導入可能性に関する調査研究を行うという提言が含まれていると述べている。そのような調査は実施されたのか？もしそうであれば、オンブズパーソンの設置に関して、どのような勧告がなされたのか？

### ■ 地方公共団体における男女共同参画基本計画の策定状況<⑤第2条2 (3)>

第5次レポートの18ページは、すべての都道府県が、2000年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画に即した男女共同参画計画を策定している一方、2001年4月現在、市町村では、わずか19.4%しか独自の男女共同参画計画を策定していないと報告している。より多くの地方自治体に計画を策定させるために、どのようなことが行われ、もしくは検討されたのか？

### ■ 苦情処理・監視専門調査会<⑤第2条3 (1) イ>

第5次レポートの19ページに、苦情処理・監視専門調査会が、男女共同参画社会基本法に規定されている政府の施策についての苦情処理および人権が侵害された場合における被害者の救済について、調査・検討を行っていると記載されている。その調査・検討の結果とは、どのようなものか？

### ■ 人権擁護機関<⑤第2条3 (2) ア>

2002年3月に政府が、現行の人権擁護制度を抜本的に改革するため、人権擁護法案を国会に提出したことが報告されている（第5次レポートの20ページ参照）。この法案は、報告によると、人権侵害による被害の適正かつ迅速な救済と実効的な予防を提供する人権委員会の設置を図っている。法案の現在の状況についての情報および法案の規定のうち、特に女性の人権の侵害に関するものについて、詳細な情報を提供してください。

## 【女性に対する暴力】

### ■ 夫婦間レイプ、家庭内における暴力<⑤第2条4 (1) ア>

強姦罪に関する刑法177条について、この条項のもとで、婚姻関係における強姦は起訴されうるの

か、また、(実際に) 起訴されてきたのかという点も含めて詳細な情報を提供してください。婚姻関係におけるレイプとドメスティック・バイオレンスに関する訴訟手続の件数についての詳細な情報を、有罪判決の件数と刑罰の内容を含めて提供してください。さらに、家庭内における暴力、特に、そのような暴力が女性、子ども、高齢者に対してなされたものであるかどうかについて、可能であれば、被害者と加害者の関係についての情報も含め、詳細な情報の提供がさらに求められる。近親姦は罰せられているのか?

■ 「女性に対する暴力に関する専門調査会」<⑤第2条4(4)ア)(i)>

第5次レポートの24ページにおいて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の円滑な施行に向けて」と題された「女性に対する暴力専門調査会」の報告書について言及されている。この報告書にもりこまれている勧告およびその履行状態についての情報を提供してください。

■ セクシュアル・ハラスメント<⑤第2条4(6)ア)およびイ)>

セクシュアル・ハラスメントの個々の事例における刑法規定の執行について、詳細な情報を提供してください。加えて、男女雇用機会均等法のもとでのセクシュアル・ハラスメントに関する雇用主の義務を明らかにしてください。

○ 【ステレオタイプ】

■ 固定的性別役割分担意識<⑤第5条(a)1(1)および2(1)>

第5次レポートの37ページにおいて、固定的な性別役割分担意識は、長い時間をかけて形成、標準化されており、男女共同参画社会にとって重大な障害となっていると記載されている。また、これに関して、影響調査専門調査会が、政府の施策を始めとする、女性のライフスタイルの選択に大きな影響を持つ諸制度について調査検討を行っていることが報告されているが、この調査会の結論について、情報を提供してください。

○ 【売買春とトラフィッキング】

■ 外国人女性の権利<⑤第6条1(2)>

日本において売春に従事している、もしくは強制的に従事させられている非登録外国人移民やトラフィッキングの被害にあった女性を含む外国人女性の状況について情報を提供してください。彼女たちは、国外退去手続がとられている期間も含めて、保健医療、一時保護施設、その他の社会的サービスへのアクセスを保障されているか?また、周旋人やブローカーと同様に、女性たちも起訴されるのか?

■ 国外犯の起訴<児童買春については、⑤第6条2(1)ア)>

国外で、成人女性と少女、もしくはその一方を搾取した日本国民に対する起訴が、日本においてなされたかどうか、情報を提供してください。

○ 【雇用と教育】

■ 職場におけるポジティブ・アクション<⑤第4条3(1)ア)>

2001年に設置された女性の活躍推進協議会の構成とメンバーはいかなるものか? (第5次レポートの35ページ参照)

■ 大学教員<⑤第4条3(1)イ)>

日本の大学における女性教員数引き上げのための達成目標の設定に加えて、大学は、第5次レポートの36ページに報告されている女性教員の低比率(2001年で9.5%)の問題に取り組むために、条約の第4条1項に沿った暫定的な特別措置のさらなる利用を検討しているか?

■ 女性起業家等への支援<⑤第4条3(2)ア)およびイ)>

経済産業省の女性起業家に対する低利貸付による効果はあったか？起業を希望する女性を対象にした「女性と仕事の未来館」の支援事業についての評価は行われたのか？（第5次レポートの36ページ参照）もし行われたのであれば、その結論はどういうものか？

■ 教育におけるステレオタイプ <⑤第10条1(3)ア>

性別に基づく固定的役割分担意識を排除し、個性を尊重する教育制度を、家庭及び地域で推進するための調査研究事業が行われたことが、第5次レポートの58ページに記載されている。この調査研究の結果はどのようなものか？

■ 雇用における女性差別 <⑤第11条1-1(1)>

現在の雇用状況において、採用選考の段階で女子学生が不利な取り扱いを受けている事例、及び、妊娠・出産を理由とした解雇や、退職・解雇に関して女性に対して男性と異なる取り扱いをする事例が見られることが、第5次レポートの61ページに示されている。これらの問題に対して、政府はどのような対策を講じているのか？

■ パートタイム労働者 <⑤総論2(3)および第11条1-2(1)>

「パートタイム労働者は、我が国経済社会において大きな役割を果たしているものの、一般労働者と比較して、待遇や雇用の安定の面で問題がある」と、第5次レポートの11ページに記載されている。この問題についての詳しい状況と、女性パートタイム労働者の待遇や雇用の安定を改善するために、政府はどのような対策を講じているかということについての情報を提供してください。パートタイム労働政策のあり方を見直すために設置されたと報告されている（第5次レポートの64ページ参照）研究会からは、どのような結果が出されているのか？

■ 派遣労働 <⑤第11条1-2(2)>

第5次レポートの65ページに述べられている「派遣労働者」という言葉の意味について明確な説明を求める。派遣労働者とパートタイム労働者の雇用状況とはどのように違うのか？すべての職種において、現在の労働市場における女性のキャリアアップの機会についての状況を、男性と比較して、詳細に説明してください。

■ 裁判官・検察官 <⑤統計資料63、64>

第5次レポートの統計資料には、裁判官、検察官および警察官の男女比が不均衡であることが示されている。この不均衡を是正するため、条約第4条1項に規定されている暫定的な特別措置を含めて、どのような対策を検討しているのか？

■ 賃金格差 <⑤第11条1(d)-1>

厚生労働省が、男女の賃金格差の原因について分析し、企業の賃金・待遇制度等による男女間の賃金格差への影響を把握するための研究会を発足させたことが、第5次レポートの68ページに記載されている。この研究調査の結果はどのようなものか？また、研究会は男女間の賃金格差を縮めるための具体策を提案したのか？

### 【公的活動と意思決定への参加】

■ 地方自治体レベルの審議会委員 <⑤第4条2(1)>

地方自治体の審議会等における女性委員の割合は、国の審議会等よりも低いということが、第5次レポートの34ページに示されている。地方自治体の審議会等への女性の参加を高めるために、政府は、条約4条1項に規定されている暫定的な特別措置の導入を検討しているか？

■ GEM <⑤第7条1>

GEM（ジェンダーエンパワメント指数）上位先進国に比べて、日本は、「国会の議席数に占める女性の割合」及び「行政職及び管理職に占める女性の割合」が低いことが、第5次レポートの49ページに報告されている。この点に関して、日本の順位を高めるために政府が実施あるいは検討している

対策をくわしく説明してください。

【大使・外交官】<⑤第8条1(3)イ)およびウ)>

第5次レポートの53ページに報告されている、女性大使および外務省や在外公館の女性職員の人数を増やすために、具体的にはどのような対策が講じられているのか?

### 【健康】

【健康支援】<⑤第12条1(2)>

生涯を通じた女性の健康支援事業が2000年度に27か所の都道府県・指定都市で実施されたことが、第5次レポートの75ページに報告されている。この事業は、2000年以降の2年間に全国でさらに拡大されているのか?

【10代の望まない妊娠と性に関するハンドブック】<⑤第12条1(4)ア)>

10代の望まない妊娠が増加しており、この傾向をくい止めるために、政府は、地方公共団体に対して「思春期の性と健康に関するハンドブックの作成」を求め、作成のための指針を提示したことが、第5次レポートの76ページに記載されている。すべての地方公共団体がこのようなハンドブックを作成しているのか?政府はどのようにハンドブックの効果をモニターしているのか?

【HIV/AIDS】<⑤第12条2(1)>

HIV/AIDS感染者数が増加する中で、HIV/AIDSにかかるリスクが高いと考えられている女性や少女のために、政府はどのような対策を取っているのか?弱い立場にある女性や少女に、特に重点をおいた予防および治療プログラムについて情報を提供してください。

### 【婚姻と家族法における平等】

【民法改正】<⑤第16条1>

法制審議会によって作成され、1996年2月に法務大臣に提出された、婚姻最低年齢、女性の再婚禁止期間および夫婦の氏を取り上げた「民法の一部を改正する法律案要綱」(第5次レポートの85ページ参照)についての進捗に関して、最新の情報を提供してください。

### 【障害を持つ女性】

【障害を持つ女性】<⑤第3条1(1)ア)>

「障害者対策に関する新長期計画」(第5次レポートの31ページ参照)の中で、弱い立場にある障害を持つ女性への取り組みとして、政府が、特に女性に焦点を絞った対策を取っているかどうかについて、情報を提供してください。

### 【選択議定書と条約第20条1項】

【選択議定書】

条約の選択議定書の批准に関する問題に関して、日本政府の検討状況の進展について、最新情報を提供してください。

【条約第20条1項】

委員会の会期について規定している条約第20条1項の改正の受諾に関する進展について、説明してください。

3月20日、国会女性議員懇談会が開かれ、女子差別撤廃条約について女性の地位協会の矢澤澄子さん、堀口悦子さん、渡辺美穂さんがミニ講義を行った。そのさなかにイラク攻撃が開始された緊迫した日。出席は、大島令子、山谷えり子、林紀子、川田悦子、山内恵子各議員。代理は井上美代、東門美津子、武山ゆり子、山本かなえ、田嶋陽子、大脇雅子、福島瑞穂の各秘書。

## 北京 JA カレンダー

2003年5月10日(土)  
13:30~16:30

——北京 JAC 総会——  
文京区男女平等センター

- ・議事：2002年度事業報告  
2002年度会計報告  
2003年度事業計画  
2003年度予算  
その他
- ・国会報告：  
大脇雅子参議院議員  
小宮山洋子議員(予定)
- ・地域コーカス報告
- ・テーマコーカス報告
- ・交流会  
簡単なお茶とお菓子を用意いたします。  
実費を頂きます。
- ★経費削減のため、出席をお返事頂ぐための郵便物は送りませんので、FAXにて、ご出席を JAC 事務所にご送信いただけますと好都合です。5月5日までにお願いいたします。
- ★終了後、世話人会を開催いたします。

\*\*\*\*\*  
<今後の予定>

- ・次回世話人会を5月4日(日)  
13:30から開きます。  
総会準備のご相談です。  
北京 JAC 事務所にて

『北京 JAC マンスリー 第68号』  
2003年2月1日発行  
編集・発行 北京 JAC 事務局  
担当世話人 永井よし子  
113 東京都文京区本郷1-33-9  
コージュ後楽園廣本ビル802  
T/F 03-5689-6828  
メールアドレス jac@pop06.odn.ne.jp  
郵便振替番号 00250-7-66425  
北京 JAC 事務局

## トピックス

石原都知事の「ババア発言」の撤回と謝罪を求める裁判の第1回公聴弁論が、3月13日に東京地裁で開かれた。大法廷は原告・傍聴者合わせて120名もの参加者で溢れ、入廷できなかった人も出た。被告側は被告も代理人も欠席したが、訴状の確認に続いて3人の原告が陳述を行った。陳述は15分で終了した。

午後には、6288名の署名を携えて有志が都庁に向け、都知事宛てに提出した。また、昨年9月の抗議集会が海外のマスコミで報じられ、ドイツのデルトムントの市民から石原氏宛て228名分の署名が届けられた。他にも、アメリカやドイツの女性たちが発言の撤回と謝罪を求める意見をよせている。

次回裁判日程は、5月8日13時30分から。  
お問い合わせは、北京 JAC 事務局まで。

(永井よし子)

## 事務局から

●イラクの戦火は、市民を巻き込んで、憎しみと恐怖の連鎖を生んでいます。あまりにも理不尽なアメリカの暴力行為をどうしたらやめさせられるでしょうか。国際ルールも無視、「我々は神から権利を与えられた」との暴論の下で、命を落す人々の無念と、恐怖と痛みに苦しむ女性や子どもを思うとたまりません。「軍事化」のメカニズムを女性たちの手で一刻も早く打破しなくては。

●そのためにも、政策決定の場への女性の進出は要です。この春の選挙では、世襲による安易な政治家の誕生を許さず、利益誘導や権力志向の政治家も見逃さず、ましてや女性の生きる権利を頭から否定して憚らない人権感覚欠落人間などにはお引取りいただきたいものです。

●年会費納入のお願いと郵便振替用紙を同封いたしました。会費で運営している JAC です。ご協力をよろしくお願ひいたします。